

支那の銀行が一般の庶民金融機關として貸付けてゐる金額は極く僅かであり、然も貸付は大部分合作社、錢莊、個人金貸等の手を通じて行つてゐる。こゝに現在支那の銀行數を示せば次の通りである。

種類	行數	本支、店
國立銀行	一	三五
特許銀行	二	二九二
省立銀行	一六	二七八
市立銀行	五	一五
商業銀行	七五	四五四
貯蓄銀行	五	二二
實業銀行	八	七三
農工銀行	二二	七七
專業銀行	一二	五三
華僑銀行	一〇	四八
合計	一五六	一、三四七

これを設立年代別にすると即ち次の通りである。

民國元年以前に設立のもの	一八
同元年—十年	二〇二
同十一年—二十年	三五〇
同二十一年	一一一

同二十二年	一四八
同二十三年	二九六
同二十四年六月	六三
合計	一、一八八

右の内地方農民の金融機關たる農工銀行の年次別數、拂込資本額表は次の通り。

年次	行數	拂込資本額(元)
一九一八年	一	五、〇〇〇、〇〇〇
一九二二年	一	二〇〇、〇〇〇
一九二八年	二	四、八五〇、〇〇〇
一九二九年	一	六二、〇六〇
一九三一年	三	一九六、六九一
一九三二年	八	六九三、四五八
一九三三年	七	五、五二一、九九七
一九三四年	六	三、三〇五、三九三
合計	二三	一九、八三五、五九九

更に全銀行の地方別分布を示せば次の通りである。

地域	本店數	支店數	合計
上海市	六〇	二六	八六
天津市	八	五四	六二
第四章 支那の庶民金融機關			

湖北	青島	杭州	南京	重慶	漢口	廣州市	江蘇省	浙江省	山東省	山西省	甘肅省	河北省	河南省	陝西省	四川省	安徽省	福建省	湖南省
一	三	七	一	九	四	五	三	一	一	一	一	一	一	二	四	三	三	二
五〇	二〇	一七	五〇	一四	三〇	一四	一七五	七八	三三	三三	四	四八	四九	四六	四一	四〇	二八	五〇
五一	二三	二四	五一	三三	三三	一九	一八八	九五	三三	三三	四	四八	五〇	四八	四五	四九	二八	五一

更らに之等の投資先を一覽してみると左の通りである。

湖南	福建省	廣西省	廣東省	吉林省	黑龍省	遼寧省	雲南省	察哈爾省	綏遠省	寧夏省	香港	總計
二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇	一五九
三三	三三	二四	一五	一〇	三	二一	六	四	八	三	三三	一、一八八
三四	三五	二五	一五	一〇	三	二一	七	四	九	四	四三	一、三四七

第四章 支那の庶民金融機關

商業 二九・七七%
 工業 一三・二五%
 銀行 二・一五%
 政府 四一・九一%
 團體 一・〇八%

個人	三・二三%
交通	二・一五%
農業農産品	五・三八%
公共事業	一・〇八%
合計	一〇〇・〇〇%

即ち個人及び農業方面双方合して僅かに八・六一%に過ぎない。以上をもつてみても支那の銀行が、一般民衆と如何なる關係にあるか、略ぼ理解されると思ふ。而も農村及び商業に對する銀行の融資とても、これが却つて各種の機關を通じて庶民階級を壓迫する高利貸資本として變形されてゐるのである。

六、信用合作社

「合作社」は日本の産業組合にあてはまる。この合作運動の起つたのは、大正八年世界を擧げての思想運動に刺激されて起つた支那の新文化運動、労働組合運動等と一緒になつた學生達の排日運動即ち「五四運動」が端緒となつて、大正十一年中國華洋義賑會（在支教會を中心として英米人と支那學生の組織せる慈善團體）が、五百元の資本で直隸省涿縣婁村に試験的に設立したのが濫觴である。その後大正十四年國民黨第二回大會にて合作社運動の提唱を決議し、黨中央執行委員の載季陶が中心となつて各地方支部に普及設立に努め、漸次各方面の注意を喚起して、各種の思想團體、中央、地方政府の農村政策、地方富豪劣紳は（自己の投資先として）各種各様の見地から合作社の設立に努力し、斯くして今日の趨勢となつたのであるが、この設立を促進したものは即ち一九三〇年の世界的農業恐慌の結果の影響

であつた。こゝに一九三一年以後の設立情勢を擧ぐれば次の通りである。

年次	實數	指數
民國二十年(一九三一年)	二、七九六	一〇〇・〇
同二十一年(一九三二年)	三、九七八	一四二・三
同二十二年(一九三三年)	三、〇八七	一一〇・四
同二十三年(一九三四年)	一四、六四九	五二三・九
同二十四年(一九三五年)	二六、二二四	九三七・九
同二十五年(一九三六年)	三七、三一八	一、三三四・七

更らに之等の合作社は北支では河北、山東に發達し、中支にては江蘇、浙江、江西、安徽、湖北、湖南、四川に、南支では僅かに福建に發達してゐるが、その投資分布も大體之れに準じてゐる。その投資總額は二千十六萬五千元位で、これを合作社數三萬七千三百十八にて除してみると一合作社當り五百四十元位で、實に微々たるものである。而してこれら合作社の事業は大體次の様に分類される。

信用事業(貸付及び貯金)	造林	家畜保險
日用品購入	養豚	製靴
養蠶	農具及び機械利用	建築
養魚	拓殖	共同工場
貯藏	製糸繭乾燥	葬儀
共同購買	販賣	灌溉

養蜂

運輸

製紙

牧畜

酒造

溝渠開鑿

而して民國二十五年調査の合作社總數三萬七千三百十八のうち、信用合作社は二萬六百二十を算し、全體の五五・三%の過半數を占めてゐる。さらにこゝに過去における農村合作運動が農民に如何なる結果を與へたかを述べてみる。

(一) 地主(獨占的)性質の合作社 これらは農民の大部分に借入金の抵當に地券を提供せしめてから、所有土地が多ければ多いほど借入金も多く出来る理となり、地主は極めて少い利息で多量の金を借入れて、これを有利に操縦した爲に、農村をして益々没落に向はしめ、また合作社の組織も農村の荒廢に伴つて漸次減少して來たのである。

(二) 政治目的の合作社運動 政府は一般の弱少農民の爲、經濟解放運動に藉口して合作社を提唱し、利用して、收税の機關とした。陳果夫もかゝる運動は破壊的のものであると述べてゐる。

(三) 高利貸の性質 前記せる處と大差なく地主階級は多額の金を借用し、その借入金を小農に貸付け、その間に高利を食つてゐるのである。

(四) 商人的性質 或る一定の時期を利用し、棉、小麥、茶等の如き商品生産物を對象として農民に貸付けるのである。例へば棉花貸付の如きものがそれである。

(五) 殖民地的性質 棉花の如き商品作物耕地の結果は、外國洋行と提携して初めて利潤を獲得することが出来るのである。北支の棉花の如きはその爲棉花特約組合があるも、この種の營利的商業機關は、絶対に農村を救済するところが出来ず、ただ日々に農村をして荒廢せしむるのみである。

即ち以上が支那の信用合作社の實狀であつて、支那の合作社は、一つは政府當局が農村の崩壞防止と全國統一を圖

る爲の一つの方便として、又一方銀行業者や農村の富豪劣紳は、有利確實なる投資主體としてこれを設立したのである。随つてその内容は劣悪であり、又一部特殊階級に利用されて眞の合作社の精神を没却してゐるものが多いのである。故に支那の合作社は「古い合作社程經營困難であり、新しい合作社程經營容易である」といはれてゐる。現に一九三五年中には一、〇四八の合作社が解散し、一九三六年中には一、七〇〇社の多數が解散してゐるのはこの證左である。この點に氣づいて現に日本の勢力下に在る合作社に對しては、次々「新民會」その他の手をもつて順次改組してゐるやうである。

七、農業倉庫

農業倉庫は農民に米、雜穀、棉花、農具その他のものを擔保として小額を融資する金融機關である。この種の機關が發達したのは、民國二十二年五月に行政院の農村復興委員會第一次大會の時「農民銀行は各縣に農業倉庫を設立すべし」といふ決議をなし、同年の實業部の「農業行政計劃綱要」第一條にて、農業倉庫設置計劃實施を規定したが、その後間もなく中央農業推薦委員會に對して、中央模範倉庫開設を命令した。また湖北省政府でも農村投資希望者を集めて、武昌、漢陽、襄陽に試験的に實施することとなつた。

この外に中國銀行は山西、陝西、山東、河北、江蘇地方に農業倉庫を設立した。又上海銀行は江蘇の青陽、蘇州の唯亭、江西の湖熟、吳興の潘店、平湖の清溪、宜興の華安、南京の湯山に設立、更に同行は中國銀行と合同し湖南省の各縣に農業倉庫の普及を計つたのである。政府は銀行資本を利用して地方農村の復興政策としたが、銀行は農村の衰微を救済しようとする目的ではなく、遊資の投資先を見出す營利事業としたから、交通便利な各縣には發達したが、

交通不便な地方は發達しなかつた。これでは農業倉庫本來の目的に反し、貧農には利用されてゐない現状である。なほ農業倉庫の全國的數は確たる統計なく、江蘇農民銀行の設立のみにも縣内三十九、縣餘二百ヶ所、貸付額三百萬元に達してゐるから、恐らくは全國の貸付總額は數千萬圓に達してゐるものとみていゝと思はれる。

八、小本借貸處

民國十六年北京市内に次の様な廣告ポスターが貼り出されて世人を驚かせた。即ち

北京市市民小本借貸處貸出擴大廣告

本處ハ本市ノ農、工、商業者救済ヲ主旨トシ、開業以來年餘ヲ經過シ小農、小工、小商ノ救済數ハ累計三萬五千五百餘戸ニ達セリ、茲ニ本處ハ市場繁榮ノ爲ニ特ニ貸出ノ擴大ヲ計ル考ヘヨリ各項辦法ヲ説明シ各位ニ知ラシメントス

一、借款種類

甲、農業方面 肥料種子、家畜農具ノ購入、井戸ノ製作費之レニ屬ス

乙、工業方面 工業器具、各種原料家庭工業用品購入ノ場合ハ之レニ屬ス

丙、商業方面 商業及擺攤、挑擔等之レニ屬ス

市中ニ於ケル無業者ニシテ上記三種ノ事業ヲ經營セントスル時ハ借用シ得ルモノトス

二、利率

本處貸出利息ハ一律ニ月息六厘計算トス

三、金額

本處貸出金額ハ毎戸ニ付一元ヨリ二百元迄トス

四、擔保

甲、擔保保證

季節納入物件擔保ハ六〇元以下ヲ九等捐ノ擔保保證ハ三〇元以下、八等捐ハ六〇元以下、七等捐ハ一〇〇元以下、六等捐ハ二〇〇元以下ヲ貸出ス

乙、保證人

正當ナル職業及資産人望アル者ハ擔保資格アリ、コノ者ヲ保證トスレバ、ソノ借款金額ハ該保證人ノ情況ヲ調査後決定ス

丙、低押物

土地ノ紅契又ハ房契トス

五、期限

借款期間ハ最長八ヶ月

この創始者は民國八年當時北京の警察總監をしてゐた吳炳湘氏であつた。その後この小本借貸處は民國二十二年及び二十六年の再度に於て「小本借貸監査委員會簡章」「小本借貸章程小本借貸處組織辦法」「小本借貸理事會章程」「小本借貸處辦事細則」「小本借貸處放款規則小本借貸處農工商團體借款辦法」の修正又は新制定をみた。その主なる規則は順次掲げてゆく。

この小本借貸處の好成績は中央政府でも取りあげられ、民國十七年南京の中央政府實業部では「各地方救濟院規則」發布の際その第七章に於て左の如く「貸款所」の規定を公布すると同時に、同二十五年六月には全國各都市及び各縣政府に向つて「小本借貸處」設置方の命令をなし、その結果北京の外天津、南京、鎮江、青島、蘇州、蘭谿、漢口、武昌の各都市には北京同様「小本借貸處」が設立され相當の成績を示してゐる。

第七章 貸款所

第四十四條 貸款所ハ貧民ヲ救済スル爲ニ營業資金ヲ貸付ケルモノトス

第四十五條 貧困者ニシテ營業資金ナキ場合左記該當者ハ貸款ヲ申請シ得ルモノトス

- 1、十五歳以下ニシテ不良ナル嗜好者以外ノ者
- 2、小本營業ヲ希望シ、又ハ曾テ營業ナシタルモ出資者ナキ者
- 3、但シ確實ナル店舗又ハ保證人ヲ要ス

第四十六條 每人貸款額ハ五元ヨリ二十元迄トシ利息ヲ取ルベカラズ、前項貸款ハ情況ヲ酌量シ返還方法ヲ規定シ得ルモノトス

第四十八條 貸款満期ニ至ルモ返還セザル場合ハ保證人賠償スルモノトス

第四十九條 期日經過後モ返還出來ザル場合ハ理由ヲ具シ事情酌量ノ上處理スベシ

第五十條 營業名義ヲ偽リ營業シ居ラザル時ハ直ニ返還ヲ要求ス、尙返還セザレバ公安局ニ告訴シ處理ヲナスベシ

最近の北京「小本借貸處」の資本金は二十四萬元にして、全國各市の借貸處に比して規模最も大きく業績もいゝのである。因みに北京小本借貸處の民國二十五年上半年貸付金は次表の如くである。

農 業		工 業		商 業		合 計	
戸 數	金 額(元)	戸 數	金 額(元)	戸 數	金 額(元)	戸 數	金 額(元)
三、一二九	四五、九二九	六一三	九、七五五	三、三六七	三六、一八八	七、一〇九	九一、九〇二

團體貸付 又小本借貸處は個人の外、次の規定によつて各種團體にも貸出を行ふ。

北京市民小本借貸處農工商團體借款辦法

(民國二十三年十二月七日府令核准)

第一條 本處ハ小本農、工、商、團體ニ對スル借款ニ關シ本法ヲ適用ス

第二條 團體ノ種類

- 1、各種合作社
- 2、各種互助社
- 3、農業公共團體
- 4、工業公共團體
- 5、商業公共團體
- 6、各業公共團體
- 7、農村水利團體

第三條 本處ハ前條ノ團體ニ對シ生産上援助ノ必要ヲ認メタル場合ハ本法ニ依リ事情ヲ酌量ノ上借款ヲ爲ス

第四條 團體借款申請ノ際ハ本處ハ團體ノ定款及組織辦法、代表責任者ノ證明文件、用途、其他ヲ調査ス

第五條 本辦法ニ規定ナキ事項ハ本處貸付規則ヲ適用ス

第六條 本辦法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第四章 支那の庶民金融機關

北京市民小本借貸處章程

(民國二十六年十二月修正)

第一條 本處ハ北京市政府交附捐款十二萬元及市政府保證銀行借入金十二萬元ヲ以テ本處借貸資金ニ充當ス、前項ノ資金ハ如何ナル機關ト雖モ他ニ之ヲ流用スル事ヲ得ズ

第二條 本處ノ借貸ハ本市市民ノ小資本經營ノ農、工、商業者ノ資金缺乏者ニ限り之ヲ行フ

第三條 本處ノ事務ハ理事、監察、執行ノ三部ニ分テ其理事會、監察委員會章程及本處組織辦法ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 本處ノ貸付利息ハ一律ニ月利六厘ノ計算トス

第五條 本處ハ毎月貸借對照表及收支報告表ヲ作製シ北京市民小本借貸監察委員會ノ検査ヲ經テ市政府ニ呈送之ヲ公布スルモノトス

第六條 本處ノ貸付金ニ對スル收入利息ハ經費ヲ除キタル以外ノモノハ先ヅ借款銀行年利五厘ニ充當シ其ニ不足額アル時ハ市政府ヨリ之ヲ補足ス

第七條 本處ノ決算ハ每半年ヲ一期トナシ上半年ハ六月三十日迄トシ下半年ハ十二月三十一日迄トス

第八條 本處ハ毎年純益金中百分ノ二〇ヲ本處職員ノ獎勵金トナス外其ノ餘ハ積立金トシ專ラ貸付金ノ豫想外ノ損失アル時ノ補填ニ備フルモノトス

第九條 本章程ハ市政府公布ノ日ヨリ施行ス

北京市市民小本借貸處放款規則

(民國廿三年五月十六日府令核准)

第一條 本處一切ノ貸付ハ借款人ノ借用證書提出ニヨリ貸付スルモノトス

第二條 滿二十一歳以上ニシテ本市ニ一年以上居住シ小資本ノ農、工、商業者ハ男女ノ如何ニ不拘本規則ニ依リ借款申請書ヲ提出スルヲ得

第三條 本處ノ貸付方法及之ガ範圍ハ章程以外ニ超ユル事ヲ得ズ

第四條 貸付期限ヲ定期及活期ノ二種ニ分チ定期期限ハ最長一ケ年ヲ超ユル事ヲ得ズ、但シ特別事由アル時ハ許可ヲ得テ延長スル事ヲ得

第五條 本處ノ貸付ノ際抵當品ハ本處常務理事署名捺印ノ保管證ヲ交付スルヲ以テ有效トス

第六條 本處ノ不動産擔保ニヨル貸付ハ本處擔保評價金額ノ十

分ノ四ヲ超過シ得ズ

第七條 擔保物件ハ第一次擔保タルヲ要ス

第八條 本處貸付ノ擔保不動産ハ永續且確實ニ收益アルモノニ限ル

第九條 不動産擔保品ハ登記済又ハ付保險物タルニ限ル、但建築ニシテ付保セザル場合借款人付保ヲ要ス、本處ニテ付保シタル場合之ガ保險料ハ借款人ノ負擔トス

第十條 動産、不動産ヲ以テ本處ノ擔保品トナス場合、本處ハ直チニ調査鑑定後其ノ價格ヲ定ム

第十一條 本處貸付金額ハ一戸ニ付一圓以上二百圓迄ト定ム、但シ特殊事業ニシテ該限度超過ノ場合ハ理事會ノ議決ヲ經タル後市政府ノ許可ヲ得テ貸付クルモノトス、但シ借款人ハ確實ナル保證人又ハ相當額ノ擔保物件ヲ要ス

第十二條 擔保物件ノ調査、鑑定ノ諸費用ハ借款人之ヲ負擔ス

第十三條 不動産擔保物ニテ借款ノ場合ハ買賣契約書、登記證、保險證券及其他附屬文件ヲ貸付期日迄ニ本處宛提出スルヲ要ス

第十四條 倉庫證券ヲ以テ擔保物件トナス場合本處ハ直チニ該物件並ニ入庫年月日其他事情ヲ實地調査後契約ヲ締結ス、但

シ未ダ付保セザル時借款人ハ直チニ付保スルヲ要ス

第十五條 建築物ヲ擔保トナス場合ハ評價額内ニテ擔保滿期日ノ原價銷却金ヲ除去シタル金額ヲ以テ基準トス

第十六條 本處ハ隨時借款人ノ營業及生産情況ヲ調査シ若シ借款人ガ隱飾又ハ毀造シ契約以外ニ該借款金ヲ使用シタル時ハ契約ヲ解除シ貸付金額ヲ返還セシム

第十七條 借款人ハ本處ノ承諾ナクシテ擔保物件ヲ改造又ハ所有權ノ移轉ヲナシ得ズ、若シ違反シタル場合ハ直チニ契約解除シ貸付金ヲ辨償セシム

第十八條 本處ハ借款人ガ借款金額ノ期日滿了ニ至リタルモ返還セザル場合元金及利息ニ對シ翌日ヨリ起算シテ利息ヲ加算ス

第十九條 借款人ガ毎期月賦償還ノ義務不履行ノ場合、本處ハ直チニ貸付金全體ノ返還ヲナサシム

第二十條 本處受入ノ擔保物件ノ價格低落シタル場合、本處ハ擔保物件ノ増加ヲ求メ又ハ相當金額ノ返還ヲ求ム

第二十一條 不動産擔保ノ全部又ハ一部ガ官公署ニ使用サレタル時本處ハ直チニ全部若ハ一部金額ヲ償還セシム、但シ相當價格ノ擔保品提出アレバ此ノ限ニ在ラズ

第四章 支那の庶民金融機關

第二十二條 左記不動産ニ限り擔保物件トシテ貸付ヲナシ得ズ

- 一、學校、寺院、病院、劇場其他公用家屋並ニ土地
- 二、鄉村社地、墓地、堤溝沿鐵道用地、公用道路
- 三、炭礦地及鑛泉
- 四、會場
- 五、數人共同ノ不動産、但シ數人ト雖モ總テ承諾アリタル時ハコノ限ニアラズ

第二十三條 借款用途ヲ正當ナル資本ニ使用セザル時又ハ別途ノ使用若クハ投機事業ニ流用シタル場合ハ借款ヲ拒絕シ申請書ハ返還セズ

第二十四條 借款人及保證人ノ住所變更シタル時ハ遲滞ナク本處ニ通知スルヲ要ス

第二十五條 借款人ハ一戸一名ト定ムルモ捏造ヲ以テ多額ノ借款ヲナシタル場合、本處ハ元利ヲ直チニ返還セシム

第二十六條 借款人第十六、十七、十九、二十條ノ各項ヲ遵守セザル時、本處ハ該擔保物件ヲ自由處分ニ附シ尙不足ノ場合ハ更ニ不足額ヲ要求ス

第二十七條 本處ノ貸付計算日ハ國曆ヲ使用シ利息ハ十二ヶ月計算トス

第二十八條 木處貸付金ハ本國通用貨幣ヲ以テ使用ス

第三十條 本規則ハ常務理事ノ情狀酌量ニヨリ隨時修正文ヲ作

第二十九條 本處ノ利息ハ最高月一分最低七厘ヲ超過シ得ズ

製理事會ニ提出シ議決後市政府ノ許可ヲ受ケ效力ヲ發生ス

九、儲蓄會

儲蓄會は株式にて會員より、三元乃至三十六元の株金の小口拂込をなさしめたる金と各種の貯金と預金とを資源としてこれを會員に信用貸、擔保貸とし、又は事業投資、證券投資等をなす一種の金融機關であつて、主として東三省に於いては獨立の儲蓄會といふものこれを經營し、關内のものは貯蓄銀行に類似したものである。

その方式は極めて多種類あるがこれを普通、有獎、及び其他の三種類に分類編納することが出来るのである。普通儲蓄會は更に之を東三省系及び關内銀行組織の二類に分つのであつて

一、東三省系儲蓄會 前清光緒年代鎮江羨餘儲蓄會に始まり、創設者は陳漱六氏で民國となつて後、陳氏は東三省にあつて張志良、王建極氏らと聯合、極力儲蓄事業を鼓吹したため各地にこれを眞似て設立する者多くなり、こゝに相當の躍進を遂げた。民國十五年には東三省にて儲蓄會の總會七十餘ヶ處、分會三百餘ヶ處、その基金奉天大洋二億元を集むるに至つた。この躍進は貸付利息が高利率である事が最大原因で、儲蓄會の資金利用に貸付を行ふ際は莫大なる利益を擧げた故、皆争つてこれを組織したのである。又持株の金額極めて小額で、三元乃至三十六元であり、且つ分割拂込であつたので募集の容易であつたことも原因してゐる。その資金の運用は保證信用貸付、不動産貸付、有價證券貸付、貨物擔保貸付、及び實業投資等である。その最も發達した時代は民國十年から十五年の間でその勢力は東三省内から北支に及び、北京に設立された北京儲蓄會、金餘儲蓄會等もこれに倣つたのである。十五年以後は奉天省の

張政權の單抗によつて奉天票の價值大暴落したので、各儲蓄會の基金は皆奉天票を以て計算してゐた爲根本的に動搖し、又不動産投資の損失、回收不能の損失莫大であつた故停業する者多く、民國二十二年の調査によれば僅かに十餘家を存するのみで、當時の盛況の俤もない状態となつてゐる。

二、關内銀行組織の儲蓄會 四行儲蓄會と四明儲蓄會の二幕がある。その組織は歐米の受託貯蓄銀行に類似してゐる。唯、四行、四明兩儲蓄會は基本會員の受託、普通貯蓄預金元利の外に普通預金者を會員とし、これに預金利子以外に利益配當の制度を採用し、合作の性質を帯びしめたのである。

四行儲蓄會は民國十二年創立で監業銀行、金城銀行、中商銀行、大陸銀行の四行を基本會員とする組合組織として、各行は基本貯蓄預金二十五萬元合計一百萬元を預入れて、普通貯蓄預金の元利の保證の責を負つた。其他一般の貯蓄預金者を會員と稱し、預金利子の外に利益配當を行つたので、開設の年度の預金は僅か一百四十餘萬元に過ぎなかつたのに逐年増加し、民國二十二年末には七千七百餘萬元に達し、貯蓄機關中最大の預金吸收をなすに至つた。その資金運用は抵當貸付、證券投資が大半を占め、不動産貸付、銀行勘定は僅かであつた。

四明儲蓄會は民國二十二年四月四明銀行の積立金五十萬元を以て創立され、四行儲蓄會に倣つて業務を開始したが、その設立の新しい割合に相當の發展を遂げてゐる。

有獎儲蓄會 民國元年上海にて佛人が、萬國儲蓄會を創設したのを嚆矢とし、その後二十餘年間民國人、在支外人の創設に係るもので、その數十餘家を數へたが、大部分は詐欺的性質を有し利益を納めた時に會を閉鎖して、現存するものは萬國儲蓄會、中法儲蓄會の二者に過ぎない。

萬國儲蓄會 有獎儲蓄會單を發行し預金者を全會、半會、四分會の三種に分つて全會は月納十二元、半會は六元、四

分會は三元で滿十五年後に於て全會は二千元、半會は一千元、四分會は五百元と利益金を受取るのである。獎金は毎月全體の貯蓄預金の四分の一を提出しこれを獎金として抽籤發表するが、全會でその「特獎五萬元」「頭獎二千元」この外種々の小額獎金制もある。民國元年末三百五十會であつたが、同二十二年春には實に十二萬會に達し、同年末には預金總額六千二百餘萬元に至つた。その資金の運用は有價證券貸付と抵當貸付が夫々四割以上を占め、有價證券貸付中、外國公債、外國會社證券に對する投資は支那證券投資よりも多額なるは注目すべき點である。

中法儲蓄會は民國七年に創設され、最初は民國並に佛國商人の合資に據つてゐたのであるが、民國十五年に至り國人の獨占到歸した。預金規定中に二千五百元を以て全會となし、並に五分の四會、五分の三會、五分の二會、五分の一會を設く、とある外は、皆略々萬國儲蓄會の規定と同様であるが、その業務上の成績は遙かに及ばない。

この種の有獎儲蓄會の事業は、貯蓄預金額拂込期間が甚だ長期に亘り、利息も極めて薄く、預金者も途中で拂込中止をする者が多く、社會的反對の聲漸次と高まり、民國十七年全國經濟會議開催に當り財政部金融監理局は有獎儲蓄會取締條例草案を提出し、同十九年全國工商會議また萬國儲蓄會取締に關する議案を上提したが實施に至らず止み、民國二十五年五月開催の第二次全會財政會議に於いて又有獎儲蓄會取締に關し、新規會員募集禁止並に財政部より監理監督帳簿検査のため出張員派遣の二點を主眼とした議案を通過、これを財政部の處理に移した。同年六月立法院通過の儲蓄銀行法は七月七日附民國政府之を公布施行し、その第十四條により有獎儲蓄は禁止せられる事となつたのである。

儲蓄會は前述の普通儲蓄會と有獎儲蓄會を除いて、其他の儲蓄會と分類せられるものに儉德儲蓄會、興業儲蓄會、保險儲蓄會、公益儲蓄會の四種類があるのである。

十、農民貸借所

農民貸借所は一種の小規模な農村金融機關であり、屢々農業倉庫、信用合作社と直接聯繫をもつてゐるが、中には單獨經營のものもある。その發展は農業倉庫、合作社に及ばないが、貸借所を通じて銀行が行ふ農民收取の程度に於いては右二者を遙かに凌いでゐる。例をあげていへば貸借所の貸付は十中八九は抵當貸付で、農民の抵當物件に對し貸借所の大部分は倉庫を手許に有せず、且つ貸倒れを防ぐ爲に農民をしてその貯藏の場所（倉庫）迄運搬納入せしめる。この貯藏場は概ね共同倉庫或は寺院に設けられてゐるが、倉敷料は一割から二割甚だしきは五、六割も徴收する。この倉敷料は質屋の保管料と異なるところがない。また貸借所の抵當物件は土地及び農耕用具以外衣服裝飾品をも扱ふのであつて、これは明白に「變裝せる質屋」に相違なく、銀行資本の農村侵入にかゝる姿態は、農民負擔を加重せしめる點に於て、質屋或は富豪劣紳の苛酷さに劣らないものがある。かく觀來るに於いては銀行資本の農村に於ける活動即ち農民貸借所を利用して行ふ高利貸的收取は、正にそれの質屋化の前途への邁進を表明するものであり、かゝる形態の進展は新たなる收取方式を増加し、貧窮農民の負擔關係を益々加重させ農村經濟の崩壞を鋭化、促進さすに過ぎないものである。

十一、結 論

然らば支那の一般庶民階級は、これらに依つて救はれてゐるかといへば、決してさうではなくして、政府その他に於いて各種の施設をなしつゝあるに拘らず、その一般大衆の窮乏はこれらの施設によつて逆も救へない程の状態に陥

つてゐるのである。これらの窮民はどうなるかといへば

- (一) 極く少数の者は都市に出て労働者となり大部分は流民となる
- (二) 一部は苦力、車夫、婢僕となる
- (三) 一部は兵士となる
- (四) 一部は匪賊となる

更に農村の衰微を促進するものに自然的條件として水災、旱災、内亂及び匪患、蝗及び其の他の被害あり、他方社會的條件として生産過剰、及び流通過剰の二大原因あり、これらの原因が複雑に關連して農民をば窮地に加速度的におしこめてゐるのである。

以上の如く支那の窮民も日本のそれと同様に單に金錢的の救濟機關、或ひは金融機關を作るよりも前に職業紹介所、醫療施設、職業指導所、副業授産所、商工相談所、託兒所、養老院等その他各種の社會施設を作ることが急務と考へられる。一部論者は、庶民金融機關がこれらの全部を解決出来るかと考へてゐる者もあるが、これは非常な間違ひであり、庶民金融機關をして社會事業までもなさしめんとする暴論である。

2 支那の無盡講

中國銀行經濟研究處編纂の「中國農村金融概要」によると「頼母子講は現在中國に於いては至る所に行はれ、而も村民の頼母子講に對する信用は非常に固く、實に此の上もない立派な遺風である」と云つて居る。又王蕪雨氏も其の論「山東昌邑農村の孝帽子會」の中に於いて「原理に於いては近代的合作（信用組合）運動に似て居る。これらの傳

統的な合作組織（頼母子講）は未だ中國全國の殆んど各縣に存在して居る」と云つて居る。而して「これらの組織の生じた目的は耕種、賣買、貸借、儲蓄、労働、自衛、備荒に及び、更らに冠婚葬祭、育兒、樂隊、祭祀、旅行にまで相互扶助を供するためである」と云つて居る。今左に之等の數種に就いて説明してみよう。

一、支那て行はれて居る色々な無盡講

支那の農民の大部分の人々は、大抵貧乏な人達であるから、現金を平常に澤山持つて居る人は居ないのである。だから日常生活に困つたり、又結婚や葬式に會つたり、不時の金が必要な事が出来た時の用意に、日本の農村の人達と同じやうに色々な「無盡」（頼母子講）をやつて居るのである。左に之等の一二のものに就いて話してみようと思ふ。

A、靈場参拜の爲の無盡講

日本で云へば丁度「伊勢講」や「本願寺講」や「金毘羅講」みたやうなものであつて、之れを「山會」と呼んで居る。何故「山會」と云ふのかと云ふと、支那には御承知のやうに、支那の五靈山と云ふのがあつて、之れに登山参拜する爲の會であるからである。其の最も通俗なもの、一つは何と云つても山東の泰山であつて、北支の人々は舊曆の二月に此の靈山に参拜するのが例であつて、支那内地の随分遠方から参拜する人もあるのである。即ち之等の五靈山に登山参拜する人の旅行の費用を毎月少し宛掛けて行つて、之れが蓄まつた時に其の金を借りて之等の靈山に参拜するのである。山へ行く所から之等の無盡を又「行山會」と呼んで居るのである。之等の會には色々な形があるが今其の一つの例を擧げてみると、會に加入すると會員は毎月又は毎年一定額の金を掛金せねばならぬ。例へば一ヶ月毎に一百文積立てるものとすると、會員が五十人有ると、第一回の掛金即ち第一ヶ月には五、〇〇〇文の金が集まる。斯

くして毎月掛けて行つて此の金が集まると、此の會の世話をして居る世話役は此の金を、會員の人で靈山へ行く旅費の欲しい人や又は他の目的の爲にお金の欲しい人に、一ヶ月二分又は三分、時には其れ以上の高い利子を拂ふ人に此の金を貸付けるのである。此の貸付は大抵短期のものであつて利子は非常に高いのである。之れを繰返して行つて、之れを三年間繰けるのである。一般の蓄積の期間は五年が限界であるから、三年で一先づ會を閉ぢ計算するのである。處が時には此の金を非常に困つた人に貸付けた爲に、返済期限が來ても時には拂へない人達があるのである。しかし此の靈地参拜と云ふ美しい考へを持つて居る會でも、此の債務に對しては一向斟酌しないのであつて、債務の不履行者には厳しく催促するので、中には此の債務を果す爲に自分の家屋敷を賣つたり、田地畑畑を賣つたりして此の債務の金を調達する人もあるし、又時には此の金が拂へなくて其の申譯に自殺した者もある位である。前にも話したやうに此の種の「會」の型は種々雑多にあるが、大體左の四つの點は同一である。即ち

- 一、多數の人達が一定期間定額の金を持寄る事
- 二、其の會員の中の少數の幹事が其の會の財政を管理する事
- 三、又其の積立金を高利で貸付けて、廻へず之れを繰返して短期間に複利を蓄積して利殖を計る事
- 四、最後に其の蓄積された金を、其の會の作られた目的の宗教的行事に使用すること、その時一定額を割いて宴會を開いて會員が列席する事

斯様にして三年の終りに其の集めた金で、時間の都合のつく人は皆揃つて泰山参りに出掛けるのであるが、之れは大抵舊正月早々出掛けるのである。勿論此の一切の費用即ち途中の車馬賃から、宿賃一切此の積立てた會費から支拂はれるし、又目的地へ着いた後の宴會費も此の中から拂はれるのである。

所が此の靈山詣りに付き物は賭博であつて、その目的の参拜は大急ぎで済ませて、此の山に賭博を開いて居る賭博臺へ行つて、男も女も入り亂れて賭博をやるのであつて、その金高は大變なものである。その賭博場はその地方の顔役が胴元となつて開くのであつて、衛門(役所)の下役の見廻り役に金を握らせてあるから、拘引なんかされる心配はないのであつて、公然の賭博場であつて、丁度日本の徳川時代の香取神社や遠州秋葉の火祭りや、勢州荒神山の盆莫莖と同じであつて、其れ等の人々の中には支那の國定忠治や、次郎長や森の石松や、勢力富五郎なんか交つて居るのみでなく、中には女俠客も交るのであつて、之等のあねごは行く時から裸體になるつもりで、禪子(バツチ)を何枚もはいて行く者さへある位である。

又自分の都合で靈山に参拜出來ない會員へは、此の積立金を返すのであるが、しかし其の利子は一切つけないのである。

又、更に此の「山會」の一種に「行山會」と異つた「座山會」と云ふものがある。之れは次の項で説明しよう。

B、御馳走を喰ふ爲の無盡講

此の會は前の「行山會」を無精した會であつて、五靈山へは逆も遠くて實際に行く事が厄介なものであるから、自分の宅に居つて、此の靈山の神様を祭らうと云ふ會である。尤も最近なんかは黄河が毎年氾濫したりなんかして實際行けぬ場合もあるが、こんな場合にその會員の一人の宅か、鎮守の社(廟)かに集まつて、紙で造つた山の神様(泰山娘々)などを祭つて靈山を遙かに参拜して、尤もこれは名儀だけで、大部分は御馳走を喰つたり、酒を飲んだりするのである。丁度日本の伊勢講や戎講の或る種のものと同じやうである。だから支那人は此の會を悪口云つて「蹲蹴會」(座つて御馳走を喰ふ會)などと云つて居る。又此の會は前の「行山會」に對して「座山會」と云つて居

る。

C、芝居を観る無盡講

前の「座山會」の一種で芝居を観る會もある。勿論之れには御馳走も付き物であるが、備へ物の泰山を一寸拜んで、あとは芝居を観たり御馳走を喰つたりするのである。

D、鎮守の社の爲の無盡講

支那の農村には何處へ行つても必ず「廟」がある。之れは一村に二つも三つも在る所もあるし、又二ヶ村も三ヶ村も合同で一つの廟を持つて居る所もある。しかし何れにしても、此の初めの建築費と云ふものが相當かゝるのであるが、大抵の場合には有志の寄附金によつて、日本の神社と同様、その出来た廟の前に寄附者の金額を書いた名札を掲げてあるが、此の寄附金が出来なかつたり、又廟は出来てもその維持費に困つた場合は、無盡講を作つて之れを支辨するのである。又祭禮の時の費用も之れで支辨するのであるが、日本のお寺や、神社の無盡講と大抵同じやうである。

E、井戸の無盡講

支那の村落には勿論澤山井戸があるが、土地によつて非常に井戸掘りに費用のかゝる場合は、往々にして數家族の人々が一つの井戸を共有したり、又一村落で一つの井戸しか持たない場合がある。かゝる場合には往々その井戸掘費用を無盡講によつて作る場合がある。これは丁度朝鮮の「契」と同様であつて、此の無盡は道路の新設改修、渡船場の新設改修等にも利用されるのである。

F、お正月の爲の無盡講

支那の農村の一般支拂は三月か九月か十二月である。中にも十二月は丁度日本の田舎の大晦日と同じであつて、此

の月に支拂をして貰はぬと翌年の暮まで支拂を延期される恐れがあるので、その騒ぎ方は大變である。元旦の未明に借金取りが、まだ正月でないといふ理論づけの爲に提灯をつけて、貸金の催促に行くと云ふ風景も、何うも支那の農村が始まりらしい。又借りた方でも、此の年の暮を何とか云つて切り抜けようと云ふやり繰り算段をやることも、日本の農村の大晦日と少しも變りが無い。

所で此の苦しい大晦日を越して、やれ／＼と云ふ氣持で、御馳走を澤山拵へて鱈腹喰つた上、支那農村の正月の最も楽しい娛樂の一つである賭博の資本を作る爲に、支那の農村では往々無盡講を作るのである。之れを「正月會」と云つて居る。此の無盡講は一年の中の最初の五ヶ月、即ち一月から五月迄一ヶ月二、三百文乃至一千文の掛金をするのであるが、此の掛金が蓄まると之れを會員又は會員外の必要な人に貸付けて、一定の利子を取り、之れを蓄積するのである。そして此の集まつた金で六月の小麥の收穫期の値段の安い時に、小麥を買入れて置くのである。さうすると年末の小麥の高い時は、此の小麥の値段が買入れた時の二倍も三倍にもなる。此の高い時に此の小麥を田舎の饅頭屋とかパン屋に賣つて金に換へるのである。そして此の種の會の貸付金の利率は大抵月三分乃至四分であつて、會員外の人が借りる時は、必ず會員中の誰かが保證人となる必要がある。若し期日に至つて返済が無いと、八釜しく騒ぎ立て、催促するのである。又會員中には賭博の好きなものが有つて賭博の資本にも貸すのであるが、若し之等の人が賭博に負けると、年末になつて會員に此の金を精算して返す場合には一文も取れない場合もある。

G、お葬式の爲の無盡講

支那人位葬式と婚禮に金をかける人は世界中に尠い。最も日本の農村の人々も最近までさうであるが、支那の葬式となると平常餘り親しくない人々までも、しかも其の家族一同を引連れて葬式の御馳走にありつきに来る。又村中や

近在の乞食も此の時と許りやつて来る。しかし其の喪主は之れを嫌な顔をする。「あの人はしみつたれだ」と云はれるのが嫌なのと、又澤山の人々が集まつて来ると、「あの家は平素つき合がいゝから葬式が賑やかであつた」と云はれたい見得から、我慢して大騒ぎをやる習慣になつて居る。財産を持つて居れば、此の葬式の場合田でも山でも賣ればいゝが、財産の無い連中は此の葬式の爲平常から金を作つて置く必要がある。特に此の葬式は婚禮と異つて金の蓄まるまで延ばすと云ふ事が出来ないから、是非とも此の必要がある。

此の葬式の爲の無盡講は、支那にも非常に多くて又種類も多いが、之れを總稱して『白社』と云つて居る。即ち老人を持つて居る家では、此の講に加入して居る。其の一つの例は、毎月大抵一〇〇文宛の掛金をする。そして其の年限は大抵五年であつて、途中で金が必要な時には、即ち自分の家族の人が死んだ場合には六〇、〇〇〇文借りて葬式をやるのである。即ち之等の人々は一時に六〇、〇〇〇文の金は出来ぬが、月々一〇〇文宛の掛金は出来るから葬式は樂に出来るのである。

又今一つの例は四十人の會員を作つて、會員の中の家族に死人のあつた場合、各會員が一人二、〇〇〇文宛持ち寄るのである。さうすると四十人で都合八〇、〇〇〇文の金が出るから、立派な葬式が出せる事になる。此の會は、父母會、爸母會、孝帽子會と名づけて居る。

II、色々な道具の無盡講

例へてみると葬式に使ふ棺臺や漆塗の轆桿(こし)等は、普通農民は一人で買へない。その爲に會員が金を出し合つて豫め之を用意して置いて、死人が有つた場合は、會員はお互ひに努力の手傳ひをすることは勿論の事、之等の道具を貸すのである。しかし使用料としては一定料金を取り、その代り出資した會員には毎年相當の配當をする。又婚

禮に用ゆる椅子や、冠婚葬祭に使ふ碗等も、『碗會』と稱するものを作つて共同使用する。

I、作物の盜難防止の爲の無盡講

支那の貧民はその全部が泥棒と云つていゝ。即ち支那の方言には『正直なぐらしをする爲には晝は身を粉にして働き、夜は盜みを働かねばならぬ』と云ふ言葉がある位であつて、普通高粱や棉花でさへ一定期日以後は、誰でも勝手に穫つていゝと云ふ習慣の所もある。之れは一つには支那農村に多い貧民に對する昔時からの一種の社會救済でもあり、又一つには生産擴充の一助として居るのである。斯様な有様であるから支那の農村では農作物の盜難防止の會が必要であつて、之れを看青會と名づけて居る。大抵は一部落、一村落で經營するのであつて、其の費用はその村落内、部落内の土地所有者にその面積に比例して賦課されるのである。そしてその費用で一定の人数の人を見張りの爲に雇入れるか、又はお互ひの勞力出資で行くかの双方がある。茲に面白い事には此の「看青會」の相談には、土地を持つて居ないその村落内、部落内の貧民も参加するのであつて、彼等は發言權はないが會に参加はするのである。それは何故であるかと云ふと、若し之等の人達が村落内の誰かの作物を盜む人を發見した場合は、其等の貧民も之れを逮捕したり、報告したりする義務を背負つて居るからである。若し之れを怠つた場合があると、此の見附けた人が之れをしなかつたと云ふ理由で盜人の罪を負つて、罰金を拂はねばならぬからである。此の團體が出来て居る村落では大抵村内の『廟』にペンキか漆喰で「公看義披」と云ふ文字を書いてある。そして此の泥棒を捕へるとその廟に縛りつけ、たゞかれた上罰金を支拂はされるが、その罰金の額の決定者はその村の郷長(村長)であつて、その罰金は即時支拂はられねばならぬのであるが、此の決定に不服の場合、又は被告が罰金を支拂はぬ場合、初めて正式の法廷即ち知縣の衙門に訴へられる事になるのである。そしてその罰金は大抵村で芝居を呼ぶ爲の費用に充てられるのである。

J、砂糖を作る爲の無盡講

これも前の色々なものと同様で共同の出資(金銭又は資力)、投資と云ふ經濟上の關係の外に宗教的にも、亦社交的にも結合されて居る。即ち此の會が作られると、先づ會員は何か砂糖の神様を祭つて、之れを禮拜してその成功を祈るのである。又會の解散式の場合も祭神を祀つて、その成功を神様に感謝するのである。又會員はお互ひに仕事に協力し合つて、一日の仕事がすむと會員は、特に組合の作業の爲に建てた共有の小舎に集まつて、一緒に飯を食ひ酒を飲み歡談し休息するのである。

K、灌漑の爲の無盡講

これも前の砂糖の組合と同じやうに會員は金も出し、又勞力も提供すると云ふ誓約の下に組織された經濟的目的のものであるが、しかしこれとても前のものと同様、宗教的又は社交的目的も加味されて居ることは勿論である。

L、金融の爲の無盡講

その中でも勿論此の金融の爲の無盡講が一番多いとのことであるが、之等は其の様式も方法も地方によつて各種各様のやうである。

M、その他

外に尙ほ「奉法」、「狩獵」、「音樂」、「雨乞」等、その他各種の無盡類似のものがあるやうである。

二、支那の無盡講の種類

以上支那の各地方に行はれて居る無盡講を、種類別に分けてみると大體左のやうな種類となる。

第一、其の目的から別けてみると

- イ、公共事業を目的とするもの 道路修繕、灌水、井戸等
- ロ、扶助を目的とするもの 葬式、結婚其の他
- ハ、産業を目的とするもの 砂糖製造、農作物盜難豫防等
- ニ、娛樂體育を目的とするもの 音樂、拳法等
- ホ、金融貯蓄を目的とするもの
- ヘ、宗教祭祀を目的とするもの 行山會、其の他

第二、給付の方法から區別すると

- イ、標會、搖會 搖會の中には骰子で一時に會員全部の給付順位を決定する繙伸會と、一度一度で順次を決定するものとの二つがあり、標會は入札によつて給付順位を決定するものである。

第三、掛金から區別すると

- イ、錢會 掛金が金銭のもの
 - ロ、穀會 穀類を掛けるもの
 - ハ、勞力を出し合ふもの
- との三つである。

第四、年限の長短から云へば半年位から十年位のものまである。

第五、會員の數から云へば四五人から四、五十人までの各種がある。

三、支那各地方の無盡講の發達狀態

然らば支那に於ける無盡講は、支那各地に於いて何のやうな状態に分布發達して居るかと云ふ、各省別の模様を中央銀行經濟研究所編纂の「中國農村金融概況」に依つて記してみると左の通りである。

▼廣東省

廣東省では之れを起會と云つて居るが、省内では「銀會」「穀會」の二つの種類があり、前者は「標會」(入札)であり、後者は「搖會」(抽籤)である。頼母子講の起される原因は大抵の場合、農民が比較的多額の金が必要であつて、しかも借入の形式を欲しない場合、近隣、親戚、知友等に頼んで組織するのであつて、其の初會時には金を初めて貰つた人が會員を招待して、會員は各自當日掛金を拂込むのであるが、その講金や掛金の額は會首となる人が定めるのである。次回の開會の期日その他の規約等は又當日定められるのである。第二回目以後の會にも毎回宴會が開かれるのである。銀會の場合は標會であるから二回目以後には利子を高く支拂ふ者が講金を取るのである。此の入札して講金を一度受取つたものを「重子」と云ひ、まだ講金を使はないものを「輕子」と云ふのであつて、「輕子」の掛金は入札の際の利子の分け前を差引いた額の講金を拂込めばよいのである。例へば各人の一回の掛金が十圓であり、第二回目利子の分け前が一人一圓とすると、之れを差引いた九圓を拂込めばよいのである。しかし「重子」は全額即ち十圓を拂込まねばならぬ。斯くの如くして各會員が一順講金を受取つた時滿會となるのである。

▼湖北省

此の地方に於いては頼母子講は「請會」「吃會」等幾多の名稱の異つた名で呼ばれて居る。最初の發起人は「會首」

と云ひ、其の他の者を「會友」と云ひ、掛金を塔會と云ひ、講金を受取つたことを「得會」と云ひ、「請會」の規約等は、大抵の場合口頭の約束で、會首が一冊の帳簿を持つて一切の事を記載して居る。大抵一團は十人乃至三十人である。そして、毎年一回開會のものを「拔會」と云ひ、毎月一回のものを「紅會」と云ひ、其の他に毎年二回のもの(五月及び十月、四月及び十月)毎年三回のもの(三月、七月、十一月)もある。又會員が掛金を拂込むことが出来ない場合は、俗に之れを「坵會」と云つて一切は會首の責任であるが、此の責任には輕重色々な差別がある。例へば會首が代つて拂込む場合、會首は唯督促の責任だけある場合等、色々な約束がある。しかし之れに對して官廳に於いて何等の取締規則がないから有名無實である。しかし農民は大抵純朴であるから、よく／＼の場合でない信用を失ふやうな事はしないから、「坵會」になることは田舎では珍し。

▼浙江省

此の地方で行はれて居る頼母子講には「坐會」及び「搖會」の二種がある。「坐會」は初會の講金は會首が受取ることとは他のものと同様であるが、二回目以後の講金の受領者を、初會の時に會員中現金の必要の順序によつて、抽籤又は他の方法で豫め決定して置くのである。之れに反して「搖會」の方は、前以て講金を受取る順序を決めることなく、集會の度毎に抽籤又は搖骰の方法で之れを決定するのであつて、前者は「七星會」、「七賢會」、「八仙會」、「認會」、「徵式會」等と呼び、後者は「十賢會」、「君子會」、「四綱會」、「五虎會」、「五綱會」等と呼んで居る。

▼江蘇省

此の地方で行はれて居る頼母子講も、大體浙江省と同様「坐會」と「搖會」との二種であつて、各縣によつて其の名稱が異つて居る。例へば無錫縣では「七子會」、「十子會」等と呼び、前者は一年一回、後者は一年二回開會して居る。

講金は五十圓から二百圓迄のもので一定して居ない。此の地方では決して掛金を延滞するものがないので、頼母子講の信用は非常に確かである。又法門縣では「搖會」、「網會」、「至公會」と呼び、吳江縣では「徵會」、「標會」、「四網會」、「五網會」、「王子奪魁會」等の名稱がある。銅山縣では「搖會」、「青苗會」、「聯莊會」、「防匪會」、「香火會」、「老人會」、「皮袍會」、「麵會」等の八種であつて、其の名の示す如く田畑の植付の肥料、種子代の無盡講(青苗會)、匪賊を防ぐ無盡講(防匪會)、お祭りの無盡講(香火會)、着物の無盡講(皮袍會)、御馳走の無盡講(麵會)等がある。

▼山東省

此の地方でも廣く行はれて居るが、利子は大抵月利二分二厘前後である。

▼河北省

此の地方の頼母子講には「搖會」、「擲會」、「坐會」、「坐乾會」、「走會」、「乾會」等の種類がある。講員の人數は二十人、十二人、十人、八人のものが最も多い。講金は百圓のものが最も多く、八十圓や百二十圓、二百圓のものも行はれて居る。利率は普通は月二三分であるが、標會の或る種のもので緊急に資金の必要なものには非常に高いものもある。又償還期限と開會回數とは必ずしも一致して居ないで、中には一年に二回も三回も開くものもある。又稀には一回の開會で後は會を開かぬものもある。

四、支那農村で無盡講の盛んな原因

然らば支那に於いては一體何故に無盡講が斯くの如く發達するのであるかと云へば、私は此の結論をなす前に、一應支那の社會構成を考へて見る必要があると思ふ。

1、血族關係

支那の農村に於いては東洋の各國の社會に於けるが如く、血族關係の社會が未だに残つて居る。即ち支那の特殊の農村では三十二通りもの、親族關係のものが同居して居る所があるが、之は特殊の例としても大家族が同一世帯内に生活する場合が多い。三世同居、四世同居は普通の事で、中には十二世同居等と云ふ家族もある。安徽省蕪湖の二十一人家族、直隸省鹽山の二十二人家族、江蘇省の農村の二十五人家族、河南省新鄭の二十九人家族等は普通の事であつて、一家族二百人、六百人、七百人と云ふ場合もある。甚だしいものになると「續文獻通考」の中には「一水澗河沌村を繞り、又房苗裔此の間に存す、同居八世四千人、惜む可し君恩未だ門に現はれず」と云ふことさへある。又一鎮、一邑、一莊同姓と云ふのは普通の事である。李家村、劉家鎮等の名の起りは此處から發して居るのである。

2、郷土關係

支那の農村では大抵其の地方の一つの廟を中心とした社會があり、又廟は異つて居ても一鎮、一村、一莊、一邑は冠婚葬祭を互ひに手傳ひ合ふとか、或は耕作地の共同労働をやるとか、灌漑を同じ方法でやるとか、又は同一の娛樂機關を持つとかして、一部落、一村の住民は宗教、警備、經濟、祭祀、産業、娛樂、其の他の關係に於て同一の團體を作り、互ひに助け合つて居るのである。

斯くして此の習慣は海外へ植民した華僑の間でも行はれて居つて、一地方の人々で一つの小學校、中學校を持ち、同一の義山(墓地)を持ち、植民した人の中で病人や生活の出来ないものがあると、互ひに之れを救済して金を持たせて郷里に歸してやるやうな事として居る。例へば南洋各地の江浙會館、客慶會館、瓊島會館、福建公館、廣東會館、潮州公館等は其の類である。之等は大抵省、縣、區、民族等を單位として作られて居る。

3、商業團體

支那の商人は、支那内地の商人と云はず又植民地の商人も、夫々に其の確實なギルドを持つて居る。例へば北寄の毛皮商ギルド、肥料商ギルド、香料化粧品商ギルド、帽子商ギルド、質屋（當舖）ギルド等がそれであつて、之れを「行」、「社」、「會」、「聯號」等と呼び、之等の事務所を「會館」、「公所」、「公司」、「公會」等と呼んで居る。例へば米商公司、銀信局公所、火葬公所、保像公會、聯號公所等がそれである。又此の上に商工會議所に該當する「總商會」があり、斯業の改良促進、貿易の斡旋、商業の情報通知案内、紛争の調停、商品の陳列、商事に關し當該役所との交渉、慈善事業、公益事業等をやつて居るのである。中には無料施療病院、公會堂、學校等を經營して居るものもあるのである。

4、工業團體

又支那の手工業者も商人と同様夫々同様のギルドを作つて居る。硬玉ギルド、金箔工ギルド、左官ギルド、絨毯師ギルド、金銀細工師ギルド、表具師ギルド、温州絹織匠ギルド、染物工ギルド、水汲人ギルド、葬儀屋ギルド等は其の例である。之等の商工團體のギルドは何れも夫々の祭神を持つて居る。例へば、大工は魯班、竹細工師は載善、樂器師は偕萬亮、靴屋は綺濱、裁縫師は黃帝、理髮屋は羅祖が祭神である。

5、労働者ギルド

又労働者も例の「青幫」、「紅幫」等と云ふ労働者ギルドを持つて居る。之れは近代の労働組合等ではなくして、昔から在る封建的のギルドである。

6、秘密結社

彼の有名な「C・C團」、「藍衣社」、「紅槍會」、「大刀會」、「小刀會」、「天地會」は此の類である。

7、宗教團體

「天門會」、「哥老會」、「白蓮會」、「紅十字會」等其の他數十の團體がある。之等の團體は、宗教的で秘密結社のものあり、又政治結社を兼ねるものもあるので、宗教團體、秘密結社、政治結社の區別は仲々六ヶ敷しい事である。

之等の結社は植民地でも非常に多く、一九三九年の調査によると新嘉坡だけの結社だけでも約百七十に上り、會員一萬五千人を數へると云はれて居る。

其の他各種の互助團體、娛樂團體等も無數に在るのである。

之等のものを以上の如く書きあげると、或は云ふかも知れぬ「現代の日本でもそんなものは有るぢやないか、同業組合、商業組合、工業組合も有る」と。しかし支那の之等のものは、日本の現代のものとは形は似て居ても内容に於いて非常に違つたもので、支那の之等のものは寧ろ徳川時代の「株仲間」のそれに近いもので、現代日本の其れ等の如く單に自分達の商賣の利益の爲のみに集まつて居るのではなく、互助的、慈善的の分子を多分に含んで居るものであつて、現代日本の組合の如く單なる器械的の集合體ではないのである。例へば、農村にしても所謂農村協同體であつて、之等支那の農村の團體は會員中の家に死人の在つた場合は、其の費用は勿論、其の葬式の準備一切、當日の料理から、棺の運搬、屍體を焼く事、穴を掘つて穴に埋める事、焼き男から、葬式の道具の製作まで一切會員が之れを手傳ひ行ふのである。又北京の育人組合にしても、貧困子弟の爲に補助をやり、其の生活の手段を教へる學校まで自分達で經營して居るのであるから、日本の現在の組合とは非常な相違である。日本の現代の組合は近代的の同職組合であるが、支那の夫れは封建的のギルド組織であると云ふ事が出来ると思ふ。即ち斯くの如く農村に於いては所謂農

村協同體、都市に於いては封建的ギルド組織の完備した社會であればこそ、封建的の相互金融である無盡講、頼母子講は其の温床に於いて育ち得るのである。

故に「中國の合會」の著者、王宗培氏も其の著書の中に於いて「村落の合會は比較的容易であると云ふことは農村では住民の氣風が醇厚であり、講員は互ひに知り合ひの間柄であるから、合會の發起人が稍々慎重に事を取扱へば會に加入せる各講員も決して信を失ふやうな行動は執らないと云ふ事に原因がある。然し都市の如き諸國の人々の集合せる土地では相互の距離も甚だ遠く、親友と雖も往々にして各人の家の事情には疎いこともある。又各講員の行動もこれを知悉し難く、それ故に各講員は給付を受けた後往々にして脱退することがあり、或ひは脱退せずとも掛金を出す能力を失ふ場合があり、これに對して如何ともする事が出来ない。我が國（支那）の大都市に於いて近來の生活困難は従前よりも甚だしく、従つて右のやうな事情を頻出して居る都市に於ける合會の困難な事は茲に於いて益々明瞭である。」と云つて居る。又王樂兩氏は其の論文「山縣東昌邑農村の孝帽子會」（杉本俊郎氏譯「中國農村問題」）の中に於いて左のやうに述べて居る。即ち「會の規定に従ひ支拂の延期は許されず、何等の猶豫も與へられない。勞力扶助はまた一刻の遅延を許さない。換言すれば、すべての會友はいかに貧乏なりと雖も、會友の家に不幸があると聞けば、直ちに現金を支拂はなければならない。一日の何時であらうと、いかに彼等が多忙でも彼等は勞力を提供するため、駆けつけなければならない。多くの場合、會友は葬式に列する爲に、突如として收穫中の田畑を去らねばならぬ程である。……（中略）又會友が一時的にしる、永久的にしる、その村を去る必要が生じた場合はいつでも、彼は自己の代人を見つけねばならぬ。此の代人は、他の會友と全く同様に、金の支拂と勞力奉仕をせねばならぬ。（中略）……代人の選擇を統制するため一連の規約が定められて居る。元の會友の不在或は死亡の際はその兄弟、息子或は従兄弟が優

先的の代人である。代人の無い場合やめる會員は特別金の支拂の責任があり、これにより勞力奉仕は免除される。之等の規定は一度會を利用した人に適用されるのである。一度も會を利用しない人は、彼等の全家族が永久に移轉する場合辭める事を許される。」と云つて居る。

即ち支那の合會は

a、延滞を許さなす。

b、まだ會を利用しない者の外脱會を許さない。従つて缺口と云ふ事はない譯である。

c、一度利用した者が會を脱せんとする場合には必ずその代人を見附けて之れに全部の責任を負はせる。又脱會者には特別の負擔金を負はせる。

即ち以上の如く支那の無盡講には延滞缺口と云ふ事が無いのであるが、之れは實に單に無盡講と云ふよりも封建的の強い農村協同體の組織の中に、即ち社會的、經濟的、宗教的其の他各種の強い紐帶の下に於いて始めて無盡と云ふものが完全に行はれ、無盡講の「團」と云ふものゝ存在がある。日本の營業無盡の如く、何等の基礎的紐帶の無い單に一つの會社の經營して居る無盡に加入して掛金して居ると云ふ營業無盡の「團」と、此の合會の「團」との間には本質的に差違の有るものである。無盡の「團」は斯かる各種の紐帶の在る社會に於いてのみ始めて「團」の崩壊なくして完全に行はれるものである。此の事柄は無盡講の研究に際して最も重要な問題である事に注意すべきであると思ふ。

五、支那の無盡講に對する改革意見

然らば一般支那人は支那の無盡講に關して、如何なる改革意見を持つて居るかと云へば「中國の合會」の著者王宗培氏は「翻つて我が國の合會を顧みるとき、その歴史は甚だ古きものであり、その性質は信用組合と同じであつて僅かに其の方法を異にせるのみである。(中略)信用組合を提唱すること固より重要であるが合會の改良も亦急務である。世人は信用組合の事業に従事するに當つて、深く人心に入り偉大なる潛勢力を具有せる此の合會制度に對しては一向これを顧みないやうであるが、須らく内容事實を研究した上でその性質を同じうする之等二種の制度を握手合作せしめ、世界の合作史上一新紀元を劃すべきである」と云つて居る。又中央銀行經濟研究處編纂の「中國農村金融概要」の中に於いても「賴母子講には未だ法律規定がなく、全く慣習に任せてあるが、簡單なる條例を規定して講に對する債權者を保護して、賴母子講の健全なる發達を期す可きである」と云つて居る。即ち、王氏は信用組合との合同を説き、一つは無盡講のみの單行法の設定を説いて居る。日本の一、二の學者の中には「株式組織に非ざる金融機關は完全な金融機關とは云へず、組合金融等は不完全な金融機關である」と主張して、暗に賴母子講が會社組織に非ざれば完全な金融機關でなく「一種の自己金融」であると云はれる人も有るが、吾人は此の説には賛成出来ない。之等の主張をなす人々に私は以上の二氏の意見と、又世界各國に於いて完全に發達しつゝある信用組合の金融、其の他我が國に於ける工業組合その他の金融の實例を示して置けば足りる。又更に支那の賴母子單行法によるとして、一體相互的な組合法によらしむるがいか、營利的な會社組織によらしむるのがいかと云ふ事になれば、吾人も亦前二者の云ふ如く一種の組合法に依るを最善と主張するものである。此の理由として私は九州帝國大學教授今中次麿氏が、雜誌改造の「國民政府の新課題」の中に書かれた左の一文を参考いたしたい。即ち氏は「すべて支那の農民は、いまだ封建的ギルド的農民であり、その労働者も商半農半勞的ギルド労働者であつて(中略)封建的政權だけによつて封建社

會は支配され得るものではない。封建社會に於ける支配は、封建的ギルド經濟機構の打破なくして完成するものではないのである。(中略)滿洲土着資本の高利的、家族主義的特性をそのまま生かしてこれを利用すれば、それは十分機能を發揮し得るのである。(中略)先進的な日本のものを無批判的に、そのまま後進的な滿洲社會へ持つてきたらひが各方面にうかがはれるやうに思ふ。(中略)以上述べたことは滿洲國の問題に過ぎないけれども、支那の問題も、質的には同じである」と云つて居る。則ち言葉を換へて云へば、氏の意見は「支那や滿洲の如き封建的社會には封建的な經濟機構や經濟機關でなければいかぬ。資本主義先進國のものを無批判に持ち込んでも、決して發達せぬと云ふ事である。日支經濟提携の衝に當る方々に對して、私は吳々も此の點を注意して戴き度いと思ふ。特に支那農村の開發に方つては、此の從來の永い傳統のある支那の無盡講を、あやまちの無い方向に導かれん事を吳々も希望する。此の點に關しては朝鮮總督府が早くも無盡會社を一會社とし、金融組合をして在來朝鮮に有つた契(無盡講)との提携を計つて、金融組合をして殖産契の管理を許した事等は非常にいゝ例であると思ふ。

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

滿洲國

滿洲國の庶民金融の特質

滿洲國の面積は一、三〇三、一四三平方軒であつて、わが國の日本内地、朝鮮、臺灣及び樺太を含む面積の約二倍に相當するが、その人口は康徳四年（昭和十二年）末現在で三六、九三二、二〇六人で、その内朝鮮人を含めての日本人は一、三四九、二一八人である。今主要都市別の人口表を示してみると左の通りである。

都市名	人口總數	内地人
新京特別市	三三五、三二八	七三、七〇三
奉天市	七三九、九〇六	八六、九八七
哈爾濱市	四六三、八二一	三〇、六八五
吉林省	一二七、二七九	一〇、六四三
安東市	二〇二、四一六	一六、八九九
チ、ハル市	九七、九四八	七、〇五六
佳木斯市	七〇、七四六	三、七二三

牡丹江市	一〇〇、八九四	一三、五四二
四平街市	五二、〇五五	七、一一八
鐵嶺市	四五、六七二	六二五
撫順市	二〇三、八〇〇	二五、七〇〇
鞍山市	一〇五、三九五	二四、七八四
遼陽市	八八、九三九	四、六八三
錦州市	一〇八、二一八	八、六四九
營口市	一五五、〇〇六	四、九一九
大連市	五〇九、八四四	一五七、九九五
旅順市	三二、六五二	一二、六一二

滿洲國は原料供給地としては石炭、鐵、木材位にて其の主要生産物は何と云つても、大豆、その他の豆類、高粱、小麥、水稻、陸稻、その他の雜穀等が大部分である。之れ等の關係上住民一般の主要産業は農業であつて、滿洲全住民の八割以上は農民であるから、滿洲の庶民金融を見るときに於いて、勢ひ「農村庶民金融」たる觀を呈するのは蓋し止むを得ない事であると思ふ。

然らば、滿洲國に於ける金融の特質は如何なるものであるかと云へば、如何なる國に於いても、其の國の産業形態がその國の金融機關の形態を規定するものである以上、前に述べたやうな滿洲國に於ける主要産業の形態が、滿洲國建設以前に於いても、その後で於いても、滿洲國に於ける金融機關の形態に照應して居ることは必然の事と云へるのである。即ち滿洲國に於ける原料供給としての石炭、鐵、木材等の方面に於いては企業投資の金融として金融機關

を要求して居るのであるが、一方、大豆其の他農産物の輸出業に於いては國外との爲替取引の金融機關を要求して居るのであつて、この双方は、共に從來の如き滿洲國の舊式金融機關たる個人金貸、當舖、錢莊等の如きものを以てしては到底その要求の資本に應ずること不可能にして、勢ひ新式の金融機關を要求し、茲に滿、支人經營の新式銀行、日系又英米系の新式銀行を要求したのである。又燒鍋（酒造業）、油房（製油業）、磨房（製粉業）、榨蠶製絲業等が未だ前期資本主義の域を脱せず、原始的な家内仕事や、問屋的手工業の時代であり、又一方採炭、製鐵、採木が未だ零細工場制工業の時代に於いてはこれら新式の金融機關を要せずして、土着資本の商人、高利貸、地主等の所謂土豪劣紳、軍閥、官人の三者、又はこれらを通じての外國資本、又は其の變形たる錢莊、當舖に於いて事足りたのであるが、これ等の企業が近代化すると共に最早これらの舊式金融機關を以てしてはこれに關する事不可能となつて、今日の如き新式金融機關の存在を餘儀なくされたのである。一部の論者は此の時代を所謂高利貸付資本、又は商業資本主義と呼んで居るが、これらの議論は現今の如き大資本の近代的金融機關たる銀行の金利と、これらの金融機關の表面上の金利のみを比較しての區別であつて、一方其の根柢に横たはつて居るその時代の産業形態と金融機關との形態、及び何が故に高利ならざるを得なかつたか、と云ふ根本理由を研究せざる皮相的區別であると思はれる。

それは兎に角として、この前期資本主義の時代に於いては、農民及びこれら小生産者は自己の企業に適合したこれらの所謂個人高利貸資本、當舖、錢莊、商業資本等によつて、その金融方法を講じたのであるが、これらの企業が日露戰爭後に於ける滿鐵を中心とする、撫順、鞍山、本溪湖等の近代的製鐵、採炭の企業が大資本主義化するに従つて、製油工業、機械工業、電氣事業、鐵道工場、セメント工業、燐寸、硝子、紡績、染料化學、製麻、製紙、紡織、煙草等の近代工業が発達するに至り、その産業規模の變形に伴つて金融機關も大資本を要求する事となり、遂に從來の

土着資本や舊式金融機關にては、最早その用を辨ぜざるに立ち到り、遂に日本及び外國資本の侵入となり、企業投資の資本は擴大するに從つて、日本及び米英其の他の新式金融機關の發達となつたのである。しかし滿洲事變後、即ち滿洲國建設後これら米英の資本は日本の資本に代位されるに至つたのである。今滿洲建國前後の日本資本の對滿投資の比較を示してみると次の通りである。

第一表 滿洲事變前に於ける各國の對滿投資額 (對滿事務局調) 單位千圓

總額	二、四二八、六九九
日本	一、七五六、六三六
ソ聯	五九〇、〇〇〇
英吉利	三三、三六〇
亞米利加	二六、四〇〇
佛蘭西	二一、〇八六
瑞典	一、二一七

第二表 建國後に於ける日本の對滿投資額 (對滿事務局調) 單位千圓

康徳七年 四、〇四八、三八七

即ち建國前の十七億六千萬圓が、康徳七年には四十億と云ふ二倍以上に増加を示してゐる。又金融業及びこれに類似の事業を營んで居る事業の状態は左の通りである。

全滿金融業及び類似事業 (康德六年滿洲中央銀行調査課調) 單位千圓

種類	株式會社		合資會社		合名會社	
	社數	公稱資本金	社數	公稱資本金	社數	公稱資本金
銀行	四七	九一、一〇五				
取引所	一一	二六、一八五				
無盡業	一五	二、一七〇				
金融買賣仲介	八一	七〇、九七一	五九	一、一〇〇	一五	三五五
商社會社	三三三	一六一、五八〇	一、〇六二	二六、七〇三	八二四	四〇、一〇八

しかし以上の如き滿洲國金融全體の沿革や特質は、本論文に於いて云爲する範圍のものではなく、茲では主として滿洲國に於ける庶民金融の特質を述べれば事足りるのであるが、滿洲國の庶民金融はその産業の主たるものが前述の如く農業によれる關係上、その金融も主として農村の庶民金融たるを免れない。然らば滿洲に於ける農村金融の特質は大體左の如きものである。即ち

- 一、滿洲に於ける農家は商工業の如く大企業たる形態をとらず、一家の個人事業であるから、従つて一般企業金融の如く一般金融機關から資本を得ることが困難である。
- 二、農業は滿洲に於けるが如く他に適當の副業の無い限り一年一回の収入あるのみであつて、即ち春に投じた資本が秋に至つて収入となるのであつて、その中間期間は他から借入によつてその生活を維持せねばならぬ。
- 三、農民は擔保を所有して居ないから、銀行、錢莊の如きものを利用することが出来ないのである。
- 四、滿洲の農業は舊式の耕作法によるものであつて、前述の如く一家一個人の仕事であり、未だ企業の域に達して

居らず、又その生産物の取引市場、仲介機關も不完全であるから、従つてこれが金融機關も不完全であつて、農民は長期の金融を欲しながら長期の金融機關なく、短期の資金を地主、大農戶、當舖、糧棧等の商舖によつて間に合はせて居る。

然らば、滿洲の農家の人は一體どの位の借金をして居るか云ふと、天野元之助氏は其の論文『滿洲農村の貸借制度』(『滿鐵調査月報』第十三卷第一號)の中に於いて、滿洲農民の負債に就いて次のやうに述べて居る。即ち『滿洲の農家負債は百分の八十以上を占め、僅かに自給し得るものは百分の二十を占むに止まる』と云ひ、又その負債額は全収入の約三倍以上に上り、その毎年の支拂利子は其の全収入の三割を占めて居ると云はれて居る。而して、その負債の原因の主なるものは天災、葬式、結婚、租税等で、之れが爲、適當な金融機關のない滿洲の農民は、勢ひ比較的高利の個人金融業に走るのであると云はれて居る。

大體以上の通りであるが、今左にこれら滿洲に於ける農民及び一般庶民階級が、如何なる機關を如何に利用して居るか云ふ事を述べてみたいと思ふが、便宜上これを滿洲國建國前から存在した機關と、建國後に出來た機關との二種に別けて説明してみたいと思ふ。

A 建國前から存在した機關

一、都市

個人金貸

都市に於ける個人金貸は普通「印子錢」と呼ばれるものであつて、其の名稱の起りは、その通帳に日々集金の印を

押すところから起つたのであつて、此の業者を「印子局」「印子幫」「放銀的」と呼ぶのであるが、堂々たる店舗を構へるのでなく、大體は裏通りに一般民家と同じやうな家で營業して居る。滿洲に於いては主として新京、奉天、大連その他の都市に於いて行はれて居るが、農村に於いても亦利用されて居る所もある。又此の種の貸付を「打錢」とも呼ぶが「印を打す」と云ふ意味からである。又この種の個人金貸を「鞭子錢」とも呼ぶが、それはその督促が急であつて、恰も鞭で打つが如きを以て云ふのである。又「閻王錢」とも云はれる。其の意味は督促が「閻魔王」の如き怖さを持つて居るからである。又「轉子錢」とも云はれて居る。其の意味は轉々として利子を生むからであらうと考へられる。兎に角、何れにしても之等の個人金貸は其の貸付方法、回収方法、貸付對象、利率等に多少の差異こそあれ、大した相違はなく何れも個人金融業者の別名である。今左に新京で行はれて居る「印子錢」に就いて其の詳細を記述してみよう。新京に於ける印子錢はもと妓業を主體として發達したのであつて、妓業の盛衰と共にその事業もこれに伴つて盛衰を來して居るのであるが、現在では妓業以外の一般人にも利用されて居る。今其の利用者の状態を示してみると左の通りである。

印子錢利用者

借入者職業	金額	戸數	一人平均貸付	一人平均貸付
妓館	八七、一三五	七四%	一五一	五七七・〇五
馬車屋	八、二四二	七	一、四〇〇	五・八九
馬車夫	二、三五五	二	四、二〇〇	・五六
理髮屋	五、八八七	五	一七四	三三・八四
浴場	四、七一〇	四	一七	二七七・〇六
合計	一〇〇、〇四二	一三・〇二	二〇、二六七	五・八一

種別	貸付金額	個數	平均一人貸付
妓館	五五、七六六・四〇	一五一	三六九・三一
妓女	三一、三六八・六〇	三六	一、一七六八
合計	八七、一三五・〇〇	一〇〇	二六・六七

以上によつてみると、その一口當りの貸付金額は小額であり、馬車夫や妓女に對しては特に小額であり、又其の貸付對象は所謂「日錢」の入る職業の人であるが、これは日本に於ける日賦貸金と同様である。債務者即ち利用者は何人でも自由であるが、貸主の方では其の債權の保全上、無制限で誰にでも貸すと云ふ譯には行かず、自然以上述べたやうな職業の人に限定されるのであるが、これを又別な標準から觀てみると、印子局では貸出をする對象の選擇を、大體左の標準に於いてゐるやうである。即ち

- イ、一定の住所を持ち永住すること
- ロ、妻帯者なること
- ハ、現に一定の収入あること
- ニ、紹介者あること

ホ、普通は債務者一判なるも金額多額なるときは保證人を立てしむること

印子錢の貸付方法は、大抵貸付と同時に印子局から債務者に對して通帳（摺、取摺、摺據、賑摺、摺子、手摺）を

交付する。これには元金（母、母錢、本錢、母金、原本錢）、利息（子利錢、利金、利息、子錢、利銀、息金）、債務者姓名、貸付年月日、償還日、償還方法等を記入してあるが、原則として毎日印子局から集金人が廻つて集金に行き、此の通帳に日掛の金の領收印を押す（打、蓄、打蓋、打印、打印子）のであるから此の捺印欄が設けてあるのである。印子錢は原則として日賦償還であるが、地方によつては例外もある。而して其の貸付期限は最短十日から最長一ヶ月を通例とし、中には二ヶ月位のものもある。回収方法は大体、活期（活印子錢）即ち日賦償還及び定期（配印子錢）即ち定時一時償還の二種で、前者は毎日一定額を返済し、後者は定期日に一度に償還するのである。又活期のものには「活期活還」と「先利活期」との二種がある。兩者共日賦償還たることは同様であるが、前者は利息の天引をしないが、利子が幾分高利となる。例へば元金十元とすれば其の利息を十日間に一元とし、毎日一元宛返済して、十一日掛けにて完済するのである。後者は利息の天引をする代りに、利息は安く月利三分又は四分を通例とする。即ち後者の方は利息を貸付の際天引にて引去り、貸付金額を日割にて返済するのである。又一時償還のものは利用者の信用が高いものに限つて使用されるのであるが、これとても利息は貸付の際天引して、元金を満期日に一時に返済するのである。保證人の必要な場合は、車夫、露天商人等の場合はその仲間の者が保證人となり、妓館が借入の場合は他の妓館が保證人となり、妓女が借入の場合は、大抵その妓女が居る妓館の主人が保證人となるのである。

又此の貸付をする人、即ち印子局の經營者は其の地方の土豪劣紳又は無頼漢、盲人等であるが、此の業者に盲人のあることは、日本の徳川時代の「盲目金」と對比して面白い現象であると思ふ。今茲に業者の種別を上げてみると即ち左の通りである。

貸付業者

比率

貸付金額

土豪劣紳	六五%	七六、五三七・五〇
盲人	二五	二九、四三七・五〇
其他	一〇	一一、七七五・〇〇
合計	一〇〇	一一七、七五〇・〇〇

又、業者を資本別等級に區分してみると左の通りである。

級別	店數	一店平均貸付金額	貸付金額合計	業者別
大店	一二	五、五〇〇・〇〇	六六、〇〇〇・〇〇	土豪劣紳
中店	二四	一、五〇〇・〇〇	三六、〇〇〇・〇〇	士紳及盲目
小店	四五	三、五〇〇・〇〇	一五、七五〇・〇〇	盲目及其他
合計	八一	一、四五三・七〇	一一七、七五〇・〇〇	

又、貸付種別をあげてみると

貸付類別	貸付金額	備考
活期活還	五二%	毎日元金と利息の十分の一返済
先利活期	三〇	貸付の時月三分又は四分の利息天引毎日元金返済
先利定期	八	利息天引元金一時返済
合計	一〇〇	

二、農村

(a)個人金貸

以上都市の所に於いて述べたやうな「印子錢」は主として都市に於いて行はれて居るが、又農村に於いても行はれて居るのである。

(b)地主

地方の地主がその地方の農民に對して信用又は擔保で金錢又は物品を貸付けるのであつて左のやうな種類がある。

1 金錢貸付

イ 信用貸 自分の内の小作人、又はその地方の中農以下の人々にその人柄を信用して唯單に口約束のみで、又は左のやうな證書を入れて、二三元から二百元までの金錢を貸付けるのである。その貸付金額が二三十元以下のものは大農の主婦が彼等の躰繰り金(小份兒錢)即ち嫁入りの時に貰つた祝儀や小使錢や、その他豚や鶏を飼つて貯めた金や、亭主から貰つた小使錢を知人の口利きで知人に貸出す場合もあるが、金額の多い場合は大抵左のやうな證書を差入れて貸付けるのであるが、その貸付時期は春の播種期、夏の除草期等農家に収入の無い、しかもその植付、除草に金が必要であつたり、生活費が必要であつたりする時に貸付けて、秋又は年末に回収するのが普通である。

立欠帖人△△因用項不足空乏今憑中説人欠到△△名下市小洋△△圓整言明多月内如數付請至期如不付請有餘保甘願墊付並無異言恐口無憑立欠帖存證

年 月 日 立 承保人 △ △ △

而してその貸付に大體左の三種がある。

▽普通借款 これは前に述べた方法の普通形式の金錢信用貸付で、農家がその地方の地主から、借用證書(欠帖)

を用ひ、又は第三者の口頭の保證で借入れ得るものである。

▽秋租 農家が春の播種期に地主の土地を賃借する時、地主からその賃料を秋の支拂まで待つて貰ふ爲借入れる方法である。又土地を持つて居る農民が粃一石代金十圓を借入れて、これを秋の收穫期に收穫物で返還する方法であつて、利子は大抵一期間に百分の四五十即ち約六ヶ月間に五割位の高い利息である。

▽儲還 地主が農民に對して現金を貸し、その代り農民はそれを現金、收穫物で支拂はず、一年、二年乃至三年等と云ふ一定期間の勞働で之れを支拂ふ方法であつて、一種の「農奴制」である。此の期間その勞働者は賃銀を貰ふことも出來ず、又他人に雇はれることも出來ないのである。信用貸の普通利息を舉げてみると大體左の通りである。

地名	利率
普 蘭 店	年一割五分—二割
熊 岳 城	年三割—三割五分
遼 陽	月三分
瓦 房 店	年三割
四 平 街	月三分—四分
鐵 嶺	年五割
新 京	年二割四分—三割八分
懷 德 縣	月三分—六分
農 安 縣	月三分—六分
伊 通 縣	月三分—四分

しむる場合もある。利息は色々であつて、半年毎に利子を十割、二十割付せしめる事がある。即ち春に一斗を貸與して秋に二斗又は三斗を返済せしめる場合もあれば、又一石貸して一石を五六斗を返さず場合もあり、又粃一斗を貸して白米一斗を返還せしめる場合もある。金銭で返済せしめる場合は米一斗一元を貸して、十ヶ月後に一元五角又は一元六角を返さすのが普通である。左に物品貸付の證書の一例を示してみよう。

△△買馬糞堆每推大豆六斗共合大豆二石四斗三分行息共本利大豆三石一斗二升限期九月初一過期不還有承還保人一面金管

年 月 日	承還保人		
	△	△	△
年九月初一日交豆	借字人		
	△	△	△

(c)大農

此の大農の金融は、各地方の富裕な大農がその村落中の貧農に對して行ふ金融であつて、金銭、穀物等を貸付けたり、その他日用必需品を貸付けるのであつて、大體證書なしの信用貸で保證人も立てない場合が多い。利息は一般に年利七、八分から一割前後である。

(d)商人の金融(糧棧又は糧棧)

1. 糧棧の概要 これは普通に「糧棧」と云はれて居るのであるが、その型や營業の種類は種々雑多である。糧棧と云ふのは一種の穀物買入問屋であつて、此の地方の特産物たる大豆、粟、高粱等の主要農産物を農民より買集め、又「牙

行」(仲買人)より買集め、之れを賣却し、又賣買の仲介を爲し、委託を受けて保管の業務を爲し、必要に應じて農民に對して現金又は穀物の貸付をなし、又日用雜貨を懸賣する業務を營むものであつて、滿洲の都鄙至る所に在るのである。その主業の種類によつて分類してみると左の通りであるが、大抵はその二、三を兼業して居るのである。

- 一、雜貨舖
- 一、絲房
- 一、油房(製油業)
- 一、磨房(製粉業)
- 一、燒鍋(造酒業)

これらの外、中には旅宿業、馬車屋、錢舖等を兼營して居るものもあるのである。これは丁度日本の農村に於いて産業組合發達までの間存在した地方農村の雜貨店、肥料商、特産物の問屋と同じやうなものであつて、特産物を擔保に青田賣買をして金を貸したり、又日本の雜貨店が日用品を懸賣したり、肥料商が肥料を懸賣したり、又現金を貸したりしたのと同様、絲、綿、鹽、燒酎、燐寸、石油、豆類、蠟燭、米、メリケン粉、煙草、其他日用雜貨を懸賣して、支拂期が過ぎると一定の利子を付せしむるのである。その資本金は一定しないか、又は一萬圓位から大は二十萬圓以上のものもある。南滿に於いては遼陽の東順成、鐵嶺の興源徳などと云ふものが其の代表的なものであつたのである。今滿洲國成立前の二三雜貨商の資本金を示してみると大體左の通りである。

號	資本金	貸出金額	經營	出資者數
增益昌	五〇,〇〇〇元	八八,〇〇〇元	個人	一

東興盛	一四、〇〇〇	八四、〇〇〇	同	一
純穀號	二〇、〇〇〇	五二、〇〇〇	同	一
萬合公	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	合資	三
永慶東	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	個人	一
義順號	五〇、〇〇〇	四三、〇〇〇	交通銀行	一
源盛會	一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	合資	二
豐盛號	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	同	三
德源通	二二、〇〇〇	一一、五〇〇	同	四
天祐增	二二、〇〇〇	一一、五〇〇	同	三
義聚長	一〇、〇〇〇	六、四四一	同	四
萬盛祥	一〇、〇〇〇	六、五〇〇	個人	一
義源通	二〇、〇〇〇	四一、〇〇〇	交通銀行	一

(天野元之助、滿洲農村の貸借制度、滿鐵調査月報第十三卷第一號)

糧棧は大抵以上のやうに、個人又は合資組織に依るものであるが、貸付資金は自己資金の無い場合は銀行又は特産物の輸出商から仰ぐか、又は地方の糧棧は大きい都市の糧棧からその資金を仰ぐのである。糧棧が銀行から資金を借入の場合は、従来やつて居た支那側の金融機關からの借入は、月利一分二厘乃至一分五厘、日本側銀行の場合は特産物抵當で日歩三、四錢(年利一割四分)である。又投資者の方から云つても銀行に預けると月利五、六厘のものが、糧棧に投資又は預金すると、月利一分二厘乃至一分五厘になるのであるから、従来滿洲の軍人、官僚は當舖や此の糧

棧に投資してその資金の利殖を計つて居たのである。

ロ、糧棧の組織 糧棧は以上に述べたやうに個人出資の場合も、合資の時もあるが、個人出資の時でも合資の時でも、その経営は大抵共同経営である。即ち個人出資の時は資本家即ち出資者と、勞力出資者即ち經營者との共同經營であり、又合資の時でも出資者中の一人又は數人が、經營者と共同經營をするのである。そしてその利益の分配方法は、豫め紅帳(定款)に定めてあるのであるが、出資者と經營者との利益分配率は一定しては居ないが、五對五、又は六對四である。糧棧の店内の組織は他の商店又は當舖等と略ぼ同様であつて、最上位に大老板又は經理と稱する總支配人があつて、營業に關して一切の支配をなし、その下に副支配人格の老板が二人又は三人あり、その下に各係の主任(房又は的)、その下に一般店員の喫勞金、其の下に學生的又は年少的小僧が居るが、各係主任までは勞力出資者の一人であつて、決算に際しては利益配當に預るのである。又糧棧の使用人は上は總支配人から下小僧に至るまで一切通勤を許さず、總て糧棧の店内に起居するのである。

又糧棧は對外的には同業の他の糧棧又は磨房、齒房、絲房、燒鍋、錢舖等と横の聯絡を取つて居て、所謂聯號組織となつて居るのであつて、これによつて商品の融通、資金の融通、その他商業上の統制を取つて居るのである。

ハ、糧棧の業務 糧棧は色々な業務をやつて居るが、その主なる業務は左の通りである。

一、雜貨の懸賣 一般に糧棧と云つても前に述べたやうに、都會乃至特産物の中央集散地以外の糧棧は大抵、綿、絲、布、石油、砂糖其の他の雜貨を販賣して居る。日本の田舎にもよく在る萬屋である。又之等が小さい燒鍋(酒造業)、油房(製油業)、磨房(製粉業)を営んだりして居るのであつて、穀物を買入れたり雜貨を賣つたりするのであるが、中には質屋や、倉庫業や、宿屋まで兼業して居るものもある。所で一般滿洲の農民は收穫期以外は収入がない

のであるから、それまでは大抵が糶棧で日用雜貨を懸買して暮して行くのであるが、普通の値段よりはる大抵三〇%乃至五〇%も高いのであるが、高いとは知りながら資金を持つて買ふ餘裕がないのと、便利な爲にこれを利用して居るのである。此の懸賣を「賒賣」と云ふのである。懸買の支拂は通常年三回端午（舊曆五月）、中秋（同八月）、春節（同十二月）の三期に支拂ふのであるが、此の期間中の懸買は次の節季に拂へばいゝのであつて、四、五十年前の日本の田舎の支拂と略ぼ同様である。しかし此の節季を過ぎても支拂へないときは、その代金に對して直ちに三分位の利子が付けられるのである。糶棧で懸賣する時はその農家の一ヶ年の収入、資産高、信用等を調査してその貸付額を定めるのであるが、斯様にして懸賣して支拂の節季になると、店の小僧（學賣買的）をして催促にやり、集金させるのである。しかし時には支拂の悪い家に對しては、何處の田舎にもよくある三百代言か、暴力團の下ツ端みたやうな無頼漢（強力）を一時的に雇入れて「要賤的」掛取として赴かしめるのであつて、若し代金不拂の場合は農家の持つて居る米、粟、玉蜀黍、馬、牛その他の家畜、百姓道具その他何でも持つて歸ると云ふこともあるのであつて、此の三大節季は滿洲農村の百姓は丁度日本の大晦日のやうに恐がるのである。

二、穀物の買入 現在のやうに特産物の現物取引市場が出来て居る場合は、其の大部分はその集散市場に於いて賣買されるのであるが、地方の農村へ行くと市場までの距離が遠かつたり、又市場の無い場合は矢張り地方農民は此の糶棧を利用するのである。糶棧が特産物を買入れるのは、普通農民が自分で馬車に乗せて店へ持つて來るのを買ふ場合と、又「外櫃」と云ふ買付の外交員を奥地へ派遣して買付ける場合との二があるが、此の場合は、此の専門の買付外交員の外に馬車曳を買収して置いて、之れに一定のコミッションをやつて自分の店へ持込むやうに仕向けさせたり、又町の入口に出張らせて自分の店へ荷を持込ませたり、又納稅役所に出張らせて税金の立替をした上自分の店へ

持込ませたり、色々工夫をやつて居る。中には外交員を奥地に派遣して、炊事から子守の手傳までさせ、一家族のやうにさせて恩を賣つて置いて、自分の日用雜貨商品を賣付け、その支拂を受けずに置いてその特産物を全く買付けさせたりする苦肉策さへ講ずる場合もある。又糶棧は地方の小部落の糶棧や「牙行」（仲買問屋又は仲買人）から買ふ場合もある。以上は大體現物取引の場合であるが、此の外に先物買、即ち青田買（預買）の場合もある。此の制度は又「買青賣青」とも呼んで居るものであつて、日本に於いても三四十年前まで四國、九州等の甘蔗植付の時、その甘蔗の作付模様を見て收穫期の收穫高を豫想して、地方の製糖業者や肥料商が收穫高の幾割かの手付金を農民に渡して、此の青田買をやつたものである。丁度日本のそれと同じやうなものであつて、その青田買の作物は滿洲では穀物である。或る縣では其の賣買高が全收穫の四割にも及ぶ所もある位であるから、相當な額に上つて居るのである。然らば此の買付は何時頃からやるのかと云ふと、古くは穀物が發芽してすぐやつた場合もあるが、これは風水害、蟲害やその年の豊凶天候もあつて買主の方の危険が多いので、近頃では八、九、十月頃に於いて一ヶ月乃至三ヶ月の期間であるのであるが、これも直接店で取引する場合と、外交員を出張させてやる場合との二つがある。又其の取引値段の決め方は、大體其の作物の普通物の値を標準にして、現品受渡の時の相場を豫め決定して取引契約を結んで置く場合、此の場合には大抵受渡豫想値段の六掛乃至八掛で取引され、又其の受渡當時の値段の二、三割乃至四割引で賣買すると云ふ契約を爲す場合との二通りあるが、其の何れの場合にしても、其の値段の八掛乃至六掛で賣買されるのであつて、之れに對し、買主の方では其の價格の三分の二を契約成立と同時に前渡し、残りは現品受渡の際支拂ふことになつて居る。而して、若し農民が自分の都合で此の契約を破棄する場合は、其の受取つた金額に對し月四分の利息を付けて返金せねばならぬ事になつて居るのである。

斯様にして青田取引は農民の市場に對する知識の淺いのと、金に困ると、その無組織とに乗じて其の作物を不當に安い値段で買取るのである。從來とても之れに伴ふ弊害があつて、民國の十七年に滿洲地方に於いても此の青田買を一切嚴禁する布令を出した事もあるが、當時はまだ滿洲國の農産物取引市場も整備されて居らず、又一方農村に對する金融の途も開けて居なかつたので、之等の布令は一片の反古となり、何等行はれなかつたのである。其の後滿洲國の建國と同時に合作社、金融合作社、特産物取引市場を完備し、順次之等の農民の不利益となる諸機關の廢止を企てたのであるが、永い年月に互る取引と、古い習慣と、長年の情實取引とは中々一朝にして廢止することが出来ず、又新機關に對しても、其の利用の不馴れと多少の缺點もあつて、之れを全廢するまでには至らないが、漸次この舊制度は崩壊に至る運命に在るやうである。即ち農民は古い二つの機關によつて、一方は高い日用品を賣付けられ、一方自己の生産する農産物は安い値段で買取られ、二重に不當な利益を搾取されて居るのである。取引金額は南滿では五十元以下二三十元を普通とするが、北滿は大農が多いので百元、二百元、それ以上のものもある。

三、金錢貸付 糶棧は以上の二つの業務の外に、大抵此の金融業を兼營して居るのである。金錢貸付は「信用貸」と「擔保貸」との二つの方法によつて居る。

A 信用貸 大抵農村の土地の有力者、糶棧と關係のある馬車引(接車的)、又は牙行(仲介人)、經理(仲立人)の保證によつて、一定の證書を差入れさせて貸出すのであるが、利息は月二分内外である。

B 擔保貸 地券又は家屋を擔保として別に保證人を立てさせて貸付けるのであるが、普通二天地、地價四百元位の擔保を出して百元位借入れられるのである。期限は一般に制限がないが、農民の場合は大抵春に貸付けて秋に回收するのが普通で、中には二年、三年、又はそれ以上長期に互るものもある。長期の場合は利子は三ヶ月毎に支拂ふ

のである。利息は信用貸の場合より幾らか安く、月利一分五厘内外である。

大體以上のやうであるが、一糶棧でも一萬五千元から二萬元も貸して居るのであるから、糶棧全部の滿洲に於ける貸付は相當の額に上るとみていゝのである。一日當りの貸付額は種々であるが、二三十元から二三百元が多いやうである。

四、物品貸付 又糶棧によつては收穫前に一定の種子、糶米等を貸付けて、秋の收穫期にこれに一定の利子を付して返済せしめる場合もある。

五、其の他の業務 又更らに糶棧では、滿洲に於いては倉庫業が、他の先進國のやうに獨立した一種の企業となつて居ない關係上、糶棧が倉庫業を兼營して、一定の倉敷料を取つて居るものもある。滿鐵に於いては大正八年以來鐵道線に倉庫を設けて混合保管制度を設け、保管、金融、検査、賣買等をやつて居るが、尙ほ糶棧の倉庫も相當利用されて居る。又此の保管の圖(穀倉)中の穀物を擔保として金融する場合もある。糶棧に於いては其の他質屋、宿屋、雜貨商、錢舖、油房、燒鍋、絲房、磨房等を經營する場合のあるのは前述の通りである。

斯様な状態であるから滿洲の舊政府の軍人、官僚、官銀號、土着の富豪等は此の糶棧、當舗等に投資して利殖を計つて居たのであつて、これ等の官人、軍人にして糶棧關係のものが三千五六百人にも上つて居たとの事である。

利息制限法

以上のやうな各種の金融業に關しては、康徳四年十二月公布の勅令第三七一號によつて「利息制限法」が行はれ、同年十二月一日から實施さるゝ事になつたのであるが、各種の金融業の中には、或は地方農村では此の法律が徹底しないので、まだ充分に此の法律が行はれて居ない所もあるかも知れぬ。

利息制限法

康徳四年十二月一日公布
勅令第三七一號
同年十二月一日施行

朕組織法第三十六條ニ依リ參議府ノ諮詢ヲ經テ利息制限法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

利息制限法 (國務總理、司法部、經濟部大臣 副署)

第一條 消費貸借ノ利息ハ年ニ二割以下トス

利息ノ約定ガ前項ノ制限ヲ超過スルトキハ其ノ超過部分ニ付之ヲ無効トス

第二條 前條ノ制限ヲ超過シテ利息ノ支拂ヲ爲シタル者ハ其ノ超過部分ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ超過部分ノ返還ヲ求ムル債權ハ五年間之ヲ行ハザルニ因リテ其ノ消滅時効完成ス

第三條 調査料、手数料其ノ他消費貸借ニ關スル費用ヲ債務者ノ負擔トスル約定アリタル場合ニ於テ其ノ額ガ元本ノ一割以下ナルトキハ債務者ハ費用ノ實額ヲ超ユルコトヲ證明シテ減額ヲ請求スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ實額ヲ超ユル部分ハ

之ヲ利息ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ約定シタル額ガ元本ノ一割ノ限度ニ於テ前項ノ規定ヲ適用シ一割ヲ超ユル部分ハ之ヲ利息ト推定ス

前二項ニ規定スルモノヲ除クノ外割引料延期料報酬金等如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ消費貸借ニ關シ債務者ノ負擔シタルモノハ之ヲ利息ト推定ス

前三項ノ規定ハ債務者ガ他人ヲ使用シテ消費貸借ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ被用者ニ對シ債務者ガ負擔シタルモノニ付テハ債權者ガ過大ナクシテ其ノ事實ヲ知ラザリシ場合ニハ之ヲ適用セズ

第四條 利息ノ約定ガ年一割二分ヲ超ユルモノニ付テハ債務者ハ消費貸借成立ノ日ヨリ六月ヲ經過シタル後債權者ニ對シ三月ヲ下ラザル期間ヲ定メテ元本ノ辨濟ヲ申入ルルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ノ滿了ニ因リテ辨濟期到來ス

第五條 消費貸借上ノ債務ノ不履行ニ付當事者ガ豫定シタル損害賠償ノ額ガ不當ナル場合ニ於テ債務者ノ請求アリタルトキハ法院ハ之ヲ相當ノ限度ニ減額スルコトヲ要ス

第六條 人ノ知慮淺薄、無經驗又ハ生活上緊急ナル窮迫ノ狀態ニ乘ジ著シク苛酷ナル條件ヲ以テ金錢其ノ他ノ代替物ノ貸付

ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

常習トシテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ六月以下ノ徒刑又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 金錢其ノ他ノ代替物ノ貸付ヲ業ト爲ス者ノ使用人其ノ他ノ從業員ノ業務ニ關シ前條ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外本人ヲモ處罰ス、但シ本人心神喪失者又ハ營業ニ關シ成年者ト同一ノ行爲能力ヲ有セザル未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ罰ス

第八條 金錢其ノ他ノ代替物ノ貸付ヲ業ト爲ス法人ノ使用人其ノ他ノ從業員法人ノ業務ニ關シ第六條ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外法人ノ業務ヲ執行スル職員又ハ社員ヲモ處罰ス

法人ノ業務ヲ執行スル職員又ハ社員前項ノ行爲ヲ爲シタルト

これに關シ滿洲國當局は左の如く語つて居る。即ち

「今回利息制限法が制定公布せられたが、これについてはわが國の實情を充分調査し、不當に急激なる變革を與へないことに留意した一面、徒らに現状維持に陥ることなく是正することを必要とするものについては之を是正し、眞に利息制限法規として實際上効果あるものとするに努めた。以下その大要につき説明する。消費貸借例へば金錢、米穀等の貸借(民法第五百七十條の規定に該當する場合)の利息は年二割以下と定め現行の制限率より一割を低下す

キハ其ノ職員又ハ社員ヲ處罰ス

第九條 第七條又ハ前條第一項ノ場合ニ於テ本人若ハ法定代理人又ハ法人ノ職員若ハ社員ガ當該違反行爲ヲ防止スルノ途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

第十條 本法ノ規定ハ賣渡擔保、再賣買ノ約款附賣買又ハ手形ノ賣買若ハ割引ニシテ取引上消費貸借ト同一ノ效果ヲ有スルモノニ付之ヲ適用ス

附 則

第十一條 本法ハ康徳四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 本法施行前ニ成立シタル消費貸借ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル、但シ本法施行後ニ生ズル利息及本法施行後ニ不履行ノ事實アリタルニ因リ支拂フベキ損害賠償ノ豫定額ニ付テハ本法ヲ適用ス

ることとした。採用民法（舊民法）の定むる利息制限のことは年百分の二十となつてゐるが、實際は大同二年十一月三日司法部訓令第六百七十七號價格利率の法規採用に關する件といふ規則に依つて、月利二分五厘迄の利息を許してゐたのである。而して國內の現状は更之以上の高率の利息を約する貸借が尠くない有様である。然しながらこのやうな高率な利息は建國後既に相當の歲月を経て各種の制度が整ひ、且つ一般に金融が低利となつて來た經濟界の現状に照して不當なことは言ふを俟たないであらう。利息の約定が右の年二割の制限を越ゆるときは、その越ゆる部分については約定の効力がなかつたこととし、又債務者が任意に制限を越ゆる部分を支拂つた時でもその超過部分の返還を請求することが出来る。然しながら五年以内にその返還の請求をしなければ、支拂を受けた相手はその返還の請求を拒むことが出来る。消費貸借上の債務の不履行に付當事者が損害を賠償するため一定の金額を支拂ふことを約した場合に、その金額が不当に高率なるときは、法院は債務者がその金額の減額を法院に請求した時に限つて適當と認められる限度に減額することが出来る。次に人の知慮の淺薄なこと經驗のないこと又は生活上の緊急な窮迫の状態に付込んで著しく苛酷な條件で貸付をなした場合は、其者を罰金又は徒刑に處することとし、著しく苛酷な條件で貸付をなすことを一般に豫防すると共に、利息制限法として一層の効果を擧げる事に意を須ひた。右に述べた種々な規定は債務の履行を確保する目的のために物の所有權を讓渡する契約等、取引上消費取引と同様な效果を持つてゐるものに就いても適用することとし、債務者が消費貸借といふ形式に依らないで他の契約の名を藉りて本法の適用を免れようとするのを防止した。尙本法施行前に成立した消費貸借には、本法が全般的に適用されるとすることは當を得ない點があるので、本法施行後に生ずる利息及び本法施行後に債務の不履行の事實のあつたことに因り支拂ふこととなる損害賠償の豫定額についてのみ之を適用するに止めて、其の他は従前の例に據らしむることとした。」

(一) 當舖 (質屋)

當舖の起源 滿洲國や支那では質屋のことを當舖と云ふのであるが、其の「當」とは何う云ふ意味かと云へば、「當」とは質物を提供して金錢を借りることであつて、その質物の物件即ち典物が、その借入れる質錢と相等しいと云ふ意味から起つたものであつて、日本でも「抵當物」など云ふ時に使用さるゝ「當」であつて、「舖」とは店と云ふ意味である。

然らば、支那、滿洲の質屋は何時頃から起つたかと云ふと、これには四つの説がある。その第一は僧寺起源説であつて、これは「説文句讀」に「今之當舖ハ宋ノ僧寺ニ起ル、其事即チ千古ヨリ之レ有ルナリ」とあるのに依る。又その他の文獻によつても、宋時代に在つた化度寺と云ふ寺院には寺内に「長生庫」又は「無盡藏庫」などと云ふものがあつて、經文にも「母子轉々生利」などと云ふ文句も有り、又中には寺の僧侶が信者に金を貸して暴利を貪つて居たと云ふやうな事例も有る。又奈良朝時代の日本に於いても、寺院に於いて此の種の事業を行つて居たことは文獻にも残つて居り、又歐羅巴各地に於いて基督教の教會が、この種の事業を行つて居たことは各種の文獻によつて明らかであつて、これが今日の歐羅巴に於ける、公私質屋の起源であることなどからみても、此の寺院起源説が各國の經濟史の上からみて、一番正しいのではないかと思はれる。第二は罪人起源説であつて、支那の當舖は新羅省に流された罪人が始めたのであると云ふ説である。現在でも當舖の使用人の中には、古代の罪人の表徴である頭を丸く剃つた人間が、必ず一人は居ると云ふのでも知ることが出来ることと云ふのである。又門前に必ず警備員の居ることや、店内の欄櫃の高い事なども之れを裏書するものであると云ふのであるが、しかし此の門前に警備員の居ることや、店内のてすりの高い事は、馬賊や其の他盜賊の難を防ぐ爲の設備であると思はれるのであつて、此の説は正しいとは思はれ

當舖の種類 滿洲、支那の當舖と云ふ文字には廣狹二様の意義がある。狭い意味の「當舖」と云ふ言葉は滿洲の質屋の種類、典、當、質、押の四種の内の第二番目の第二流の質屋の意味であつて、廣い意味の「當舖」とは此の四種類全體の「質屋」と云ふ總括的の意味である。此の標題の當舖及び從來使用された當舖と云ふ言葉は全て此の廣い意味の言葉である。そこで支那の「當舖」には前に述べたやうに四つの種類がある。即ち典、當、質、押であつて、典と云ふのは大規模な、資本の大きい質屋であつて、昔は主として不動産を質物として取つたのであるが、現在では質屋では不動産は取らないやうになつたから、此の典と、次の當との區別は明瞭でなく、又不必要となつた譯である。即ち現在では典、當共に大きい質屋のことである。從來奉天方面では資本金一萬圓以上で、質の利子三分以下のものを典當（大當）と云ひ、資本金一萬圓以下、利子の四分以下のものを小當と云ひ、又北京では資本金五千圓以上、月利三分以下のものを典當と云ひ、資本金五千圓以下、月利四分以下のものを小當と云つて居たやうであるが、前に述べた如く、滿洲では此の區別は段々無くなるやうであつて、典當何れも資本金大きく、動産質の大きなものを扱ふ店をさして云ふやうである。質と押とは日本の質屋に相當するものであつて双方とも資本金も少く、質物も典當で取らないやうな物品が多いのである。その内、押は質よりも尙ほ小さい店であつて、利子も高いものである。又その組織から見ると總當（本店）、支當（他地域に在る支店）、接當（本店と同じ地域内に在る分店）、轉當及び當號處（出張所又は取扱所、倉庫の設備無く、入質した物を其の日の内に本支店に持参して保管するのであり、質出の場合も之れと反對のことをする）の區別がある。又滿洲には無いのであるが、北支や中支へ行くと代當と云ふものがある。これは丁度轉當に似たやうなものであるが、これと異つて居るのは、轉當は全部本店と同一の店號に於いて行ふのであり、又資本も本店と同じであるが、代當の内の本代は轉當と大體同様であるが、商代と云ふものは獨立のものであり、唯

資本金の不足の爲大きい當舖と隷屬關係を契約して居つて、轉質をして資本の融通を受けるのである。代當のことを又接當と云ふ地方（南京地方）も有る。要するに代當は地方によつて代歩接當とも云はれ、自己金庫の有るものとなないものとなるが、何れにしても總當と相當距離の有る所に存在して、總當より一定の歩合を貰ひ、又入質者より入質、受質の時一定の手數料を徴して營業するか、又自己資本及び轉質資本によつて事業をするか等のものがあるが、何れにしても總當の隷屬關係に在るものである。而して代當は總當と一種の契約書を取交して居る。即ち左の通りである。

桃脚代當契約書

桃脚代當契約人某々（以下單ニ甲方ト稱ス）^{註1}ハ茲ニ仲人ノ紹介ニヨリ某地^{註2}ニ於テ某々當（以下單ニ乙方ト稱ス）^{註3}ノ桃脚代當ヲ代行セントシ其ノ手續ヲ締結ス。雙方遵守スベキ條文ハ左ノ如シ。

- 一、甲方質受物件、衣服類、金銀首飾類ハ×日毎^{註4}ニ一回乙方ニ送付スベシ。乙方ハ甲方ノ質受物件ニ關シ左ノ權限ヲ有ス。
 - 1、金銀首飾ニシテ贖物ナル時ハ一切受取ラズ、金銀首飾ハ時價ト對照シテ受取ル。
 - 2、衣服、皮貨各質物ハ隨時検査シ取換ヘタルモノアルトキハ甲方之ガ爲ニ生ジタル損害負擔ノ責ニ任ズベク、乙方ハ取取リタル質物ヲ記帳シ當票ヲ發行セル以外ノモノニツキ

責任ヲ負ハズ。

- 3、金銀首飾及衣服皮貨等ニシテ質貸額ガ賣却時價ヨリ大ナルモノハ一切受取ラズ、時價ニヨリ再鑑定ノ上質貸額ヲ訂正ノ上受取ル。
- 4、一口ノ貸出ニ於テ二票ノ各票發行ノ如キ事アレバ甲方コレニヨル損害賠償ノ責ニ任ズベシ。

- 二、甲方ハ乙方ノ屋號ヲ以テ各處ニ代當ヲ經營スルコトヲ得ズ。若シカカル紛争發生セバ甲方自ラ處置ヲ爲スベク乙方ハ一切其ノ責ニ任ズ。
- 三、甲方ノ送付セル質物ハ乙方ニ於テ検査完了ノ後質貸金額全額並ニ質貸金額百圓ニツキ桃脚手續費×圓ヲ交付ス。
- 四、甲方ハ質物送付途中ニ於ケル一切ノ費用ヲ負擔ス。尙若シ損害ヲ蒙リタルトキ甲方ハ之ガ損害賠償ノ責ニ任ズベク、乙

- 方ハ一切ソノ責ヲ負ハズ。
- 五、甲方質物ヲ乙方ニ送付シ、乙方之ニ對シ當票ヲ發行シタル後ニ於テモ、入質者ノ質物相違セル場合ハ甲方ノ責任タルベシ。
- 六、甲方ハ質受物件ヲ他ノ各舖ニ送付スル事並ニ自家保管ヲ爲スコトヲ得ズ。
- 七、本契約ハ×年ヲ以テ滿期トシ滿期後ハ再購スベシ。
- 八、本契約締結ノ日ヨリ雙方本契約條文ヲ遵守履行スベク、若シ違約アルトキハ仲人其ノ責ヲ負フベシ。
- 九、本契約ハ二通作成シ甲乙各一通ヲ所持シ其ノ證トス。

- 承辦經理人 某
- 中 證 人 某
- 桃脚代當設置者 某
- 註1、代當經營者。ソシテ代當ノ經理テアル。
- 註2、代當開設地。
- 註3、代當送號先タル當舖。
- 註4、大體十日以下テアル。
- 註5、大體二圓以下一圓迄ノ間テアル。
- 註6、自家保管ハ自家營業ヲ意味スル。
- 註7、三年位ヲ規定スル。

又企業形態の上から、當舖を區別してみると、個人經營、組合組織、匿名組合組織、株式會社組織のものゝ四種あり、組合の中には「身分股」(勞力出資)、「資本股」(資本出資)の組合員がある。滿洲では大抵共同出資による組合組織のものが多く、又株式會社にても勞力出資のもの即ち従業員中の重なるものには利益配當を行ふ會社もあり、個人經營のものゝ中にも店員等の「身分股」勞力出資を認め、配當を爲すのが普通である。又官當(政府經營)、私當の區別も有るが、現在では官營は存在しない。

滿洲に於ける當舖の事業狀態 滿洲に於ける當舖の概要は以上の通りであるが、然らばその店舗及び事業狀態は如何であるかと云へば大體左の通りである。

各省別貸出、回收、殘高一覽表 (康德四年十一月末現在)

大興股分有限公司業務課

省 別	調査店數	本月質貸高	本月回收高	本月末質貸殘高	昨年同期質貸殘高
吉林省	一五三	五三八、四五五・六〇	一、四九五、六〇〇・六〇	四、九六四、〇七一・七五	四、〇一九、〇五〇・七〇
龍江省	六二	二七五、九七五・四〇	六三、七九四・八〇	一、八〇七、四八八・五〇	一、〇〇〇、八〇三・六〇
黑龍省	一	一六、七八・六〇	三、一〇一・三〇	五五、二〇六・七〇	七〇、三〇〇・三〇
三江省	三三	一四〇、一八八・九〇	一七六、〇四六・五〇	六七九、三二二・八〇	四三、五七六・五〇
牡丹江省	三二	五〇、七三三・七〇	二八、二九五・七〇	二六六、六四〇・〇〇	一九一、六五七・三〇
濱江省	二六	七九、七四八・九〇	一五七、七八〇・三〇	四、九三三、三三九・三〇	三、五一九、八四五・三五
間島省	八	一四、三二・五〇	二〇、〇〇一・五〇	八六、〇〇一・四〇	八五、八七五・二〇
通化省	四	一八、六〇・三〇	三三、〇七二・四〇	九〇、九七六・九〇	—
安東省	六〇	一三二、三三二・六〇	一六六、〇五四・七〇	六八六、五八五・五〇	四〇六、一〇四・四〇
奉天省	四三	一、五八八、五七七・七〇	三、四〇六、二一九・三〇	二二、七三三、九九六・〇〇	一〇、五三三、八三三・八〇
錦州省	六四	四一〇、一四九・四五	六五、〇三九・六〇	二、七〇八、六〇四・八五	二、二八二、四五五・三〇
熱河省	二	六五、七五・三〇	一一、六八一・二〇	五二五、八四四・一〇	五四九、八三三・六五
興安省	二六	六九、二八九・六〇	一九六、〇三二・七〇	四六二、七四九・五〇	三三、七九八・三〇
總計	九六九	四、〇三九、一六六・五五	八、四九八、六五七・三三	二九、五三〇、七七・三三	三三、四七二、一三三・三〇
前月比較増減(△)	一三	△八〇八、一七七・三四	九八、九七六・五九	△四、四五九、四九〇・六八	△三、二六五、一四四・五〇
前年同月比較増減(△)	三〇五	一、四五四、六七三・三〇	二、四五三、九〇三・二八	六、〇五八、五九四・九二	二、三八一、五五二・一八

康德三年末縣別人口比較增減當鋪質貸狀態

縣別	康德二年 末人口	康德三年 末人口	増△減	當鋪 數	一當鋪當平 均利用者數	各地質貸殘高	同上二人 當り額
吉林省	二七,三〇四	二七,五〇一	△ 一九三	二九	二四、四四二	八四三、三六四・〇〇	一・八
永吉	五八、一四〇	五八、三三〇	△ 一九〇	二	二四、五五六	四一、〇八九・〇〇	一
額穆	三三、二八〇	三三、〇五六	△ 一〇三、三四	二	六一、五五六	四一、〇八九・〇〇	三
敦化	六六、六七三	六六、八三五	△ 一八三、八八	二	三一、四二七	五〇、一五六・七〇	九
磐石	一六七、一一一	一六三、〇三一	△ 四、〇八〇	三	五四、三四三	六三、三〇九・九〇	八
伊通	一三三、五六一	一三三、九九一	△ 一〇、四三〇	一	一四三、九九一	一〇、九〇三・四〇	五
雙陽	三三六、五六四	三三三、二三四	△ 九、四四〇	二	一七八、五六二	六七、〇七八・〇〇	八
九臺	三三〇、六一一	三三二、五三四	△ 八、一〇七	一	二六二、三四	九六、一〇四・九〇	三
懷德	三五五、二六一	三五、四四〇	△ 三、八二二	三	二七、二四六	一三五、一四三・四〇	三
長嶺	三四八、七九一	三五三、六六三	△ 四、八七二	四	八八、四一五	一三、五三七・四〇	七
乾安	一三九、三三三	一五四、九〇〇	△ 二五、五六八	一	一	一	一
扶餘	五六、三四四	六五、六四二	△ 九、三三八	一	一	一	一
農安	四〇四、二七三	四三三、六二七	△ 一九、三五四	一	三、四七六	一三〇、六六八・七〇	三
德惠	三六七、八四〇	三六九、二〇六	△ 一、三六六	八	四六、一五〇	一五一、〇四五・五〇	四
德惠	二七、七四三	二九、二二二	△ 一九、四七〇	四	七三、〇五三	八〇、一四八・一〇	七
榆樹	五八七、九四九	五八八、九四七	△ 一〇、九九八	一	一	一	一

縣別	康德二年 末人口	康德三年 末人口	増△減	當鋪 數	一當鋪當平 均利用者數	各地質貸殘高	同上二人 當り額
舒蘭	三三〇、三三三	三二七、二六一	△ 三、〇七二	一	一	一	一
合計	四、五四九、〇〇八	四、六四八、二八〇	△ 九八、九一三	七五	六一、九九七	一、七九八、五五九・五〇	五〇
齊齊哈爾市	八四、七七三	九四、六七六	△ 九、九〇三	一七	一五、二四一	四三四、三四八・〇〇	一・六
龍江	一三九、八八三	一六二、七三九	△ 二二、八五六	一	一	一	一
景星	四三、二四三	四三、四三五	△ 二一二	一	一	一	一
甘肅	五八、三〇〇	五七、八八一	△ 五九九	一	一	一	一
富祿	二四、三五六	二五、四九二	△ 一、一三四	一	一	一	一
訥河	一五一、四六〇	一六一、七九	△ 一〇、三三九	一	一六、七九	二、一〇七・三〇	三
嫩江	二二、三四一	三三、四一〇	△ 一〇、〇六九	一	一	一	一
德都	二五、七四六	二六、九九九	△ 一、二五三	一	一	一	一
龍鎮	三三、〇九二	二八、九三三	△ 五、八三二	一	一	一	一
通化	一三、八六八	一四、九四二	△ 一、〇七四	一	一	一	一
克東	五三、三三五	五三、七三三	△ 四九九	一	一	一	一
克山	一六三、六九六	一七五、三〇九	△ 一一、五三三	一	一	一	一
拜泉	二六、八八八	二六、七五五	△ 一三三	二	三三、八七七	一三、六六六・〇〇	六
明水	二六、二六七	二七、八三九	△ 一、五六二	一	一	一	一
依安	八二、七七〇	八三、八三〇	△ 一、〇六〇	一	一	一	一
林甸	七三、三〇一	七三、五三三	△ 二三二	一	一	一	一
泰康	一〇、七二五	一三、三八八	△ 三、一六三	一	一	一	一

大東亞國庶民金融論

錦州警察廳	八九,三二	100,三七五	11,0五四	10	四,三七七	五三,五八六・八〇	一・一五
錦縣	三四三,九六二	三五三,四〇四	10,0四一	10	四,三七七	五三,五八六・八〇	一・一五
北鎮	三三七,三八二	二四五,七七五	八,三九一	1	二四五,七七五	一五五,六三〇・四〇	三
黑山	三八七,六三五	三八九,〇四四	一,四〇九	7	五五,五七七	一一八,七二四・五〇	三〇
臺安	100,二四三	101,〇八三	八三八	1	101,〇八三	一三四,九六九・一〇	六七
盤山	110,〇四二	110,〇八三	三三七	2	10,一七九	一三三,七四・〇〇	六二
綏中	二七九,九七三	二八四,七五六	六,七八三	2	一四二,三七八	一七五,〇七四・〇〇	六
興城	三三三,五八八	二四〇,二四九	六,七一	2	三〇,三四	一九,四七三・五〇	四九
錦西	三五〇,〇九二	二五七,三七七	六,三三三	1	三五七,三七七	八四,九七四・二〇	三
義縣	三五三,二一八	三五六,八九五	三,六七七	五	七,三七九	一四七,四三三・九〇	四一
朝陽	六〇四,三三三	五九〇,五〇六	△ 一三,八四七	1	五九〇,五〇六	三五,三四九・〇〇	五九
阜新	二〇八,九〇六	四四五,七三八	三三六,八三三	1	1	1	1
彰武	一六三,五五九	170,101	六,五五一	4	四三,五五	九六,一三四・九〇	五
合計	三,五六〇,二二六	三,八四三,六〇八	二八五,三九二	六	106,九三	一,七三三,一三四・九〇	五二
承德警察廳	三三,六八四	四九,〇七〇	五,三六六	2	三三,六八四	一七,五五一・六〇	七
承德	一六四,〇〇九	一六六,一四六	三,三七	2	三三,六八四	一七,五五一・六〇	七
灤平	一六二,六三二	一九五,六四一	三,九八九	1	1	1	1
豐寧	三三三,〇八五	三三七,五〇二	五,四一七	1	1	1	1
藍化	一一八,一四九	一二五,五二五	七,三六六	1	1	1	1

二七四

圖場	一九六,六二四	一九六,〇〇五	△ 一,六一九	1	一九七,〇〇五	一八,六七二・一〇	九
赤峰	二二二,1100	三三二,九三二	八,八二二	2	一一〇,九六六	九七,八七四・六〇	四
建平	二八二,三三七	四六一,四九〇	一七九,二六三	1	1	1	1
凌源	三〇〇,三三二	三三四,一九二	一四,〇七一	1	三二四,二九二	九七,三四・八〇	三〇
凌南	三三三,六八四	三四九,〇三二	一六,三四八	1	1	1	1
青龍	二八四,九四九	二九〇,一三九	五,一九〇	1	1	1	1
平泉	三三九,〇七九	二五六,六六五	一七,五六六	3	八五,五五五	九七,五九四・三五	六
寧城	1011,153	1101,四三七	二四四	1	1	1	1
興隆	二一九,三三二	一四〇,四七七	二二,四三六	1	1	1	1
合計	二,七八二,八〇九	三,三三七,四四五	四四,六六六	九	三五八,六〇五	四八八,九九二・四五	三九
新京特別市	一八七,三三三	二四一,五五三	五四,二二八	3	一六,八二八	一,〇三三,六四九・九〇	一四
長春縣	四九八,一八一	四六五,二四六	△ 三三,〇三五	3	1	1	1
合計	六八五,五二六	七六,七九九	二二,二八三	4	一六,八二八	一,〇三三,六四九・九〇	一四
哈爾濱特別市	四六二,〇〇〇	四六四,八二二	二,七五二	4	九,八八九	一,六九三,四〇一・八〇	六四
合計	四六二,〇六〇	四六四,八二二	二,七五二	4	九,八八九	一,六九三,四〇一・八〇	六四

利子、期限、質物 滿洲に於いては、康德四年一月一日から新しい「質業取締法」が實施されるまでは、奉天省、吉林省等各省の外何等統一法規が無く、各省思ひ／＼の利子、流質期限等であつたので、最低は月利二分五厘から、三分、四分、五分、七分、八分等の區別があり、又小押舖では一割五分と云ふ高いものもあつたのである。これらの方

面では、一流質屋で取らないこまかいものとか、又は不正品の入質がなされて居たのである。しかし康徳四年、前記の「質業取締法」が實施されてからは、大體質屋利子はそれによることに統一され、一ヶ月四分以下となつたのであるが、それでも地方や店によつて多少の高下があるやうである。今左に参考の爲、「質業取締法」實施前の滿洲に於ける質屋の利子を左に掲出して置く。

全滿洲當舖金利一覽表 (康徳二年三月末)

大興股份有限公司計畫課調

利率	店數	比率	三月末貸出額	比率
月利二分五厘	六五軒	一〇・五%	二、五二四、三〇三・〇〇	一四・七%
同 三分	二四〇	三九・一	九、四六三、三六〇・一一	五五・二
同 四分	二二四	三六・五	四、六九六、二三一・三一	二七・四
同 五分	一八	二・九	一一六、六三七・四〇	〇・七
同 六分	三六	五・八	二二二、六四一・八〇	一・二
同 七分	一	〇・二	二、〇〇〇・〇〇	〇・一
同 八分	一八	二・九	九六、九九〇・六〇	〇・六
同 一割及其以上	二二	二・一	三七、六一三・六〇	〇・二
合計	六一四	一〇〇・〇	一七、一五一、七七七・八二	一〇〇・〇

又その流質期限は、滿洲に於いては大部分の入質者が農民である關係上、その収入が年一回であるから、従つてその貸付期間は内地の質屋に比して大體に長質であつて、新しい「質業取締法」實施以前はこれもまち／＼であつて、新京、吉林の十六ヶ月、南滿各地の十八ヶ月、北滿地方は十六ヶ月乃至十八ヶ月であつたのであるが、新しい「質業

取締法」では「流質期限ハ十二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ズ」となつて居る。しかし特殊の事情ある地方では、省長の許可を得てこれを短縮することが出来るやうになつて居る。現在では大抵は此の規定によつて居るやうであるが、普通一二ヶ月は實際上流質を保留して居る。これを「留當」と呼んで居る。

質物は大體、衣服、金銀、雜品等であつて、地方によつて多少の相違がある。滿洲最大の當舖で張作霖時代の官當であつた大興公司の質物の割合をみると、衣服類が六割乃至八割を占め、金銀、首飾、指輪、その他の裝身具等が二割乃至四割であるとの事である。又奉天省内では滿洲事變前は金銀が六七割を占めて居たのが事變後二三割となり、その大部分が衣服夜具類となつたさうである。又熱河省などでは農具を持つて來たり、黒龍江沿岸では漁具類を持つて來るさうである。滿洲では武器は禁制品となつて一切質に取られない。又農産物も保管上困難であるのと價格の變動が激しいので、質物には取らない事となつて居る。今左に現行の滿洲の「質業取締法」を掲げて置く。

質業取締法

(康徳三年十一月十九日公布 勅令第一六三號) 同四年一月一日施行

改正 康徳四年十二月勅令第四三五號 朕組織法(第四十一條)ニ依リ參議府ノ諮詢ヲ經テ質業取締法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(國務總理、民政部、蒙政部大臣 副署)

質業取締法

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

第一條 本法ニ於テ質業ト稱スルハ動産ニ對シ質權ヲ取得シテ金錢ノ貸付ヲ爲スヲ業トスルヲ謂フ
第二條 質業ヲ營マントスル者ハ營業所及營業方法ヲ定メ警察官署長ノ許可ヲ受クベシ、營業所ヲ増設シ又ハ移轉セントスルトキ亦同ジ
第三條 質業者ハ營業所以外ノ場所ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 質業者ハ質入主ノ住所氏名明ナル場合又ハ住所氏名明ナル者之ヲ證明シタル場合ニシテ且相當ノ注意ヲ以テ其ノ物

品ヲ質入レ得ベキ權利アリト認メタル後ニ非ザレバ質契約ヲ爲スコトヲ得ズ、但シ警察官署ノ承認アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 質業者ハ質入主ノ質入セントシ又ハ質入シタル物品ニシテ不正品ノ疑アルトキハ直ニ警察官吏ニ申告スベシ

第六條 質業者ハ帳簿ヲ備ヘ質契約及質物處分ニ關スル事項ヲ記載スベシ

質業者質契約ヲ爲シタルトキハ質札又ハ通帳ヲ質入主ニ交附スベシ

前二項ノ帳簿、質札及通帳ノ調製並ニ帳簿ノ保存ニ關スル事項ハ主管部大臣之ヲ定ム

第七條 質業者ハ左ノ事項ヲ營業所内見易キ箇所ニ揭示スベシ

一 利率

二 流質期限

三 質物ノ減失、毀損其ノ他ノ事由ニ依リ生ジタル損害負擔ノ方法

四 營業時間

第八條 質業者ハ質物ニ付保管ノ責ニ任ズ、但シ質物ガ不可抗力ニ因リ減失又ハ毀損シタルコトヲ證明シタルトキハ此ノ限

ニ在ラズ

質物ガ不可抗力ニ因リ減失又ハ毀損シタルトキハ其ノ質物ニ依リ擔保セラルル債權ハ其ノ限度ニ於テ消滅ス

第九條 質業者ハ質物ノ使用又ハ貸付ヲ爲スコトヲ得ズ、但シ質物ノ保存ニ必要ナル使用ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ、警察官署必要アリト認ムルトキハ質業者ノ轉賣ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

第十條 質業者ノ貸付利率ハ一月ニ付百分ノ四ヲ超ユルコトヲ得ズ

省長必要アリト認ムルトキハ前項ノ範圍内ニ於テ貸付利率ヲ定ムルコトヲ得

質業者ハ利子ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ其ノ質契約ニ關シ金錢其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ズ

第十一條 利子ノ計算ハ月ニ依ル

質契約成立ノ日ヨリ起算シ翌月ノ應當日ノ前日ヲ以テ一月トス、其ノ月ニ應當日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ一月トス、一月ニ滿タザル端數アルトキハ之ヲ一月トシテ計算ス

貸付金ニ對スル利子ニシテ一分未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ五厘未滿ハ之ヲ切捨テ五厘以上ハ之ヲ切上グ

第十二條 流質期限ハ十二月ヲ下ルコトヲ得ズ

省長必要アリト認ムルトキハ地域ヲ限リ前項ノ期限ヨリ短キ期限ヲ定ムルコトヲ得

流質期限ノ計算ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

質業者ハ質物ガ減失又ハ毀損ノ虞アルモノナルトキハ警察官署ノ承認ヲ受ケ流質期限ニ付別段ノ約定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 質契約ニシテ前三條ノ規定又ハ第十條若ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタルモノハ其ノ制限内ニ於テ之ヲ有效トス

第十四條 質入主ハ流質期限前何時ニテモ元利金ヲ辨濟シテ質物ヲ受戻スコトヲ得

第十五條 質業者ハ質札又ハ通帳ヲ所持スル者ニ其ノ質物ヲ返還スルコトヲ得

第十六條 質業者ハ流質期限經過シタルトキハ元利金ノ辨濟ニ代ヘテ其ノ質物ノ所有權ヲ取得ス

質入主ハ前項ノ規定ニ依リ質業者ガ質物ノ所有權ヲ取得シタル後ト雖モ其ノ質物ヲ處分セザル間ハ流質期限經過後三月内ニ其ノ質物ノ買戻ヲ請求スルコトヲ得

質入主前項ノ規定ニ依リ買戻ヲ爲ス場合ニ於テハ元金及其ノ

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

買戻ノ日迄ノ質契約ニ定ムル利子ニ相當スル金額ヲ代金トシテ營業者ニ提供スルコトヲ要ス

第十七條 警察官署長ハ質業者ノ占有ニ係ル質物ガ盜品又ハ遺失物ナルコトヲ確認シタルトキハ流質期限内ニ限り之ヲ徵收シ被害者又ハ遺失者ニ無償還付シ被害者又ハ遺失者知レザルトキハ徵收ニ代ヘテ質業者ニ其ノ保管ヲ命ズルコトヲ得、但シ其ノ質物ニシテ盜難若ハ遺失ノ時ヨリ二年ヲ經過シタリト認メタルトキ又ハ其ノ質入主ガ民法第九百五十條ノ占有者ナリシトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於テ被害者又ハ遺失者知レズシテ盜難又ハ遺失ノ時ヨリ二年ヲ經過シタリト認メタルトキハ質業者ニ保管ヲ命ジタル場合ト否トヲ問ハズ質業者ニ其ノ質物ヲ還付スベシ警察官署長ハ第一項ノ規定ニ依リ質物ヲ徵收シタルトキハ徵收證ヲ交付スベシ

第十八條 警察官吏ハ質物、帳簿其ノ他ニ關シ必要ナル検査ヲ爲シ又ハ尋問ヲ爲スコトヲ得

第十九條 警察官署長必要アリト認ムルトキハ十日以内ヲ限リ質物ヲ五日以内ヲ限リ帳簿ヲ假ニ領置スルコトヲ得

警察官署長前項ノ規定ニ依リ質物又ハ帳簿ノ假領置ヲ爲シタ

ルトキハ領證ヲ交付スベシ

第二十條 警察官署長ハ質業者ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲アリタルトキハ質業ノ停止ヲ命ジ又ハ質業許可ヲ取消スコトヲ得

四 第十八條ノ規定ニ依ル警察官吏ノ職務執行ヲ阻障シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辨ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者
五 第二十條ノ規定ニ依ル營業停止處分ヲ受ケ其ノ停止中營業ヲ爲シタル者

第二十一條 質業者營業ヲ廢止シ又ハ營業ノ許可ヲ取消サレタルトキト雖モ既ニ成立シタル質契約、其ノ質物及第六條ノ帳簿ニ付テハ仍本法ノ規定ヲ適用ス、營業停止ノ處分ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ期間中亦同ジ

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第四條、第五條、第六條第一項第二項第七條又ハ第十條第三項ノ規定ニ違反シタル者
二 第四條ノ場合ニ於テ虛偽ノ證明ヲ爲シ又ハ第六條ノ規定ニ依ル帳簿ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者
三 第十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ服セザル者

第二十二條 警察官署長ハ其ノ管内ノ全部又ハ一部ノ地域内ニ於ケル質業者ニ對シ質業組合ヲ設立スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 質業者ノ使用人其ノ他ノ從業員其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ定ムル罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外其ノ本人ヲモ處罰ス、但シ本人心神喪失者又ハ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス

前項ノ組合ニ關スル事項ハ主管部大臣之ヲ定ム

第二十七條 法人ノ使用人其ノ他ノ從業員法人ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ定ムル罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外法人ノ業務ヲ執行スル

第二十三條 許可ヲ受ケズシテ質業ヲ營ミタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

本法施行前ニ生ジタル事項ニ付テハ仍從前ノ法令ヲ適用ス
日本官憲ノ許可ヲ受ケ康徳四年十二月一日ニ於テ現ニ質業ヲ營ム者ハ現在ノ營業所ノ位置ニ於テ營業ヲ爲ス場合ニ限り第十條第一項ノ制限ニ拘ラズ左ノ區分ニ依リ貸付利率ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 許可ヲ受ケズシテ營業所ヲ増設シ又ハ移轉シタル者
二 第三條又ハ第九條第一項ノ規定ニ違反シタル者
三 第九條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

- 一 自康徳四年十二月一日至康徳五年十二月三十一日 一月ニ付 百分ノ六
- 二 自康徳六年一月一日至康徳六年十二月三十一日 一月ニ付 百分ノ五(康四・四三五)

職員又ハ社員ヲモ處罰ス
法ハノ業務ヲ執行スル職員又ハ社員前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ職員又ハ社員ヲ處罰ス

第二十八條 第二十六條及前條第一項ノ場合ニ於テ本人若ハ法定代理人又ハ職員若ハ社員ガ當該違反行爲ヲ防止スルノ途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

附則
本法ハ康徳四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ノ際現ニ許可ヲ受ケ質業ヲ營ム者ハ本法施行後六月以内ニ限り仍其ノ業ヲ營ムコトヲ得

職員又ハ社員ヲモ處罰ス

法ハノ業務ヲ執行スル職員又ハ社員前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ職員又ハ社員ヲ處罰ス

第二十八條 第二十六條及前條第一項ノ場合ニ於テ本人若ハ法定代理人又ハ職員若ハ社員ガ當該違反行爲ヲ防止スルノ途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

第二十九條 本法ニ於テ省長トアルハ首都警察廳管内ニ在リテハ警察總監、哈爾濱警察廳管内ニ在リテハ警察廳長トス

附則
本法ハ康徳四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十條 本法ニ於テ省長トアルハ首都警察廳管内ニ在リテハ警察總監、哈爾濱警察廳管内ニ在リテハ警察廳長トス

附則

本法ハ康徳四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ許可ヲ受ケ質業ヲ營ム者ハ本法施行後六月以内ニ限り仍其ノ業ヲ營ムコトヲ得

本法ハ康徳四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

大興股分有限公司

大興公司は舊張作霖政權時代の官銀號であつて、各省に互つて色々な事業を經營して居たのを、滿洲中央銀行の創立と共に同行に引繼ぎ、此の中の當舖業と醸造業、製油業、雜貨賣買業等三十八店の事業を分離して大同二年六月滿洲中央銀行より資本金六百萬圓を以て獨立したのが此の公司であつて、康徳六年十一月には更らに資本金を増加して二千萬圓(内一千三百萬圓拂込)として今日に至つたのであるが、その資本は滿洲中央銀行、滿洲國政府貯金部が大

部分を占め、その他の一部を一般人から集めて居るのである。創立當時の事業は前記の如く油房、醸造、雜貨賣買等を兼營して居たが、その後滿洲國の國策方針により、之等の業務を分離し、現在に於いては當業を主としその他に火災保險の代理業を經營して居るのみである。しかし康徳八年（昭和十六年）からは滿洲國の國策に順應して、國內浮動資金の吸集に協力し、國民貯蓄獎勵の一策として「有獎儲蓄業務」を行ふこととなり、滿洲國の金融機關として新しい一方面を開拓したのである。而して開業當時僅かに三十一地方六十五店に過ぎなかつた營業所は、現在全滿に互り左の如く百九十八地方三百七十店となつて居る。

省	地方	店	省	地方	店
奉天	五三	一一九	濱江	二四	四五
安東	五	一一	三江	四	七
錦州	二八	四四	牡丹江	二	七
熱河	七	九	東安	一	一
吉林	三〇	六四	北安	一五	二二
通化	八	八	興安內	三	五
間島	一	二	興安西	一	一
龍江	一五	二四	黑河	一	一

而してその總貸出高は左の如く累年増加し、康徳七年（昭和十五年）の總貸出累計高は一億五千萬圓に達し、利用者の延人員は約一千五百萬人の多數に上つて居る。而してこれは滿洲全當鋪貸出額の約六割に相當する。利息は政府の低金利に即應して康徳六年全營業所の金利を一律に月利二分に改めたので、民營の他の當鋪も之れに習つて漸次利

息引下げを斷行し、月利二分の當鋪が滿洲全體の當鋪の約半數を占めるに至つたのである。

年 度	貸 出 額
大同二年	四、二〇七、三七六圓
康徳元年	一一、四〇二、六七七
同 二 年	一七、七八二、四二四
同 三 年	一七、九四七、二二〇
同 四 年	二四、六五四、〇五七
同 五 年	四四、九四〇、五四九
同 六 年	七九、八七七、七四二
同 七 年	八七、二一五、三九三

(f) 儲蓄會

滿洲に於ける儲蓄會は前清の光緒年代に於ける鎮江美餘儲蓄會に端を發し、その後大正五年に至つて鐵嶺の陳漱六氏が之れを受け繼いで鐵嶺儲蓄會が出来たのが滿洲に於ける儲蓄會の起源であり、その組織は會員制度であつて、資本金を多數の株式に分割し、一株三元乃至三十六元とし、會員は此の持株に對し毎月少額の一定額宛分割拂込をなし、數年後全額拂込となつた時始めて正式の株式を引渡すのであつて、會員は滿人に限られ、會の役員として正會長、副會長、董事、監察員等があり、會の執行機關として定期總會、臨時總會の二つがあり、決算は毎年一回として、利益があれば一定の積立金を其の中より控除し、殘額を全會員の株式拂込額に應じて分配するのである。陳漱六の鐵嶺儲蓄會は張志良、王建極等の諸氏と聯合、極力儲蓄會事業の獎勵鼓吹に努めた結果と、その會員の株式の分割拂込が簡

易であるのと、又資金の貸付によつて多大の利益をあげ得るとの三つの原因で、東三省では一時非常な流行を來し、儲蓄會の總會七十餘ヶ所、分會三百餘ヶ所、その基本金は奉天大洋二億元に達し、一時少くとも一會を設けない所はないと云ふ盛況を示したのであるが、大正十五年以後張政權の没落と同時に奉天票の價值下落し、不動産貸付の回收困難となり莫大なる損失を招いた爲に、儲蓄の營業を停止するもの甚だ多く、大同六年の調査では僅かに左の十數會となつたのである。

省名	地名	會名	設立年	資本金	貸付利率
奉天	奉天	遼寧儲蓄會	民國六年	二二五萬元	月三分
同	安東	安東地方儲蓄會	同	四五	、
同	營口	商業儲蓄會	同	六〇	、
同	綏中	綏中縣乙種地方儲蓄會	同	五〇	、
同	遼陽	遼陽地方儲蓄會	同	五〇	、
同	撫順	撫順地方儲蓄會	同	一〇	、
同	同	撫順大同儲蓄會	同	三六〇	、
同	同	興業儲蓄會	同	八〇	、
吉林	吉林	吉林益民儲蓄會	同	三〇	月二分五厘
同	同	吉林實業儲蓄會	同	一三	月二分
同	同	吉林大同儲蓄會	同	二八	月二分五厘
同	長春	吉林長儲蓄會	同	五〇	月一分

その後民國二十三年五月開催の第二次全國財政會議に於いて有獎儲蓄會取締に關する法律が出来、新規會員募集を禁止され、又財政部から帳簿検査の爲監督官が出張整理することとなつたのと、今一つ同年六月立法院通過の儲蓄銀行法は七月四日附國民政府より公布施行した爲、その第十四條によつて有獎儲蓄會は禁止されたのである。又新興滿洲國に於いても之れと同様、金融機關に關する諸規定の確立と共に一切此の種のを禁止したのであつて、現在では全然其の姿を沒したのである。

儲蓄會の貸付は會員を主としたものであつて、これに對し擔保貸付、信用貸付を行ひ、又農業者に對しても長期の貸付を爲したのである。しかして普通の貸付期間は大抵五、六ヶ月乃至一年である。又利息は月二分乃至三分が普通であつて、中には之れ以上高いものがあるが、大抵銀行貸付利息の二倍乃至三倍である。又此の種の中には會員株主に對する普通の配當金の外、抽籤にて一定金額を贈與する所謂有獎儲蓄會と云ふものがあつたのである。又預金は當座預金、定期預金、通常預金、据置預金、積立預金、獎勵金附貯金（抽籤割増金附償還）等各種の預金を扱ふ外に貸付、倉庫業、保險業その他の企業を兼營する場合もあり、又信託會社の性質も帯びて居るのである。而してその貸出規約の一例を示すと左の通りである。

儲蓄會總會預金及貸出要則

第三章 貸出 金

第十三條 本會ノ貸出期限ハ最大限六箇月ヲ以テ限度トス

第十四條 本會ノ貸出利息ハ省令ニ準ジ最大限三分ヲ以テ限度

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

トス

第十五條 本會ノ貸出ハ期限及數目ノ大小如何ニ拘ラズ必ズ確實ナル紹介人ヨリ相當ナル不動産又ハ有價證券ノ擔保ヲ提供シ、尙ホ確實ナル連帶保證人アリテ、完全ニ其ノ償還ノ責ヲ負フヲ要ス

第十六條 貸出金ヲ其ノ期限内ニ償還セザル場合ニハ、直チニ其ノ擔保品ヲ官ニ呈シテ競賣ニ附シ、若シ償還金額ニ充タザル場合ニハ、其ノ殘額ハ連帶保證人ヨリ之ヲ賠償スルモノトス

尙ほ儲蓄會には多く軍閥官僚の息がかゝり居り、かの遼寧儲蓄總會の如きは張學銘を名譽會長に、張志良を會長に、張作相及び張景惠を副會長に推し（滿洲事變前）、その資金も官銀號を始めとし支那側銀行より借入れて營業して居たのである。

儲蓄會は以上のやうな次第で滿洲では全然禁止されたが、現在唯一つ新京の大興公司のみは滿洲國政府の許可の下に有獎儲蓄事業を行つて居るのである。此の儲蓄には券面金額二千圓、一千圓、五百圓の三種の證券を發行して居るのであつて、毎月一定の金額を額面に達するまで十三年十一月拂込み、滿十五ヶ年を以て満期とするものであつて、満期の時は元本に特別割戻金を添へて返還する外、掛込期間中も毎月抽籤にて契約者の一割以上の人々に對して、最高は券面金額と同額、最低は月掛金額に相當する獎勵金を交付し、更にその上獎勵金として十萬口に對して五萬圓、十萬口に達しない口數には適當の金額を定めて交付すると云ふ仕組みになつて居るのである。

第十七條 土地ノ抵當ハ、民國ノ新地券ニ當年ノ納稅領收證ヲ添附シアルヲ要シ家屋ノ抵當ハ最モ信用アル保險會社ノ保險並ニ其ノ保險證書ヲ家屋賣買證書ニ添附シアルヲ要ス、但シ抵當金額ハ其ノ時價ニヨリテ之ヲ評價ス

第十八條 確實ナル商店ニ對シテハ、信用貸出モ之ヲ行ヒ得、但シ此ノ場合ニハ必ズ確實ナル商店ノ連帶保證ヲ要シ、若シ期限内ニ償還ノ履行ナキ場合ニハ連帶保證人ヨリ之ヲ完全ニ賠償ス

第十九條 本則ハ民國十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(8) 講會

滿洲に於ける講會には色々の名稱を用ひて居るが要するに日本の無盡講や頼母子講と同一なものである。金錢の無盡は「錢會」と稱へ、又「請錢會」とも云つて居る。その他「積金聚會」とも云ひ、又「幫會」「八仙會」（八人の會合）「九蘇會」「蘇三十會」等人員の點から命名したものもある。農村や都市の小市民の間に於いて金錢の必要な時、適當な金融機關が無いので、高利貸に行く前に親戚、友人、近所の者などから資金を借りる協同組合金融の一種であつて、地方の自治制度や、隣保制度が未だ崩れないで、地縁的、血族的、宗教的、政治的、娛樂的、經濟的紐帶の強い地方程、之等の協同組合的金融はうまくも行つて居るし、又よく發達して居る。

滿洲に於けるこの種のものに關しては調査不十分でまだ自分の知つた範圍では完全な統計的數字はないのであるが、しかし各地方に何れも隱密の間に多數行はれて居るものと考へて差支へない。有馬駟馬氏の昭和七年調査の「滿洲人の無盡並頼母子講に關する調査」によると大連市内でも昭和六年十一月末に於いて二百七十一の組合があるのである。

管 署 別	大	連	小 崗 子	沙 河 口	合	計		
掛 金 高	會 數	會 員	會 數	會 員	會 數	會 員		
二〇圓以下	六五	一、七四三	六	一三三	一四	三四九	八五	二、二二五
三〇圓以下	八九	二、一八六	八	一八七	二	四五	九九	二、四一八
五〇圓以下	四七	一、〇三八	五	一三九	二	四九	五四	一、二二六
七〇圓以下	七	一七三	一	一	一	一	七	一七三
一〇〇圓以下	一八	五四六	六	一九九	一	一	二四	七四五

一五〇圓以下	一	二六	一	三六	一	二	六二
合計	二二七	五、七二二	二六	六九四	一八	四四三	二七一
							六、八四九

即ち此の種銭會の發會は、或る一人の人が金銭が必要になつた時、自分が會の發起人（會長又は會東と云ふ）となつて、自分達の知合ひの人々の一團の人々を説いて會員（會友）となつて貰ふのである。會の發起の場合發起人即ち會東は擔保を提供したり、又有力な保證人を立てたりする場合もあるが、大抵の場合は信用でやるのが普通で、第一回の集まつた金は此の發起人が借入れるのであるが、此の會の成立から終了まで會東自身の個人的信用で此の金を使用するのである。會友は前にも話したやうに會東の救濟的の錢會の場合は、會東に同情して入會するのであるから多くの場合は會東を知つて居る人のみに限られるのであるが、その他の場合に會友となるものは他の會員の紹介に依るのである。そしてその紹介者はその會友の債務に對して、會東及び會友の双方に對して保證責任の位地に立つのである。又會を起す場合は會東も保證人の連署、又は會東のみの署名で、會金及び期日等を記入した簡単な會帳を發行するのである。

以上のやうにして一つの會が成立すると、會東は會友から一定金額の會費（講の掛金）を集めて、此の第一回の講金は會東が借入れて自分の入用の方面に使用するのである。そして第二回以後から會東は終回までにこれを分割して支拂ふのである。次に第二回の會合の時會東及び他の會員から集まつた講金は、第二回の資金の必要者が使用するのであるが、此の第二回以後の講金の利用者の順位は入札（拔）又は抽籤（搖抽）、豫め利用者の順位を決定して置く方法（認）によつて決定するのであつて、此の利用者順位の決定方法によつて講金の種類を分類して「拔會」「搖會」「認會」の三種類とするのであるが、或る場合に於いては此の入札と抽籤との双方を一つの會に於いて交互に使用する

る場合もあるから、總ての講會を此の三種の種類の種類に截然と區別することは困難な場合もある。

會員の人数は多人數とすると會の期限が長くなり、その間に自然的經濟的の變動があつて、會の存続が中々六ヶ敷くなるので大抵七八名か十名位である。しかし中には三十名を越すものもある。又會底（講金即ち給付額）の額も百圓以下が普通であつて、中には二百圓、五百圓のものもあり、又十圓、二十圓位の小さいものもある。又會の期日も毎月々初又は月末に開くもの、半年又は四ヶ月毎に開くもの、年一回開くもの、年一回開くもの等種々雑多である。

(1) 拔會 拔會は又抓會とも云ふのであるが、第一回の時は六名の會員の場合は會東を除いて他の五人の會友が各十圓宛を醸出して五十圓が第一回の會底となり、之れを會東が使用するのであるが、第二回以後は他の五人の會友が各自々の負擔しようとする利息の額を小紙片に書いて之れを捻つて中央の椀の中に入れ、全部入札の後これを會員の面前に開札して、その利息の最高の者が落札者即ち第二回の得會者となるのである。此の場合第二回の得會者の利息が九角もあり、これを最高利息とすると得會者以外の他の四人は何れも九角を各自の掛金十圓の中より差引いて、九圓一角が實際の掛金となる譯であつて、此の四人分の三十六圓四角と會東の掛金十圓と合して合計四十六圓四角が、第二回の得會者の手取の會底となるのである。第三回にも斯くの如くして、會東の第一回得會者と第二回得會者とを除いて他の四人が入札し、最高の利息記入者即ち第三回の得會者以外の三人は、各自十圓の掛金よりその利息額を差引いたものを第三回の實際の掛金とし、會東及び第二回得會者は各自十圓を醸出し、此の合計額が第三回の得會者の手取金となるのである。かくの如くして順次全會員が講金を利用して此の會を終るのである。

(2) 搖會 これは骰子を振つて第二回以後の得會者の順位を決定するのであつて、各自骰子を振つて最高の點數を振出したものが得會者となるのである。同點者ある時は又此の者のみが振つて最高を決定する。骰子は六個、四個、

三個等を使用す。

(3) 認會 第一回の會合の時第二回以後の得會者を豫め一定の方法によつて決定して置くのである。此の外に在滿鮮人の間に「契」と云ふ無盡も亦行はれて居るが、これは朝鮮に於いて古來から有る頼母子講である

B 建國後の機關

無盡會社

滿洲に於ける無盡業法は康徳三年九月公布された。此の業法發布以前第一次歐洲大戰當時滿洲には三十有餘社の無盡會社があつたが、之等は何れも各領事館又は關東廳の認可を受けて設立されたものであつて、當時の好景氣に恵まれて相當な成績を上げて居たのであるが、大正九年歐洲戦後のパニックの爲、四五の會社を残して全部崩壊したのである。以來滿領附屬地の會社は全部關東廳の監督に移管されたのである。當時は被害者も相當多く無盡會社の世間的評判は大體よくなかつたのである。しかし其の後段々整理され滿洲事變までに十數社の會社となり、會社の内容も漸次充實して來たのであるが、更らに滿洲事變の時、滿人を相手として居た無盡會社は滿人の奥地遁走の爲再び多大の被害を蒙つたのである。斯くして康徳三年現行の無盡業法が發布され、同四年(昭和十二年)には社團法人、全滿無盡協會も生れ、茲に全滿洲の無盡會社の體制が整つたのである。昭和十五年末現在の滿洲無盡會社は左の通りである。

全滿無盡會社一覽表

地名	會社名	設立年月	口數
大連	蓬萊無盡	大正八年九月	1

安東	安東無盡	大正十年十一月	二、三八五
大連	第一無盡	大正十五年十一月	一、八四二
本溪	本溪湖無盡	昭和二年十一月	三三五
撫順	撫順無盡	昭和二年十一月	八七組 1
旅順	旅順無盡	昭和二年九月	五三四
奉天	奉天無盡	昭和六年七月	四、六四三
新京	新京無盡	昭和四年八月	四、〇七六
間島	間島無盡	昭和九年一月	三、四六七
吉林	吉林無盡	昭和十年九月	一、四三〇
鞍山	鞍山無盡	昭和十一年六月	一、一四〇
錦州	錦州無盡	昭和十一年三月	三、二一〇
テ、ハル	龍江無盡	昭和十二年九月	五九六
四平街	四平街無盡	昭和十二年十月	九四〇
牡丹江	牡丹江無盡	昭和十五年三月	四八〇
佳木斯	佳木斯無盡	昭和十六年四月	1

全滿現存の無盡會社は大體以上の通りであつて組數として合計八百十九、口數として二萬五千七十八口、給付金契約高三千八百九十四萬餘圓、給付金額八百四十五萬圓、掛金受入濟高一千七百四十萬圓餘であつて、まだ發達の初期に在るものと云へる。又會社所在地も邦人居住の都市に所在して居る所からみても、主として在留邦人の契約者が多

いと思はれるのである。又満人は左の點より無盡契約は中々困難であると、新京無盡の専務取締役辻繁氏は康徳七年七月號の「滿洲經濟」の「滿洲に於ける無盡經營」の中で述べて居る。

- 1、満人の中流以上の商店は殆んど數人の合名會社である爲、資本主の同意を得るに非ざれば絶対に無盡に加入し得ざること。
 - 2、中流以上の満人は利己主義であり、公德心に缺けて居るので、加入しても落札後は言を左右に托して中々掛金をしないこと、従つて集金費が日本人の加入者の團より非常に高くつくこと。
 - 3、満人社會の極度な拜金思想は往々にして友愛隣保の情を超越すること。
 - 4、戶籍法を實施してないため金銭上如何なる犯罪を犯しても決して發覺しないと云ふ自覺心を強めて居ると云ふこと。
 - 5、満人は他人が如何なる犯行を犯しても、自己に利害關係のない限り、これを目撃しても届出でることもしないし、又一切これを黙認して絶対に口外しないこと。
 - 6、衣食住が簡單で常に移動轉居が激しいため、數年に互る月賦償還の契約を履行せしむることが困難なこと。
- 以上のやうな理由で現存の無盡會社も大部分在滿邦人を會員として居るらしいのである。今左に滿洲の無盡業法と新京無盡會社の一千圓會の掛金表を掲げて置く。

無盡業法

康徳三年九月五日公布
勅令第一四〇號
同日施行

改正 康徳四年六月勅令第一四一號、十一月第三六三號
朕組織法(第四十一條)ニ依り參議府ノ諮詢ヲ經テ無盡業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

無盡業法

(國務總理、財政部大臣 署)

臣ノ認可ヲ受ケ無盡加入者ノ爲ニ契約給付金額ヲ限度トシテ預金ヲ受入ルルハ此ノ限ニ在ラズ(康四・第三六三號本條中 改正)

- 第一條 本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定ノ口數ト給付金額トヲ定メ定期ニ掛金ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金銭ノ給付ヲ爲スヲ謂フ無盡類似ノ方法ニ依リ金銭、有價證券又ハ其ノ他ノ財産ノ給付ヲ爲スモノ亦同ジ
- 第二條 無盡業ハ經濟部大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ
- 第三條 無盡業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ定款事業方法ヲ記載シタル書面及無盡契約約款ヲ添附シ之ヲ經濟部大臣ニ提出スベシ
- 第四條 無盡業ハ資本金五萬圓以上ノ株式會社ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ
- 第五條 無盡會社ハ其ノ商號中ニ無盡ナル文字ヲ用フベシ
無盡會社ニ非ザルモノハ其ノ商號中ニ無盡業者タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ
- 第六條 無盡會社ハ他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ズ、但シ經濟部大

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

- 第七條 無盡會社ノ營業區域ハ之ヲ定款中ニ記載スベシ
- 第八條 無盡會社ハ左ノ場合ニ於テハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ
 - 一、定款ヲ變更セントスルトキ
 - 二、事業方法又ハ無盡契約約款ヲ變更セントスルトキ
 - 三、出張所又ハ代理店ヲ設置セントスルトキ
 - 四、本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更セントスルトキ
 - 五、取締役及監査役ヲ定メ又ハ之ヲ變更セントスルトキ
- 第九條 無盡會社ハ代理店主ヲシテ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設ケシムルコトヲ得ズ
- 第十條 無盡會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ズ
 - 一、國債、地方債、特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券

又ハ株式其ノ他經濟部大臣ノ指定スル有價證券ノ買入

二、前號ノ有價證券又ハ不動産ヲ擔保トスル貸付

三、掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ限度トスル貸付

四、掛金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ヲ超過シ契約給付金額

ヲ限度トスル貸付

五、銀行及金融合作社ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

前項第四號ノ規定ニ依ル貸付金額ハ拂込資本金及諸準備金

ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十二條 無盡會社ガ會社財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト

能ハザルニ至リタルトキハ無盡契約ニ基ク會社ノ債務ニ付各

取締役ハ連帶シテ其ノ辨濟ノ責ニ任ズ

前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後ニケ

年間仍存續ス

第十二條 無盡會社並ニ其ノ取締役監査役使用人及代理店主ハ

何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ計算ニ於テ其ノ會社ト

無盡契約ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 無盡會社ハ第一回ノ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ヲ

行ヒタル後ハ掛金者ノ不利益ニ給付ヲ變更シ又ハ掛金額ヲ増

加スルコトヲ得ズ

第十四條 無盡會社ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル

毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

第十五條 無盡會社ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ利

益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十六條 無盡會社ノ營業年度ハ一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十

二月迄トス

第十七條 無盡會社ハ營業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ

經濟部大臣ニ提出スベシ

第十八條 無盡會社ハ營業年度毎ニ經濟部大臣ノ定ムル書式ニ

依リ貸借對照表ヲ作成シ新聞紙ニ依リ公告スベシ

第十九條 無盡會社ノ監査役ハ無盡會社ノ業務及財産ノ狀況ニ

關スル調査ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ營業年度毎ニ作成シ

テ之ヲ本店ニ備ヘ置クベシ

第二十條 無盡會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ利

ヲ目的トスル他ノ業務ニ從事セントスルトキハ經濟部大臣ノ

認可ヲ受クベシ

第二十一條 掛金者ハ無盡會社ニ對シ其ノ加入シタル無盡ノ掛

金者五分ノ一以上ノ同意ヲ以テ其ノ加入シタル無盡ニ關シ命

令ノ定ムル事項ニ付説明書ヲ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二十二條 無盡會社ノ合併ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クルニ非

ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十三條 經濟部大臣ハ何時ニテモ無盡會社ヲシテ其ノ業務

ニ關スル報告書又ハ監査書其ノ他ノ書類帳簿ヲ提出セシムル

コトヲ得

第二十四條 經濟部大臣ハ何時ニテモ當該官吏ニ命ジテ無盡會

社ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十五條 經濟部大臣ハ無盡會社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依

リ必要ト認ムルトキハ事業方法若ハ無盡契約約款ノ變更、業

務ノ停止又ハ財産ノ提供ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコ

トヲ得

第二十六條 無盡會社ガ法令、定款若ハ經濟部大臣ノ命令ニ違

反シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ經濟部大臣ハ

業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改任ヲ命ジ又ハ營業ノ許可

ヲ取消スコトヲ得

無盡會社ノ取締役、監査役又ハ支配人ガ法令若ハ定款ニ違反

シ又ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ經濟部大臣ハ之

ガ改任ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 經濟部大臣ハ業務ノ停止ヲ命ゼラレタル無盡會社

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

ニ對シ其ノ整理ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業ノ許可

ヲ取消スコトヲ得

第二十八條 無盡業ノ廢止又ハ無盡會社ノ解散ノ決議ハ經濟部

大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十九條 無盡會社ガ其ノ目的ヲ變更シ他ノ業務ヲ營ム會社

トシテ存續スル場合ニ於テハ經濟部大臣ハ其ノ會社ガ掛金者

ニ對スル債務ヲ完済スルニ至ル迄財産ノ提供ヲ命ジ其ノ他必

要ナル命令ヲ爲スコトヲ得、合併ニ因リ無盡會社ニ非ザル會

社ガ無盡會社ノ掛金者ニ對スル債務ヲ承繼シタル場合亦同ジ

第二十三條及第二十四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十條 無盡會社ガ營業ノ許可ヲ取消サレタルトキハ之ニ因

リテ解散ス

第三十一條 無盡會社ノ清算人ハ經濟部大臣之ヲ任免ス

清算人ノ報酬ハ經濟部大臣之ヲ定ム(康四・第三六三號本條

改正)

第三十二條 經濟部大臣ハ何時ニテモ當該官吏ニ命ジテ無盡會

社ノ清算事務及財産ノ狀況ヲ検査セシメ財産ノ提供ヲ命ジ其

ノ他清算ノ監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 無盡會社ノ清算終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナ

ク書面ヲ以テ其ノ願末ヲ經濟部大臣ニ報告スベシ

第三十四條 營業トシテ無盡ノ管理ヲ爲スハ之ヲ無盡業ト看做ス

經濟部大臣ハ前項ノ業務ヲ營ム會社ノ取締ニ關シ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三十五條 許可ヲ受ケズシテ無盡業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條、第十條又ハ第十二條ノ規定ニ違反シタル者

二 第二十五條又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル業務停止命令ニ違反シタル者

三 定款ニ定ムル營業區域外ニ於テ營業ヲ爲シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條、第九條、第十三條又ハ第十五條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十七條、第十九條、第二十三條又ハ第三十三條ノ規定ニ依リ無盡會社ニ備ヘ置クベキ書類ノ備付又ハ經濟部大

臣ニ提出スベキ書類ノ提出ヲ怠リ又ハ之ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不實ノ記載ヲ爲シタル者

三 第十八條ノ規定ニ依リ公告ヲ爲スベキ場合ニ於テ之ヲ怠リ又ハ虚偽ノ公告ヲ爲シタル者

四 第二十四條若ハ第三十二條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ職務ノ執行ヲ阻障シ又ハ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シタル者

五 前條第二號ノ外第二十五條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

六 第二十九條又ハ第三十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十條ノ規定ニ違反シタル者

二 無盡會社ノ業務ニ關シ廣告其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虚偽ノ宣傳ヲ爲シタル者

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條第二項ノ規定ニ違反シタル者

二 正當ノ理由ナクシテ第二十一條ノ規定ニ依ル説明書ノ交付ヲ拒ミ又ハ不實ノ説明書ヲ交付シタル者

第四十條 使用人其ノ他ノ従業員使用主ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外使用主ヲモ處罰ス、但シ使用主心神喪失者又ハ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス

第四十一條 法人ノ使用人其ノ他ノ従業員法人ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外法人ノ業務ヲ執行スル職員又ハ社員ヲモ處罰ス
法人ノ業務ヲ執行スル職員又ハ社員前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ職員又ハ社員ヲ處罰ス

第四十二條 第四十條又ハ前條第一項ノ場合ニ於テ處罰ヲ受クベキ使用主、法定代理人、職員又ハ社員當該違反行爲ヲ防止スルノ途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

附 則

第四十三條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十四條 日本帝國領事官ノ認可ヲ受ケタル無盡會社ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

其ノ旨届出ヲ爲シタルトキハ本法ニ依ル許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十四條ノ二 滿洲帝國駐在大日本帝國特命全權大使ノ免許ヲ受ケ康德四年十二月一日ニ於テ現ニ本法第一條ノ業務ヲ營ム者ハ康德四年十二月三十一日迄ニ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ届出ヅベシ(康四・第三六三號本條追加)

第四十五條 前二條ノ無盡會社ハ其ノ營業上ノ資金運用ニ付第十條ノ規定ニ依ルノ外確實ナル擔保アル貸付ヲ爲スコトヲ得(康四・第三六三號本條中改正)

第四十六條 第四十四條ノ二ノ規定ニ依ル無盡會社ノ現ニ有スル無盡加入者ニ非ザル者ノ預金ハ康德九年十二月三十一日迄ニ之ヲ整理スルコトヲ要ス(康四・第三六三號本條追加)

附 則

(康德七年十一月) 勅令第三六三號

本法ハ康德四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

新京無盡會社一千圓會掛金表 (三十六回)三ヶ年満了

未落札者の掛金

自一回	自七回	自二七回	自三三回
至六回	至一六回	至三一回	至三五回
三五圓	三〇圓	二七圓	二四圓
			二〇圓
			一〇圓
			五圓

落札者の掛金

保を以て融通する。

落札された翌月より三四圓

◇入札差金の配當……入札差金は給付のとき配當する。

未落札者の最終迄の掛金合計は九百五拾圓となる

入札差金配當保證五拾圓

◇配當保證制度……貯蓄を目的とされる者の利率を保證するため配當金入札差金が右保證金額に達せないときは其の金額迄會社で保證する。

◇拂込金擔保貸付……回の進行程度と豫ての掛込成績とに依り

◇入札制限額の引上……從來入札制限額は給付金額の七割であ

て掛金の入掛以内を保證人なしとする。

つたが入割に引上げて入札手取金を多くした。

◇給付金限度貸付……入會後三回以上掛込の者で成績優秀延滞

なき者に會社所定の限度内に於て保證人二名以上或は他の擔

合作社

一、現在組織に至るまでの變遷

現在滿洲國に於いては以上のやうな既記の金融機關の外に興農合作社の信用事業部と商工金融合作社との二つの新式庶民金融機關が存在するのであるが、康徳七年三月二十三日勅令第四十二號によつて興農合作社が出来、又同年四月二十六日勅令第七十六號によつて商工金融合作社が出来るまでには色々な變遷があつたのである。私は之等二つの

現存の庶民金融機關を説明する前に、これらの過去に於ける滿洲國の庶民金融機關について少しくその變遷を説明することとする。

元來滿洲國に於いて滿洲人の利用する庶民金融機關としては當舖、合會、印子錢、錢莊、兩替店、糧棧、貯蓄會等と云ふ舊式の金融機關が、非合法の貯蓄會の如き何等取締法規のない危険千萬の金融機關の外、何等新式の信用すべき庶民金融機關が無かつたのである。此の中に左の如き三、四の金融機關は鮮滿日人の間に於いて行はれて居たのである。

a、金融會

此の制度は一番古い制度であつて、大正九年間暉地方の治安維持の爲出動して居た日本の軍隊が、同地方に於ける鮮人の移民農民の悲惨なる生活状態を見、又同時に起つた水害救助の目的を以て十萬圓の救助費を支出し、これが使用方を間島總領事に委託したのであるが、總領事は更らに之れに加ふるに外務省の五萬圓、朝鮮總督府の五萬五千圓、合計十五萬五千圓の基金を以て大正十一年二月、同地方の龍井村、頭道溝、局子街に在つた朝鮮人民會に金融部を新設して、移民鮮人の農村生活の更生資金に充て、貸出を開始したのである。所が當時南滿洲に於いて、鮮人移民の間には會員組織による安東金融會、琿春金融部、奉天金融會(前身株式會社協濟公司)等が生れ、昭和六年に至つて之れが中央機關として間暉金融部本部を設けたのであるが、後昭和十一年六月(康徳三年)に至つて之等全滿の金融部及び金融會を單一化して會の名稱を全部金融會と改め、従つてその中央機關も金融會聯合會とし、一切をあげて朝鮮總督府の管轄下に置いたのであるが、同年七月同地方の治外法權の撤廢と同時にその監督を滿洲國財政部大臣の下に移し、康徳三年七月、勅令第一一一號及び經濟部令第二二號によつて金融合作法に依る法人としたのである。而して

此の金融會の目的は

- 一、會員に對しその經濟の發達に必要な資金を貸付けること
 - 二、會員の爲に預金又は定期積金を受入れること
 - 三、會員に非ざる者の預金又は定期積金を受入れること
 - 四、會員の爲に産業上必要な材料の購入を爲し、又は會員の委託に依りその生産物を販賣すること
 - 五、會員の爲にその生産物を倉庫に保管し、又はこれに對して倉荷證券を發行すること
 - 六、他の金融會、銀行若くは金融業者の業務を代理し、又は銀行若くは金融業者の業務の媒介を爲すこと
- 等であつて、一口の出資は十圓とし第一回の拂込は一圓として、その機關として會長、理事、監事、評議員を置くものとし、理事以外は何れも總代會で選出し、名譽職とし、理事は有給として監督官廳が任免することとなつて居たのである。

而して康徳七年、興農合作社法及び商工金融合作社法が発令され、現存の如く二分化するまでの事業狀況は、金融會四十一社、會員數十萬六千八百餘人、出資金百十六萬圓、政府貸下基本金三十二萬六千圓、借入金九百五十七萬圓、預金六百二十二萬圓、貸出金千七百七十四萬餘圓であつたのである。而して聯合會の事業は(一)その會員(組合)に必要な資金を貸付けること(二)會員(組合)より預金を預ること(三)會員(組合)に對して業務上の指導をなすこと(四)會員(組合)相互の聯絡を計りその職員の養成をすること及び組合の共同の利益を増進することなどであつた。

b、金融組合

金融組合は大正十三年關東廳の財務課及び殖産課を中心として、州内の農村及び中小商工金融の爲、朝鮮の金融組合を模倣して作られたものであつて、同年五月金州に出來た金州金融組合がその起りである。その後大連、沙河、旅順、奉天等にも設置され、之等は何れも特別法の發布なく民法上の組合規定を準用して居たのであり、昭和四年には各組合を聯合して滿洲金融組合聯合會を組織して居たのであるが、昭和十二年(康徳四年)滿洲國の治外法權撤廢と共に、滿洲國內の金融組合は關東州内のものより分離して、前記金融合作社法に依る法人となり、關東州の金融組合のみはそのまゝ現在に至るも殘存して、別に關東州金融組合聯合會を作つて居るのである。康徳七年二大金融合作社に分離するまでの金融組合は一四、會員數六千餘人、出資金約百三十萬圓、借入金百三十七萬餘圓、預り金千五百七十萬餘圓、貸出千六十三餘萬圓であつた。

此の金融組合は朝鮮の金融組合と同様であつて、村落組合、都市組合の二つに分れ、その事業は

- 一、組合員に對しその經濟の發達に必要な資金の貸付(共通)
 - 二、組合員に對し前號の資金の爲の手形割引(都市組合のみ)
 - 三、組合員のために預金又は定期積金の受入(共通)
 - 四、組合員と同居する家族、その他親族、公共團體又は營利を目的とせざる法人の團體の預り金の受入れ(共通)
 - 五、組合員に非ざる者の預金又は定期積金の受入(都市組合のみ)
 - 六、銀行又は會社の業務の代理若くはその業務の媒介(都市組合のみ)
 - 七、出資 都市組合出資金一口五十圓、村落組合一口十圓
 - 八、貸出 都市組合無擔保二千圓、有擔保八千圓、村落組合無擔保五百圓、有擔保三千圓
- であつて、聯合會の事業は大體前記金融組合と略々同様である。

c、金融合作社

以上二つの金融機關は何れも移住鮮人及び關東州の日本人より考へ出された金融機關であつて、滿洲には既記のやうな舊式な金融機關は存在して居たが、何れも金利高く滿洲農民に對して適當な金融機關とは云ひ難いのであつた。所で滿洲國では滿洲建國と同時にその建國の目的たる所謂王道樂土建設の一助として、先づ滿洲の住民の九割を占むる農民の爲の信用機關の設立を計畫したのである。そして政府では朝鮮の金融組合、日本の信用組合の例に倣ひ、金融合作社の設立に着手したのであるが、大同二年奉天省公署に於いて瀋陽に一つの金融合作社を造り、續いて復縣にも設立したのである。更らに大同三年（康德元年）鐵嶺、遼陽、開原、撫順、錦縣、蓋平、興城、遼原（奉天省）、永吉、額穆（吉林省）、克山（黑龍江省）の十一縣に同様の金融合作社を作り、遂に同年の九月十七日に勅令第百十七號を以て「金融合作社法」の公布をなし、同年十二月十七日新京にこれらの中央機關として「金融合作社聯合會」を創設し、爾來、一縣一金融合作社の目標の下に順次金融合作社の設立に盡力し、康德七年三月末新組合に改組の時までに全滿洲には一四九社加入人員一萬五千三百十人を算するに至つたのである。而して此の合作社の目的は、同法第一條にある如く「金融合作社は社員ノ經濟ヲ發達セシムル爲其ノ金融ヲ圖ルヲ目的トスル社團法人」である。而してその組合には朝鮮の金融組合や日本の産業組合と同様に、都市組合と村落組合との二つの種類があるのであつて、その仕事の内容には左のやうな差異がある。

- 一、組合員に對し資金の貸付（共通）
- 一、組合員の預金及び定期積金の受入（共通）
- 一、經濟部大臣の認可を受け手形の割引（都市組合のみ）

- 一、經濟部大臣の認可を受け他の金融合作社、銀行、若くは金融業者の業務の代理又は媒介（都市組合のみ）
- 一、組合員外の預金、積金の受入（都市組合のみ）

- 一、貸付金額—無擔保貸付都市組合一組合員に對し一千圓迄、村落組合二百圓迄、擔保貸付都市組合三千圓迄、村落組合五百圓迄、又特別の場合の擔保貸付は都市組合五千圓、村落組合五百圓

- 一、貸付期限—都市組合六ヶ月、村落組合一ヶ年、又長期年賦償還のものも認めるが、主として短期貸付に主力を注いで居る。

これは此の地方の農民の移動性や農産物の收穫状態から決定したものである。

- 一、又小農五人宛を一組とする保證團體を組織せしめ、相互保證の下に一人當り最高五十圓を限度として「小農特別保證貸」を認め、種播期の四月頃に貸付け、農産物の收穫期たる九月頃回収する方法もとつて居た。

又金融合作社聯合會は前記金融會や、金融組合聯合會と同様、加入組合員へ資金の融通、手形割引、預金の受入、業務指導、會員の相互聯絡、職員の養成等をなすものである。

d、農事合作社

以上金融會、金融組合、金融合作社の三者は丁度日本の信用組合（市街地信用組合、農村單營信用組合）に相當するものであるが、此の農事合作社は日本の信、販、購、利の四種兼營の産業組合に相當するものである。

農事合作社は滿洲國産業開發五ヶ年計畫によつて生れたものであつて、康德四年六月二十八日總務廳國務院會議に於いてその設立要綱を決定し、同年七月三十日産業部訓令第三十三號「農事合作社ノ設立並ニ助成ニ關スル件」を以て各省長宛その設立助成を命じて生れたものである。そして其の設立の目的は、設立要綱の方針に於いて示してある通り「滿洲國家ノ計畫ニ從ヒ農業ノ開發ヲ促進シ政府ノ統制ノ下ニ農業者ノ福利増進ヲ圖ルト共ニ生産品ノ配給ヲ圓滑ナラシメル爲一般行政機構ト緊密ナル連繫ヲ保持セシメツツ地方ノ事情ト發達ノ狀勢ニ應ジ漸次農業者ヲ組織化シ

農事合作社ヲ設立セシム」ることがその目的である。即ち此の滿洲の農事合作社は日本の産業組合の如く、農民の間より自治的に發達したのではなく、滿洲國家の國家計畫の内、産業部門の國家機關の一翼として生れたのであつて、協和會及び行政機構との密接なる關係の下に、合作社を通じて農民の組織化と建國の理想實現に協力せしめんとした大きな企であつたのである。

而して農事合作社は縣單位に設立して、その區域は地方行政區域と成る可く一致せしめる方針をとり、その縣單位組合の下に街、村（保甲）又は屯（數屯のこともある）を一區域として「實行合作社」を設立せしめ、これを縣合作社の統轄下に置いたのである。實行組合には代表者一名、實行委員若干名を置いてある。而して此の實行組合の事業は（一）共同出荷の斡旋（二）農業倉庫入庫の斡旋（三）共同利用施設（四）共同購入の斡旋（五）金融の斡旋（六）生産の指導（七）其の他となつて居る。而して金融の斡旋に就いては「實行合作社」ハ縣合作社ヨリノ所屬合作員ニ對スル生産資金、施設資金、一般農業資金ノ貸付ヲ斡旋シ、所屬合作員ノ信用調査ヲナシ保證組ヲ結成セシメ合作員ノ貯金ヲ受付ケテ縣合作社ニ取次グモノ」である。

縣合作社の構成員たり得るものは原則として縣内の農業者として定款の定むる所により、相當の出資又は經費の分擔を爲し、又は此の兩者を負擔するものとす。そしてその設立には設立者に於いて定款を定め、その他必要な事項を記載した書類を作成、縣長を経て省長の許可を受けて設立するものであるが、合作社の役員は董事長一名、副董事長一名、董事若干名（内一名は専務董事、一名を參與董事とする）、監事若干名として全部官選とし、行政機構と人的に連繫せしめるものとする。而して縣合作社は政府の基本方針の下に各省に於いて指導統制するのである。又縣合作社の事業は左の通りである。

イ、農産物（林産物、畜産物、水産物及び其ノ加工品ヲ含ム）ノ検査、貯藏、運搬、調製、加工及ビ販賣

ロ、農業倉庫ノ經營

ハ、農産物交易場ノ經營

ニ、各種利用設備ノ設置

ホ、必要物資ノ購入、加工、生産物配給

ヘ、貯金ノ受入及ビ資金ノ融通

ト、其ノ他合作社ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

以上の内（ヘ）の資金の融通に關しては、縣合作社の信用貸付金に對する合作員の債務に付いては五人乃至十人の組に依り相互の連帶責任を負はしむることとなつて居る。又政府は縣合作社の金融に關し能ふ限りの斡旋又は援助をなすことになつて居る。

又縣農事合作社の上に省農事合作社聯合會制度があつたが、これは最近の改組と共に興農合作社法に依り興農合作社聯合會に改組されたのである。

二、現行合作社制度

以上の記述に依つても知る事が出来るやうに、康德六年十月協和會の第七次全國大會に於いて政府の聲明があるまで、滿洲國內は都市に於いては金融會、金融組合、都市金融合作社の三つが存在し、農村に於いては農事合作社、金融合作社の二つが存在する上に、金融部面に於いては此の外に農村の金融會、村落金融組合が存在して雜然たる有様であつたのである。斯くてはこれら組合相互間にその事業遂行上多少の摩擦相剋もあり、又民族別金融會（鮮人）金

融組合（邦人）合作社（滿人）の機關は五族協和の主旨にも相反するので、遂に前記の康徳六年十月第七次協和會全國大會に於ける政府の聲明となり、又同年十二月四日の國務院に於ける「興農合作社設立要綱」の決定となり、更らに康徳七年三月二十三日の勅令第四十二號による「興農合作社法」及び同年四月二十六日の勅令第七十六號「商工金融合作社法」の發布となり、現行の都市、農村の二大合作社の分立となつたのである。これによつて農村の方の合作社は信用事業の外に、販、購、利の四業兼營となり、都市の方の合作社は信用事業一本となつたのである。これは蓋し當然の事であつて、都市合作社の金融は主としてサラリーマン及び中小商工業者が貸付の對象となるが、これらの人人に對しては金融の外に生活指導、經營指導は困難にして資金的援助にて事足りるが、農村の方は金融的援助は寧ろ末梢の事業であつて、金融と同時に生産、配給、消費其の他生産生活の全面に對して指導もしなければ無意義なのであつて、康徳七年の合作社の改組は實に此の目標に向つて一步を進めたものである。

8、商工金融合作社

商工金融合作社は既に述べた通り康徳七年四月二十六日勅令第七十六號に依つて從來の都市金融合作社、都市金融會、都市金融組合の三つを統合改組したものであつて、その目的は同法第一條に示す通り「市街地ニ於ケル商工業者ノ協同精神ヲ基調トスル社團ヲ設立シ社員ノ金融ノ圓滑ヲ圖リ其ノ福利ヲ増進シ以テ國家經濟ノ發展ニ資スルヲ以テ目的トス」とあるのに依つて、矢張り國家經濟の發展の爲の一翼として其の活動目標として居ることは日本の産業組合と異なる所である。又その會員たる者は、その定款に定められた一定地區内に於いて商工業を營むものに限られて居るが、此の故にサラリーマン等の獨立生計を營むものも亦加入し得ることゝなつて居る。社員數は限定せず、任意加入の方法をとつて居るが、合作社が人的結合の紐帶を重んずる關係上、その加入には評議員會に附議承諾を得る必

要があるのである。又社員は一口以上の出資（一口普通十圓以上五十圓以下）を爲すことを要し、その持口内の有限責任組合である。而してその設立は官選の設立委員が先づ定款を作成し、社員名簿を作り、經濟部大臣の設立認可を請求し、登記の上これを社長、理事に引渡すのである。又合作社の役員は社長一名、理事一名、監事二名以上とし必要の場合には副理事を置くことが出来るが、社長は總會に於いて社員中から選任、經濟部大臣の認可を受けるのであつて、理事及び副理事は總て經濟部大臣の任命であり、監事は社員總會で社員中より選任するのである。此の外に參與、評議員會及び社員總會、總代會等の機關が必要である。而してその業務は左の通りである。

- 1、社員に對する資金の貸付及び手形の割引
- 2、社員の預金又は定期積金の受入
- 3、社員の爲にする爲替取引
- 4、經濟部大臣の認可を受けて社員外の預金及び積金の受入
- 5、同様認可を受けて他の合作社、銀行若は金融業者の業務の代理及び媒介

又商工金融合作社はその上部組織として各社が加入して「商工金融合作社中央會」を作つて居る。而してその業務は商工金融合作法の示す通り大體古い時代の金融合作社聯合會の仕事と同様である。

康徳七年四月三十日經濟部令第二十號によつて商工金融合作社に指定された從來の金融合作社、金融會及び金融組合は左の通りである。

新 京 新京金融合作社
吉 林 吉林金融合作社

哈爾濱道外 哈爾濱金融合作社
齊 々 哈爾濱 齊々哈爾濱金融合作社

- 北 安 北安金融合作社
- 拜 泉 拜泉金融合作社
- 黑 河 黑河金融合作社
- 佳 木 佳木斯金融合作社
- 牡 丹 牡丹江金融合作社
- 奉 天 奉天第二金融合作社
- 營 口 營口金融合作社
- 安 東 安東元寶金融合作社
- 通 化 通化金融合作社
- 錦 州 錦州金融合作社
- 承 德 承德金融合作社
- 海 拉 爾 海拉爾金融合作社
- 延 吉 延吉都市金融會
- 新 井 新井都市金融會
- 圖 們 圖們都市金融會

商工金融合作法條文は左の通りである。

商工金融合作社法

(康徳七年四月二十六日勅令第七六號)

- 新 京 新京金融組合
- 哈 爾 濱 道 裡 哈爾濱金融組合
- 公 主 嶺 公主嶺金融組合
- 四 平 街 四平街金融組合
- 開 原 開原金融組合
- 鐵 嶺 鐵嶺金融組合
- 奉 天 奉天第一金融組合
- 撫 順 撫順金融組合
- 遼 陽 遼陽金融組合
- 鞍 山 鞍山金融組合
- 大 石 橋 大石橋金融組合
- 營 口 東 營口東金融組合
- 瓦 房 店 瓦房店金融組合
- 安 東 鎮 江 安東鎮江金融組合

第一章 通 則

第一條 本法ハ市街地ニ於ケル商工業者ノ協同精神ヲ基調トスル社團ヲ設立シ社員ノ金融ノ圓滑ヲ圖リ其ノ福利ヲ増進シ以

テ國家經濟ノ發展ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條 本法ニ依リ設立スル社團ハ商工金融合作社(以下合作社ト稱ス)及商工金融合作社中央會(以下中央會ト稱ス)トス

第三條 合作社及中央會ハ之ヲ法人トス

合作社及中央會ハ營利ヲ目的トシテ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ズ

第四條 合作社及中央會ハ其ノ主事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五條 合作社及中央會ノ住所ハ其ノ主事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第六條 合作社及中央會ハ其ノ名稱中ニ商工金融合作社又ハ商工金融合作社中央會ナル文字ヲ用フベシ

合作社又ハ中央會ニ非ザル者ハ其ノ名稱中ニ商工金融合作社又ハ商工金融合作社中央會タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第七條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ合作社及中央會ニ對シ其ノ業務上必要ナル經費ニ付助成ス

第八條 合作社及中央會ハ經濟部大臣之ヲ監督ス

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

第二章 合 作 社

第一節 總 則

第九條 合作社ノ社員ハ市街地ニ於ケル一定ノ區域内ニ於テ商工業ヲ營ム者ニ限ル

前項ノ區域ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ

合作社ハ必要アリト認ムルトキハ第一項以外ノ者ト雖モ其ノ區域内ニ於テ獨立ノ生計ヲ營ム者ヲ其ノ社員トナスコトヲ得

第十條 合作社ハ社員ノ數ヲ限定スルコトヲ得ズ

第十一條 合作社ハ左ノ業務ヲ行フ

一、社員ニ對スル資金ノ貸付及手形ノ割引

二、社員ノ預金又ハ定期積立ノ受入

三、社員ノ爲ニスル爲替取引

第十二條 合作社ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受ケ社員ニ非ザル者ヨリ預金又ハ定期積金ノ受入ヲ爲スコトヲ得

第十三條 合作社ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ合作社、銀行若ハ金融業者ノ業務ヲ代理シ又ハ銀行若ハ金融業者ノ業務ノ媒介ヲ爲スコトヲ得

第二節 設 立

第十四條 經濟部大臣ハ合作社設立委員ヲ任命シ合作社設立ニ

關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第十五條 設立委員ハ定款ヲ作成シ社員名簿ヲ添ヘ經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十六條 定款ニハ本法ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ記載シ設立委員之ニ署名スベシ

- 一、目的
- 二、名稱
- 三、主事務所及分事務所ノ所在地
- 四、出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法
- 五、準備金積立ノ方法
- 六、剩餘金ノ處分及缺損ノ補填ニ關スル規定
- 七、社員ノ資格ニ關スル規定
- 八、社員ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 九、業務ノ執行ニ關スル規定

第十七條 設立委員定款ノ認可ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ社員タルベキモノヲシテ第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第十八條 設立委員ハ前條ノ拂込アリタルトキハ三週間以内ニ主事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ
前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スベシ

- 一、目的
- 二、名稱

三、區域

四、主事務所及分事務所

五、出資一口ノ金額及其ノ拂込方法

六、定款認可ノ年月日

七、出資總口數及拂込總金額

八、社長、理事、副理事及監事ノ氏名及住所

合作社ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後二週間以内ニ分事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スベシ

第十九條 設立委員ハ合作社ノ設立ノ登記ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ事務ヲ合作社ノ社長及理事ニ引渡スベシ

第二十條 民法第四十七條乃至第五十一條ノ規定ハ合作社ノ登記ニ之ヲ準用ス、但シ第十八條第二項第七號ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ハ每事業年度末現在ニ依リ其ノ年度終了後一月以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スヲ以テ足ル

第三節 社員ノ權利義務

第二十一條 社員ハ一口以上出資スルコトヲ要ス

第二十二條 出資一口ノ金額ハ十圓以上五十圓以下トシ均一ニ之ヲ定ムベシ

第二十三條 社員ノ責任ハ其ノ出資額ヲ以テ限度トス

第二十四條 社員ハ拂込ムベキ出資ニ付相談ヲ以テ合作社ニ對

抗スルコトヲ得ズ

第二十五條 社員ハ合作社ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ズ
社員ニ非ザル者持分ヲ讓受ケントスルトキハ加入ノ例ニ依ルベシ

第二十六條 持分ノ讓受人ハ其ノ持分ニ付讓渡人ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十七條 社員ノ持分ハ之ヲ共有スルコトヲ得ズ

第四節 社員ノ加入及脱退

第二十八條 社員タラントスル者ハ合作社ニ加入ノ申込ヲ爲シ其ノ承諾ヲ受クベシ

社員ノ加入ノ承諾ハ豫メ評議員會ニ附議スベシ

第二十九條 社員ハ事業年度ノ終ニ於テ脱退スルコトヲ得、但シ三月以前ニ其ノ豫告ヲ爲スコトヲ要ス

第三十條 社員ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス

- 一、社員タル資格ノ喪失
- 二、死亡
- 三、破産
- 四、禁治産

第五節 除名

第三十一條 死亡ニ依リ脱退シタル社員ノ相續人ハ加入ノ例ニ

第五章 滿洲及び朝鮮の民金融機關

依リ被相續人ノ持分ヲ承繼スルコトヲ得

第三十二條 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ
除名ハ豫メ評議員會ニ附議スベシ

第三十三條 脱退シタル社員ノ持分ハ脱退シタル事業年度ノ終ニ於ケル合作社ノ財産ニ依リ之ヲ定ム

第三十四條 脱退シタル社員ハ合作社ニ對シ前條ノ持分ノ拂戻ヲ請求シ得ベキ額ガ拂込出資額ヲ超ユル場合ハ拂込出資額ヲ以テ限度トス

前項ノ拂戻ノ請求權ハ脱退シタル事業年度ノ終ヨリ二年間之ヲ行ハザルニ因リテ其ノ消滅時効完成ス

第三十五條 合作社ハ第三十三條ノ規定ニ依リ脱退シタル社員ノ持分ヲ定ムルニ當リ其ノ財産ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハザルトキハ脱退シタル社員ニ對シ其ノ負擔ニ歸スベキ損失額ノ拂込ヲ請求スルコトヲ得

第三十六條 合作社ハ脱退シタル社員ガ合作社ニ對スル債務ヲ完済スル迄ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第五節 管理

第三十七條 合作社ニ社長、理事一人及監事二人以上ヲ置ク

合作社ハ必要アル場合ニ於テハ經濟部大臣ノ認可ヲ受ケ副理

事ヲ置クコトヲ得

合作社ハ理事及副理事ニ對シ經濟部大臣ノ指定スル給料及手當ヲ支給スベシ

第三十八條 社長ハ社員總會ニ於テ社員中ヨリ之ヲ選任シ經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ

理事及副理事ハ經濟部大臣之ヲ任命ス

監事ハ社員總會ニ於テ社員中ヨリ之ヲ選任ス

設立ノ當時ノ社長及監事ハ第一項及前項ノ規定ニ拘ラズ社員中ヨリ經濟部大臣之ヲ任命ス

監事ハ社長、理事、副理事、參與又ハ評議員ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第三十九條 社長ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス、但シ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時社員總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長ス

第四十條 社長ハ理事ト共同シテ合作社ヲ代表ス、但シ合作社ノ常務ニ付テハ理事之ヲ代表ス

社長事故アルトキハ理事其ノ職務ヲ行フ

理事ハ社長ヲ輔佐シ合作社ノ業務ヲ執行ス

理事事故アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ副理事中ノ一人其ノ職務ヲ行フ

評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議員ノ員數ハ五人トス、但シ定款ヲ以テ其ノ員數ヲ増加スルコトヲ妨ゲズ

評議員ハ社員總會ニ於テ社員中ヨリ之ヲ選任スベシ

評議員ノ任期ハ定款ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外之ヲ一年トス

第四十八條 評議員會ハ本法及定款ニ定ムル事項ヲ評議ス

第四十九條 評議員會ハ社長之ヲ招集ス

社長ハ評議員會ノ議長ト爲ル

理事ハ評議員會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第五十條 社員總會ハ本法及定款ニ定ムル事項ヲ決議ス

第五十一條 定時社員總會ハ毎年一回定款ニ定ムル時期ニ於テ社長之ヲ招集スベシ

第五十二條 臨時社員總會ハ社長必要アリト認ムルトキ之ヲ招集ス

第五十三條 社員ハ總社員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ目的及理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ社長ニ對シ臨時社員總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル後一月以内ニ社長ガ社員總會招集ノ手續ヲ請求スルコトヲ得

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

ノ職務ヲ行フ

副理事ハ社長及理事ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ合作社ノ業務ヲ執行ス

第四十一條 監事ハ合作社ノ財産及業務執行ノ狀況ヲ監査ス

監事ハ合作社ノ財産又ハ業務ノ執行ニ付不正ノ賡アリト認ムルトキハ之ヲ經濟部大臣ニ具申スベシ

第四十二條 社長、理事、副理事及監事ハ誠實ニ且道義ニ遵ヒ其ノ職務ヲ行フベシ

第四十三條 合作社ト社長、理事、又ハ副理事トノ間ニ於ケル契約又ハ訴訟ニ付テハ監事合作社ヲ代表ス

第四十四條 合作社ノ代表ニ付テハ代理ニ關スル規定ニ從フ

第四十五條 合作社ハ社長、理事其ノ他ノ代表者ガ其ノ職務ヲ行フニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ

第四十六條 合作社ノ業務ノ運営ヲ圓滑ナラシメル爲メ合作社ニ參與ヲ置キ重要事項ニ付社長及理事ノ諮問ニ應ゼシム

參與ハ關係地方行政官署ノ官吏又ハ地方ノ德望アル者ノ中ヨリ經濟部大臣之ヲ任命又ハ委嘱ス

第四十七條 業務ノ適切ナル運行ニ資スル爲メ合作社ニ評議員會ヲ置ク

ヲ爲サザルトキハ監事之ヲ招集スベシ

第五十四條 社員總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ十日以前ニ各社員ニ對シ會議ノ目的タル事項ヲ記載シタル通知ヲ發スベシ

第五十五條 社長ハ社員總會ノ議長ト爲ル

理事ハ社員總會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第五十六條 社員總會ニ於テハ招集ノ通知ニ記載シタル事項ニ付テノ決議ヲ爲スモノトス

第五十七條 社員總會ノ決議ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル社員ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲シ可否同數トナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十八條 社員總會ニ於ケル社員ノ議決權ハ平等トス

第五十九條 社員總會ニ於テハ社員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得但シ代理人ハ社員又ハ同居ノ親族ナルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ合作社ニ差出スベシ

第六十條 社員總會ニ於テ合作社ト社員トノ關係ニ付決議ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ社員ハ議決權ヲ有セズ

第六十一條 社員總會ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作成スベシ

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出

席シタル理事及監事之ニ署名スベシ

第六十二條 社員總會招集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法ガ本法又ハ定款ノ規定ニ違反シタルトキハ社長、理事、副理事、監事又ハ社員ハ其ノ決議ノ日ヨリ一月以内ニ其ノ決議ノ取消ヲ經濟部大臣ニ申請スルコトヲ得

第六十三條 合作社ハ定員ノ定マル所ニ依リ社員總會ニ代ルベキ社員總會ヲ設クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款ニ社員總代ノ員數、選任ノ方法及任期ニ關スル規定ヲ設クベシ

社員總會ニ關スル規定ハ第五十九條ノ規定ヲ除クノ外社員總代會ニ之ヲ準用ス

第六十四條 社長及理事ハ定時社員總會ノ會日ヨリ一週間以前ニ財産目錄、貸借對照表、損益計算書、事業報告書及剩餘金處分案ヲ監事ニ提出スベシ

第六十五條 社長及理事ハ前條ノ書類及之ニ關スル監事ノ意見書ヲ定時社員總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

社長及理事前項ノ承認ヲ得タルトキハ二週間以内ニ當該書類ヲ經濟部大臣ニ提出シ且貸借對照表ヲ公告スベシ

第六十六條 定款ノ變更ハ社員總會ノ決議ヲ經タル後經濟部大

臣ノ認可ヲ受クベシ

第六十七條 社長ハ定款、社員總會ノ議事録、社員名簿及第六十四條ノ書類ヲ主事務所ニ備ヘ置クベシ

社員及合作社ノ債權者ハ前項ノ書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

第六十八條 社員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、氏名及住所 二、出資口數

三、出資各口ニ付拂込ミタル金額及其ノ拂込年月日

四、持分ノ讓受又ハ承繼ノ年月日

第六十九條 合作社ノ事業年度ハ一年トス

第七十條 合作社ハ社員ニ非ザル者ヨリ受入レタル預金及定期積金ノ總額ノ五分ノ一以上ノ金額ヲ拂戻準備金トシテ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ管理スベシ

前項ノ金額ハ毎年四月末日及十月末日現在ノ受入總額ニ依リ之ヲ定ム

第一項ノ預金ヲ爲シタル者及定期積金ニ對スル給付金ノ債權者ハ其ノ預金及給付金ニ關シ第一項ノ拂戻準備金ノ上ニ質權ヲ有ス

第七十一條 餘裕金ハ中央會ニ預入スルノ外之ヲ運用スルコト

ヲ得ズ

但シ經濟部大臣ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十二條 合作社ガ出資一口ノ金額ノ減少ニ關スル定款變更ノ認可ヲ受ケタルトキハ二週間以内ニ貸借對照表及財産目錄ヲ作成スベシ

合作社ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ、但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

第七十三條 債權者ガ前條第二項ノ期間内ニ出資ノ減少ニ對シテ異議ヲ述ベザリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者ガ異議ヲ述ベタルトキハ合作社ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ出資一口ノ金額ヲ減少スルコトヲ得ズ

第七十四條 合作社ガ其ノ社員ニ對シテ爲ス通知又ハ催告ハ社員名簿ニ記載シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常到達スベカリシ日ニ到達シタルモノト看做ス

第七十五條 合作社ノ公告ノ方法ハ定款ヲ以テ定ムベシ

第七十六條 合作社ハ損失ヲ補填シタル後ニ非ザレバ剩餘金ノ

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第七十七條 合作社ハ準備金トシテ毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツベシ

前項ノ準備金ハ缺損ノ補填ニ充ツル場合ヲ除クノ外ハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第七十八條 剩餘金ノ配當ハ年七分ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ社員ガ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スベキ剩餘金ハ其ノ拂込ニ充ツベシ

第七十九條 第七十七條ノ準備金ヲ積立テ且前條ノ配當ヲ爲シ尙剩餘金アル場合ハ其ノ處分ニ付テハ經濟部大臣之ヲ定ム

第八十條 合作社ハ社員ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ

第六節 監督

第八十一條 經濟部大臣ハ何時ニテモ合作社ニ對シ其ノ業務、財産ノ狀況其ノ他必要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サシメ所屬ノ官吏ヲシテ其ノ業務、財産其ノ他ノ狀況ヲ検査セシメ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲ス事ヲ得

第八十二條 經濟部大臣ハ合作社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ其ノ業務ノ停止ヲ命ジ又ハ合作社ヲ

解散スルコトヲ得

第八十三條 經濟部大臣ハ社員總會ノ決議ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

第八十四條 經濟部大臣ハ社長、理事、副理事、監事又ハ清算人ノ行爲ガ法令定款若ハ本法ニ依ル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第七節 合併、解散及清算

第八十五條 合作社合併ヲ爲サントスルトキハ合併契約ヲ爲シ社員總會ノ決議ヲ經タル後經濟部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七十二條及第七十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十六條 第十四條乃至第十六條ノ規定ハ合併ニ因リテ合作社ヲ設立スル場合ニ之ヲ準用ス、但シ定款ノ認可申請ニハ社員名簿ヲ添附スルヲ要セズ

第八十七條 合作社ガ合併ヲ爲シタルトキハ三週間以内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ合併後存續スル合作社ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ合併ニ因リテ消滅スル合作社ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ合併ニ因リテ設立スル合作社ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲ス

第八十八條 合作社ノ合併後存續スル合作社又ハ合併ニ因リテ設立シタル合作社ガ其ノ主事務所ノ所在地ニ於テ前條ノ登記ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

第八十九條 合併後存續スル合作社又ハ合併ニ因リテ設立シタル合作社ハ合併ガ效力ヲ生ジタル時ニ合併ニ因リテ消滅シタル合作社ノ權利義務ヲ承繼ス

第九十條 合作社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス
一、合併 二、破産

三、社員ノ缺亡 四、經濟部大臣ノ解散處分

第九十一條 合作社解散シタルトキハ合併又ハ破産ニ因ル場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スベシ

第九十二條 清算人ハ經濟部大臣之ヲ任命ス

清算人ニハ經濟部大臣ノ指定スル報酬及手當ヲ支給スベシ

第九十三條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ社長及理事ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第九十四條 清算人ハ任命後遲滞ナク合作社ノ清算ニ屬スル財産ノ狀況ヲ調査シ貸借對照表及財産目錄ヲ作成シテ社員總會ノ承認ヲ求ムベシ

第九十五條 清算事務ガ終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算

報告書ヲ作成シテ社員總會ノ承認ヲ求ムベシ

第九十六條 民法第七十七條、第七十八條、第八十二條及第八十四條乃至第九十一條ノ規定ハ合作社ノ清算ニ之ヲ準用ス

第三章 中央會

第九十七條 合作社ハ中央會ノ會員トス

第九十八條 會員ハ一口以上出資スルコトヲ要ス

出資一口ノ金額ハ千圓トス

第九十九條 中央會ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一、會員ノ指導及便宜ノ供與
 - 二、會員ニ對スル資金ノ貸付及手形ノ割引
 - 三、會員ノ預金ノ受入
 - 四、會員ノ爲ニスル爲替取引
 - 五、會員ノ職員ノ養成及訓練
 - 六、合作社ノ普及發達ニ必要ナル調査及研究
 - 七、特ニ經濟部大臣ヨリ命ゼラレタル業務
 - 八、前各號ノ外經濟部大臣ノ認可ヲ受ケタル業務
- 第一百條 中央會ハ業務ヲ監査スルコトヲ得
- 第一百一條 中央會ニ理事長、副理事長一人、理事三人以内及監事二人以内ヲ置ク

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

第一百六條 中央會ハ左ノ方法ニ依ルノ外餘裕金ヲ運用スルコト

ヲ得ズ

一、貯金部又ハ經濟部大臣ノ指定スル銀行其ノ他ノ者ニ對スル預入又ハ貸付

二、國債其ノ他經濟部大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入、應募又ハ引受

第百七條 會員ハ其ノ解散ニ因リテ脱退ス

第百八條 第十四條乃至第二十條、第二十三條、第二十四條、

第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條、第三十三條乃至第三十六條、第三十八條第五項、第三十九條但書、第四十

一條第二項、第四十二條乃至第四十五條、第五十條乃至第五

十三條、第五十五條乃至第五十八條、第六十條乃至第六十二

條、第六十四條乃至第六十九條、第七十二條乃至第八十一條、

第八十三條及第八十四條ノ規定ハ中央會ニ之ヲ準用ス

第四章 罰則

第百九條 合作社ノ社長、理事、副理事、監事若ハ清算人又ハ

中央會ノ理事長、副理事長、理事若ハ監事何等ノ名義ヲ以テ

スルヲ問ハズ合作社又ハ中央會ノ業務ノ範圍外ニ於テ貸付又

ハ投機取引ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ徒刑又ハ千圓以下ノ

罰金ニ處ス

第百十條 合作社ノ社長、理事、副理事、監事若クハ清算人又

ハ中央會ノ理事長、副理事長、理事若ハ監事左ノ各號ノ一ニ

該當スルトキハ五百圓以上三百圓以下ノ過料ニ處ス、但シ其ノ

行爲ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一、本法ニ定メタル認可ヲ受クベキ場合ニ之ヲ受ケザルトキ

二、本法ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

三、本法ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ從ハザルトキ

四、本法ノ規定ニ依リ招集スベキ社員總會ノ招集ヲ怠リ社員

總會ノ承認ヲ求ムルコトヲ怠リ又ハ社員總會ニ對シ不實ノ

申述ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五、債權者ガ異議ヲ述べタルニ拘ラズ本法ノ規定ニ違反シ出

資一口ノ金額ヲ減少シ又ハ合併ヲ爲シタルトキ

六、本法ノ規定ニ依ル官吏ノ検査若ハ中央會ノ監査ヲ拒ミ又

ハ其ノ検査若ハ監査ヲ行フ者ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ若ハ

事實ヲ隱蔽シタルトキ

七、本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ定メタル公告、報告、

届出、催告若ハ具申ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告、報

告、届出、催告若クハ具申ヲ爲シタルトキ

八、本法ノ規定ニ依リ監事ニ提出スベキ書類ノ提出ヲ怠リタ

ルトキ

九、本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ定メタル書類ノ備付

ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若

ハ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

十、本法ノ規定ニ違反シテ餘裕金ヲ運用シタルトキ

十一、本法ニ定メタル拂戻準備金ノ準備ヲ爲サズ又ハ本法ニ

基キテ發スル命令ノ規定ニ從ヒテ之ヲ管理セザルトキ

十二、本法ノ規定ニ違反シテ剩餘金ノ處分ヲ爲シタルトキ

十三、本法ノ規定ニ違反シテ準備金ノ積立ヲ爲サズ又ハ之ヲ

處分シタルトキ

十四、合作社又ハ中央會ノ目的タル業務ノ範圍外ニ於ケル事

業ヲ營ミタルトキ

第百十一條 第六條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下

ノ過料ニ處ス

b、興農合作社

興農合作社は前述の通り康徳七年三月二十三日の勅令第四十二號によつて出來たものである。此の新法律によつて從來滿洲農村に有つた農事合作社と農村の金融合作社とを一元化したのであつて、この興農合作社の目的は同法第一條に明示してある通り「農民ノ協同精神ヲ基調トスル社團ヲ設立シ、農事ノ改良發達ヲ圖リ農家ノ福利ヲ増進シ以テ

附則

第百十二條 本法ハ康徳七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

第百十三條 金融合作社法ハ之ヲ廢止ス

第百十四條 本法施行ノ際現ニ存スル金融合作社、金融會及金

融組合ノ中經濟部大臣ノ指定スルモノハ本法施行ノ日ヨリ合

作社ト爲ス

前項ノ金融合作社、金融會又ハ金融組合ニ關シ從前ノ規定ニ

依リ爲シタル認可、任命、處分其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相

當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リ之ヲ爲シタルモノト

看做ス

第百十五條 金融組合聯合會ハ中央會ノ成立ト同時ニ解散シ其

ノ權利義務ハ清算ヲ爲サズシテ中央會ニ移轉ス

前項ノ規定ニ依リ解散シタル金融組合聯合會ノ解散ノ登記ハ

經濟部大臣ノ通知ニ依リ登記處其ノ登記ヲ爲スベシ

國家經濟ニ資セシムルヲ目的」として居るのであり、其の構成員は市、縣、又は旗等の一定行政區域を事業區域とし、此の區域内に於いて獨立の生計を営む農民は加入出来るのである。そしてその加入は任意加入を原則として居る。そして社員は全然出資の義務を負はないのである。しかし特殊の場合少額の出資を認めた所もある。又その設立には官選の設立委員が一切を行ひ、登記の上社長に引渡すのである。此の合作社の業務執行の機關である社長、理事長、理事及び監事は總て官選である。社長は地方行政の責任者たる縣長、旗長、市長が官吏たる資格で任命される。又別に參與を置くのである。興農合作社には従つて社員總會又は總代會の制度はなく、社員の協議會があるのみである。而してその事業は左の通りである。

- 1、農事の共勵に關する事項
- 2、農事及生活に必要な資金の貸付及貯金の受入
- 3、生産物の共同販賣
- 4、農事及生活に必要な物の共同購入
- 5、農事及生活に必要な施設の共同利用
- 6、前各號の外主務大臣の認可を受けたる事業
 - a、組合員外の貸付及び貯金の受入
 - b、組合員外の利用事業の利用
 - c、他の法人の業務の代理又は媒介

右の内金融事業の運営方針に關しては「縣旗市合作社事業運営方針」に於いて左のやうに述べて居る。即ち「金融事業ハ生産部門ニ之ヲ集注シ勤勞農民ヲ中心トスル協同保證ニヨル普遍的小口貸付主義ヲトラシムル如ク指導シ、且

各種生産獎勵事業トノ關聯ト資金ノ急速ナル運轉トヲ考慮シツツ指導金融ノ實績ヲ擧グルモノトシ、尙ホ必要ニ依リテハ購買事業トノ緊密ナル關聯ノ下ニ現物貸付ノ併用ヲモ考慮スルモノトス」と云つて居るのである。

又興農合作社の下部組織として「興農會」を設けることが出来る。即ち興農合作社法第三十條に於いて「合作社ハ其ノ事業遂行ヲ圓滑ナラシムル爲、部落、其ノ他適當ナル地域内ノ社員ヲシテ興農會ヲ組織セシムルコトヲ得、興農會ハ會員ノ相扶協同ヲ強化シ合作社ト社員トノ關聯ヲ緊密ナラシムルヲ以テ目的」として居るのである。又興農會相互間及び興農會と合作社との間の連絡を緊密ならしめる爲に、街村の適當な所に「辦事處」を置くことも出来るのである。

又縣單位の興農合作社（上部組織として「省聯合會」がある。會員は其の省區域内に在る合作社であつて、其の事業は左の通りである。

- 1、會員の指導及便宜の供與
- 2、會員の行ふ業務の仲立又は取次
- 3、中央會の行ふ金融業務の代理
- 4、會員の職員の訓練
- 5、中央會から委託を受けた業務
- 6、其の他主管部大臣の認可を受けた業務

又「中央會」は「合作社及び聯合會の普及發達を圖り會員相互の連絡を緊密にし其の業務の遂行を圓滑適正ならしむる目的」の下に左のやうな事業を行つて居る。

- 1、會員の指導及便宜の供與
- 2、會員に對する資金の貸付及預金の受入
- 3、會員の職員の訓練及び養成
- 4、合作社及び聯合會の發達に必要な研究調査
- 5、特に主管部大臣より命ぜられたる業務
- 6、其他主管部大臣の認可を受けた業務（主管部大臣の認可を受けて會員以外からの預金の受入等）
- 7、會員の業務の監査

又中央會はこれらの性質よりして政府から三千萬圓の基本金の交付を受けて以上の事業を營んで居るのである。尙ほ康徳七年八月一日現在の興農合作社及び興農合作法を掲記すれば左記の通りである。

興農合作社設立一覽表

省別	縣	旗	市	名	計
奉天省	奉天市、營口市、瀋陽、昌圖、撫順、遼陽、復縣、鐵嶺、開原、海城、蓋平、梨樹、新民、二四				龍江省 白城、洮南、開通、泰來、鎮東、龍江、訥河、瞻榆、林甸、富裕、景星、甘南、醴泉、安康、一七
東豐、西豐、西安、清原、海龍、法庫、遼中、本溪、康平、雙遼、興京					大賚、依旗明安旗、杜爾伯特旗
吉林省 新京特別市、長春、懷德、永吉、九台、德惠、農安、伊通、雙陽、磐石、敦化、蛟河、蛟餘、一九					熱河省 承德、翁中特右旗、降化、灤平、興隆、喀喇
郭爾羅斯前旗、榆樹、舒蘭、長嶺、乾安、樺					泌右旗、喀喇中旗、喀喇左旗、圍場、青龍、一三
					豐寧、翁牛特左旗、敖漢旗
					濱江省 哈爾濱市、呼蘭、雙城、阿城、五常、巴彥、安達、肇東、賓縣、珠河、蘭西、木蘭、青岡、一六

延壽、肇州、郭爾羅斯後旗	興安南省 通遼、東科前旗、東科中旗、東科後旗、西科
錦州省 錦縣、錦西、黑山、綏中、興城、義縣、盤山、北鎮、台安、彰武、叱默特右旗、吐默特中旗、二三	後旗、庫倫旗、孔賚特旗、西科前旗、西科中旗
吐默特左旗	興安西省 開魯、林西、東巴旗、西巴旗、阿魯科爾泌旗、八
安徽省 安東、鳳城、莊河、岫岩、寬甸、桓仁	克什旗、賚旗、扎魯特旗、奈曼旗
間島省 延吉、琿春、和龍、汪清、安圖	合 計
三江省 樺川、勃利、富錦、湯原、依蘭、方正、通河、一〇	一八六
鶴立、同江、綏濱	
通化省 通化、柳河、輯安、金川、揮南、臨江、長白、八	
撫松	
牡丹江省 寧安、穆稜、東寧	
黑河省 孫吳、瑗瑛、奇京、遜河、烏雲	
東安省 林口、密山、虎林、寶清、饒河	
北安省 綏化、海倫、明水、北安、克東、拜泉、德都、一四	
依安、嫩江、望奎、慶城、通化、綏稜	
興安東省 布特哈旗、喜孔嘎爾旗、巴彥旗、阿榮旗、莫力達瓦旗	
興安北省 東倫旗、陳巴旗、西額旗、東額旗、東新巴旗、六	
西新巴旗	

興農合作社法

第一章 通 則

- 第一條 本法ハ農家ノ協同精神ヲ基調トスル社團ヲ設立シ農事ノ改良發達ヲ圖リ農家ノ福利ヲ増進シ以テ國家經濟ノ發展ニ資セシムルヲ目的トス
- 第二條 本法ニ依リ設立スル社團ハ興農合作社（以下合作社ト稱ス）、興農合作社聯合會（以下聯合會ト稱ス）及興農合作社中央會（以下中央會ト稱ス）トス
- 第三條 合作社、聯合會及中央會ハ之ヲ法人トス
- 第四條 合作社、聯合會及中央會ハ營利ヲ目的トシテ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ズ

テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五條 合作社、聯合會及中央會ノ住所ハ其ノ主事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第六條 合作社、聯合會又ハ中央會ハ其ノ名稱中ニ興農合作社、興農合作社聯合會又ハ興農合作社中央會ナル文字ヲ用フベシ
合作社、聯合會又ハ中央會ニ非ザル者ハ其ノ名稱中ニ興農合作社、興農合作社聯合會又ハ興農合作社中央會タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第七條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ合作社、聯合會及中央會ニ對シ其ノ業務上必要ナル經費ニ付助成ス

第八條 合作社、聯合會及中央會ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外主管部大臣之ヲ監督ス

主管部大臣ハ合作社又ハ聯合會ニ對スル監督權ノ一部ヲ省長又ハ新京特別市長ニ委任スルコトヲ得

省長ハ主管部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ依リ委任セラレタル合作社ニ對スル監督權ノ一部ヲ更ニ市長、縣長又ハ旗長ニ委任スルコトヲ得

第九條 本法ニ於テ主管部大臣ト稱スルハ產業部大臣及經濟部大臣ヲ謂フ

第二章 合作社

第一節 總 則

第十條 合作社ハ社員ノ協同ニ依リ農事ノ改良發達ヲ圖リ其ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第十一條 合作社ノ區域ハ新京特別市、市、縣又ハ旗ノ區域ニ依ル、但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 合作社ノ社員ハ其ノ區域内ニ於テ獨立ノ生計ヲ營ム農民ニ限ル

合作社ハ地方ノ事情ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項以外ノ者ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ獨立ノ生計ヲ營ムモノヲ其ノ社員ト爲スコトヲ得

一 區域内ノ土地ニ付權利ヲ有スル者
二 農事ニ關係アル者ニシテ區域内ニ住所又ハ居所ヲ有スルモノ

第十三條 法人ハ合作社ノ社員タルコトヲ得ズ、但シ主管部大臣ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 合作社ノ社員ハ出資ヲ爲サズ

第十五條 合作社ノ社員ハ合作社ノ財産ニ付持分ヲ有セズ

第十六條 合作社其ノ財産ヲ以テ債務ヲ完済スルコト能ハザル

トキト雖モ社員ハ合作社ノ債務ニ付辨濟ノ責ニ任ゼズ

第十七條 合作社ハ其ノ目的達成上社員ノ爲ニ左ノ業務ヲ行フ

- 一 農事ノ共勵ニ關スル業務
- 二 農事及生活ニ必要ナル資金ノ貸付及貯金ノ受入ニ關スル業務
- 三 生産物ノ共同販賣ニ關スル業務
- 四 農事及生活ニ必要ナル物ノ共同購買ニ關スル業務
- 五 農事及生活ニ必要ナル施設ノ共同利用ニ關スル業務
- 六 前各號ノ外主管部大臣ノ認可ヲ受ケタル業務

第十八條 合作社ハ主管部大臣ノ認可ヲ受ケ社員ニ非ザル者ノ爲ニ資金ノ貸付及貯金ノ受入ヲ爲スコトヲ得

合作社ハ社員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り定款ノ定ムル所ニ依リ社員ニ非ザル者ヲシテ其ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得

第十九條 合作社ハ主管部大臣ノ認可ヲ受ケ他ノ法人ノ業務ヲ代理シ又ハ其ノ媒介ヲ爲スコトヲ得

第二節 設 立

第二十條 主管部大臣ハ合作社設立委員ヲ任命シ合作社設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十一條 設立委員ハ合作社ノ定款ヲ作成シ社員名簿ヲ添ヘ

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

主管部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十二條 定款ニハ本法ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ記載シ設立委員之ニ署名スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 區域
- 四 主事務所及分事務所ノ所在地
- 五 社員ノ資格ニ關スル事項
- 六 社員ノ加入及脱退ニ關スル事項
- 七 業務ノ執行ニ關スル事項

第二十三條 設立委員定款ノ認可ヲ受ケタルトキハ三週間以内ニ主事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ
前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 區域
- 四 主事務所及分事務所
- 五 定款認可ノ年月日
- 六 社長、理事長、理事及監事ノ氏名及住所

合作社ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後二週間以内ニ分事務所ノ所

在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スベシ

第二十四條 設立委員ハ合作社ノ設立ノ登記ヲ爲シタルトキハ

遲滞ナク其ノ事務ヲ合作社ノ社長ニ引渡スベシ

第二十五條 合作社定款ヲ變更セントストキハ主管部大臣ノ

認可ヲ受クベシ

第二十六條 民法第四十七條乃至第五十一條ノ規定ハ合作社ノ

登記ニ之ヲ準用ス

第三節 社員ノ加入及脱退

第二十七條 社員タラントスル者ハ合作社ニ加入ノ申込ヲ爲シ

其ノ承諾ヲ受クベシ

第二十八條 社員ハ三月以前ノ豫告ヲ以テ脱退ヲ爲スニトヲ得

第二十九條 社員ハ左ノ事由ニ因リテ脱退ス

一 社員タル資格ノ喪失

二 死亡

三 破産

四 禁治産

五 除名

餘名ノ事由ハ定款ヲ以テ定ムベシ

第四節 興 農 會

第三十條 合作社ハ其ノ業務遂行ヲ圓滑ナラシムル爲部落、屯

其ノ他適當ナル地域内ノ社員ヲシテ興農會ヲ組織セシムルコ

トヲ得

興農會ハ會員ノ相扶協同ヲ強化シ合作社ト會員トノ聯關ヲ緊

密ナラシムルヲ以テ目的トス

第三十一條 興農會ニ關シ本法ニ規定スルモノノ外必要ナル事

項ハ主管部大臣之ヲ定ム

第三十二條 合作社ハ興農會相互間及興農會ト合作社トノ間ノ

連絡ヲ緊密ナラシムル爲街、村又ハ之ニ準ズル地域内ニ辦事

處ヲ置クコトヲ得

第五節 管 理

第三十三條 合作社ニ社長、理事長、理事三人以内及監事二人

以内ヲ置ク

合作社ハ理事長及理事ニ對シ主管部大臣ノ指定スル給料及手

當ヲ支給スベシ

第三十四條 社長ハ新京特別市長、市長、縣長又ハ旗長ノ職ニ

在ル者ニ付主管部大臣之ヲ任命ス

理事長、理事及監事ハ主管部大臣之ヲ任命ス

監事ノ任期ハ二年トス

監事ハ社長、理事長、理事、參與又ハ社員代表ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第三十五條 社長ハ合作社ヲ代表シ其ノ業務ヲ統督ス、但シ合

作社ノ常務ニ付テハ理事長之ヲ代表ス

理事長ハ社長ノ統督ノ下ニ合作社ノ業務ヲ掌理ス

理事長事故アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事中ノ一人其

ノ職務ヲ行フ

理事ハ理事長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ合作社ノ業務ヲ

掌理ス

第三十六條 監事ハ合作社ノ財産及業務執行ノ狀況ヲ監査ス

監事ハ合作社ノ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不正又ハ不當

ノ廉アリト認ムルトキハ之ヲ主管部大臣ニ具申スベシ

第三十七條 社長、理事長、理事及監事ハ誠實ニ且道義ニ遵ヒ

其ノ職務ヲ行フベシ

第三十八條 合作社ト社長、理事長又ハ理事トノ間ニ於ケル契

約又ハ訴訟ニ付テハ監事合作社ヲ代表ス

第三十九條 合作社ノ代表ニ付テハ代理ニ關スル規定ニ從フ

第四十條 合作社ハ社長、理事長又ハ理事ガ其ノ職務ヲ行フニ

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ

第四十一條 合作社ト地方行政官署及協和會トノ連絡ヲ圓リ合

作社ノ業務ノ運営ヲ圓滑ナラシムル爲合作社ニ參與ヲ置ク

參與ハ地方行政官署ノ官吏及協和會ノ職員中主管部大臣ノ定

ムル者ヲ以テ之ニ充ツ

主管部大臣必要アリト認ムルトキハ地方ノ德望アル者ノ中ヨ

リ參與ヲ委囑スルコトヲ得

第四十二條 參與ハ社長ノ付議スル事項ヲ審議ス

第四十三條 社長ハ左ノ事項ヲ參與ノ審議ニ付スベシ

一 定款ノ變更

二 事業計畫及經費豫算

三 興農會ノ設置計畫

四 社員代表ノ委囑

五 財産目錄、貸借對照表、損益計算書、事業報告書及剩餘

金處分案

六 合併又ハ分割

七 前各號ノ外認可ヲ受クベキ事項其ノ他社長ニ於テ重要ト

認ムル事項

第四十四條 業務ノ適切ナル運行ニ資スル爲合作社ニ協議會ヲ

置ク

協議會ハ社員代表ヲ以テ之ヲ組織シ社長ノ付議シタル事項ヲ協議ス

社員代表ハ社員ノ意思ヲ代表スルニ適スル者ノ中ヨリ社長之ヲ委嘱ス

第四十五條 社長ハ少クトモ毎年一回協議會ヲ開クベシ

第四十六條 社長ハ左ノ事項ヲ協議會ニ付議スベシ

一 定款ノ變更

二 業務實施計畫ニ關スル事項

三 興農會ノ設置計畫

四 社員ノ除名

五 前各號ノ外社長ニ於テ必要ト認ムル事項

第四十七條 社長ハ前年度ノ事業概況ヲ協議會ニ報告スベシ

第四十八條 合作社ノ事業年度ハ一年トス

第四十九條 合作社ハ每事業年度ノ事業計畫及經費豫算ニ付主管部大臣ノ認可ヲ受クベシ、之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五十條 合作社ハ貯金總額ノ五分ノ一以上ノ金額ヲ拂戻準備

金トシテ主管部大臣ノ定ムル所ニ依リ管理スベシ

前項ノ金額ハ毎年四月末日及十月末日現在ノ貯金總額ニ依リ

之ヲ定ム

合作社ノ貯金債權者ハ第一項ノ拂戻準備金ノ上ニ質權ヲ有ス

第五十一條 社長ハ每事業年度終了後二月以内ニ財産目錄、貸借對照表、損益計算書、事業報告書及剩餘金處分案ヲ作成シ監事ノ意見書ヲ附シテ主管部大臣ニ之ヲ提出シ其ノ認可ヲ受クベシ

第五十二條 合作社ノ每事業年度ノ剩餘金ハ準備金トシテ全額之ヲ積立ツベシ、但シ主管部大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ準備金ハ缺損ノ補填ニ充ツル場合ヲ除クノ外主管部大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第五十三條 社長ハ定款、社員名簿及第五十一條ノ書類ヲ主事務所ニ備付ケ社員及債權者ノ閱覽ニ供スベシ

第六節 監督

第五十四條 主管部大臣、省長、新京特別市長、市長、縣長又

ハ旗長ハ何時ニテモ社長、理事長、理事又ハ清算人ヲシテ合

作社ノ業務、財産、清算事務其ノ他必要ナル事項ニ關スル報

告ヲ爲サシメ業務、財産、清算事務其ノ他ノ狀況ヲ檢査シ其

ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十五條 主管部大臣ハ合作社ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ

其ノ業務ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ其ノ業務ヲ停止シ

又ハ合作社ヲ解散スルコトヲ得

第七節 合併、分割、解散及清算

第五十六條 合作社合併ヲ爲サントスルトキハ合併契約ヲ爲シ

主管部大臣ノ認可ヲ受クベシ

合作社分割ヲ爲サントスルトキハ分割後設立スル合作社ガ承

繼スベキ權利義務ノ範圍ヲ定メ主管部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十七條 第二十條乃至第二十二條ノ規定ハ合併又ハ分割ニ

因リテ設立スル合作社ニ之ヲ準用ス、但シ定款ノ認可申請ニ

ハ社員名簿ヲ添附スルヲ要セズ

第五十八條 合作社ガ合併又ハ分割ヲ爲シタルトキハ定款ノ認

可又ハ定款變更ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ三週間以内ニ各事務

所ノ所在地ニ於テ合併後存続スル合作社ニ付テハ變更ノ登記

ヲ爲シ合併又ハ分割ニ因リテ消滅スル合作社ニ付テハ解散ノ

登記ヲ爲シ合併又ハ分割ニ因リテ設立スル合作社ニ付テハ設

立ノ登記ヲ爲スベシ

第五十九條 合作社ノ合併又ハ分割ハ合併後存続スル合作社又

ハ合併若ハ分割ニ因リテ設立シタル合作社ガ其ノ主事務所ノ

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

所在地ニ於テ前條ノ登記ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

第六十條 合併後存続スル合作社又ハ合併ニ因リテ設立シタル

合作社ハ合併ガ效力ヲ生ジタル時ニ合併ニ因リテ消滅シタル

合作社ノ權利義務ヲ承繼ス

第六十一條 分割ニ因リテ設立シタル合作社ハ分割ガ效力ヲ生

ジタル時ニ第五十六條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル範

圍ニ於テ分割ニ因リテ消滅シタル合作社ノ權利義務ヲ承繼ス

第六十二條 合作社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 合併

二 分割

三 破産

四 社員ノ缺亡

五 主管部大臣ノ解散處分

第六十三條 合作社解散シタルトキハ合併、分割又ハ破産ニ因

ル場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スベシ

第六十四條 清算人ハ主管部大臣之ヲ任命ス

清算人ニハ主管部大臣ノ指定スル報酬及手當ヲ支給スベシ

第六十五條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ社長及理事長ト

同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第六十六條 民法第五十一條、第七十八條、第八十二條及第八十四條乃至第九十一條ノ規定ハ合作社ノ清算ニ之ヲ準用ス

第七十三條 第十四條乃至第十六條、第二十條乃至第二十六條、第二十九條、第三十三條第二項、第三十四條第二項乃至第四項、第三十五條乃至第四十三條、第四十四條第一項及第二項、第四十五條乃至第四十九條並ニ第五十一條乃至第六十七條ノ規定ハ聯合會ニ之ヲ準用ス、但シ協議會ニ關シ社員代表トアルハ會員トス

第三章 聯合會

第六十八條 聯合會ハ合作社ノ普及發達ヲ圖リ會員相互間及會員ト中央會トノ間ノ連絡ヲ緊密ニシ會員ノ業務ノ遂行ヲ圓滑適正ナラシムルヲ以テ目的トス

第七十四條 中央會ハ合作社及聯合會ノ普及發達ヲ圖リ會員相互間ノ連絡ヲ緊密ニシ其ノ業務ノ遂行ヲ圓滑適正ナラシムルヲ目的トス

第六十九條 聯合會ノ區域ハ省ノ區域ニ依ル

第七十五條 合作社及聯合會ハ中央會ノ會員トス

第七十條 聯合會ノ區域内ノ合作社ハ聯合會ノ會員トス

第七十六條 中央會ハ其ノ目的ヲ達成スル爲左ノ業務ヲ行フ

第七十一條 聯合會ハ其ノ目的ヲ達成スル爲左ノ業務ヲ行フ

第七十七條 中央會ハ其ノ目的ヲ達成スル爲左ノ業務ヲ行フ

一 會員ノ指導及便宜ノ供與ニ關スル業務

一 會員ノ指導及便宜ノ供與ニ關スル業務

二 會員ノ行フ業務ノ仲立又ハ取次ニ關スル業務

二 會員ニ對スル資金ノ貸付及其ノ預金ノ受入ニ關スル業務

三 中央會ノ行フ金融業務ノ代理ニ關スル業務

三 會員ノ職員ノ養成及訓練ニ關スル業務

四 會員ノ職員ノ訓練ニ關スル業務

四 合作社及聯合會ノ發達ニ必要ナル研究及調査ニ關スル業務

五 中央會ノ委託ヲ受ケタル業務

五 特ニ主管部大臣ヨリ命ゼラレタル業務

六 前各號ノ外主管部大臣ノ認可ヲ受ケタル業務

六 前各號ノ外主管部大臣ノ認可ヲ受ケタル業務

第七十二條 聯合會ニ會長、理事長、理事三人以内及監事二人以内ヲ置ク

六 理事長、副理事長、理事及監事ノ氏名及住所

會長ハ省長ノ職ニ在ル者ニ付主管部大臣之ヲ任命ス

第八十二條 中央會ニ理事長、副理事長二人、理事六人以内及監事三人以内ヲ置キ國務總理大臣之ヲ任命ス

以內ヲ置ク

第八十三條 理事長ハ中央會ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

以內ヲ置ク

第八十四條 中央會ニ參與ヲ置ク

以內ヲ置ク

第八十五條 中央會ニ協議會ヲ置ク

以內ヲ置ク

協議會ハ中央會ノ指定スル會員ヲ以テ組織シ理事長ノ必要ト

第七十七條 中央會ハ主管部大臣ノ認可ヲ受ケ會員ニ非ザル者

ヨリ預金ノ受入ヲ爲スコトヲ得

第八十六條 中央會ハ其ノ業務ヲ監督スルコトヲ得

第七十八條 中央會ハ會員ノ業務ヲ監督スルコトヲ得

第七十九條 中央會ノ基本金ハ三千萬圓トシ政府之ヲ出捐ス

第七十九條 中央會ノ基本金ハ三千萬圓トシ政府之ヲ出捐ス

第八十條 定款ニハ本法ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ記載シ

第八十條 定款ニハ本法ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ記載シ

設立委員之ニ署名スベシ

指定スル報酬及手當ヲ支給スベシ

一 目的

第八十一條 設立委員定款ノ認可ヲ受ケタルトキハ三週間以内ニ主事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

二 名稱

第八十二條 中央會ニ理事長、副理事長二人、理事六人以内及長及副理事長共ニ事故アルトキハ理事中ノ一人理事長ノ職務ヲ行フ

三 基本金

第八十三條 理事長ハ中央會ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

四 主事務所及分事務所ノ所在地

第八十四條 中央會ニ參與ヲ置ク

五 業務ノ執行ニ關スル事項

第八十五條 中央會ニ協議會ヲ置ク

第八十一條 設立委員定款ノ認可ヲ受ケタルトキハ三週間以内ニ主事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スベシ

一 目的

第八十六條 中央會ニ協議會ヲ置ク

二 名稱

協議會ハ中央會ノ指定スル會員ヲ以テ組織シ理事長ノ必要ト

三 基本金

協議會ハ中央會ノ指定スル會員ヲ以テ組織シ理事長ノ必要ト

四 主事務所及分事務所

協議會ハ中央會ノ指定スル會員ヲ以テ組織シ理事長ノ必要ト

五 定款認可ノ年月日

協議會ハ中央會ノ指定スル會員ヲ以テ組織シ理事長ノ必要ト

五 定款認可ノ年月日

協議會ハ中央會ノ指定スル會員ヲ以テ組織シ理事長ノ必要ト

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

認メテ付議スル事項ヲ協議ス

第八十六條 中央會ハ左ノ方法ニ依ルノ外餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

- 一 貯金部又ハ主管部大臣ノ指定スル銀行●對スル預入
- 二 國債其ノ他主管部大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入、應募又ハ引受

第八十七條 主管部大臣ハ理事長、副理事長、理事又ハ監事ノ行為ガ法令定款若ハ本法ニ依ル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第八十八條 主管部大臣ハ興農合作社中央會監理官ヲ置キ中央會ノ業務ヲ監理セシム

興農合作社中央會監理官ハ何時ニテモ中央會ノ金庫、帳簿其ノ他ノ文書物件ヲ検査シ事業上ノ計算及狀況ヲ報告セシメ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第八十九條 第十四條乃至第十六條、第二十條、第二十一條、第二十三條第二項、第二十四條乃至第二十六條、第二十九條、第三十四條第四項、第三十六條第二項、第三十七條乃至第四十條、第四十五條、第四十七條乃至第四十九條及第五十一條乃至第五十四條ノ規定ハ中央會ニ之ヲ準用ス

第五章 罰 則

第九十條 合作社ノ社長、理事長、理事、監事若ハ清算人、聯合會ノ會長、理事長、理事、監事若ハ清算人又ハ中央會ノ理事長、副理事長、理事若ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ合作社、聯合會又ハ中央會ノ業務ノ範圍外ニ於テ貸付又ハ投機取引ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ徒刑又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十一條 合作社ノ社長、理事長、理事、監事若ハ清算人聯合會ノ會長、理事長、理事、監事若ハ清算人又ハ中央會ノ理事長、副理事長、理事若ハ監事左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五圓以上三百圓以下ノ過料ニ處ス、但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 監督官署ノ認可ヲ受ケベキ場合ニ之ヲ受ケザルトキ
- 二 監督官署又ハ興農合作社中央會監理官ノ命ジタル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミタルトキ
- 三 監督官署ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ
- 四 中央會ノ行ヲ監査ヲ拒ミ又ハ其ノ監査ヲ行フ者ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
- 五 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ定メタル公告、報告、

届出、催告若ハ具申ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告、報告、届出、催告若ハ具申ヲ爲シタルトキ

六 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ定メタル書類ノ備付ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不實ノ記載ヲ爲シタルトキ

七 本法ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

八 本法ノ規定ニ違反シテ餘裕金ヲ運用シタルトキ

九 本法ニ定メタル拂戻準備金ノ準備ヲ爲サズ又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ從ヒテ之ヲ管理セザルトキ

十 本法ノ規定ニ違反シテ準備金ノ積立ヲ爲サズ又ハ之ヲ處分シタルトキ

十一 合作社、聯合會又ハ中央會ノ目的タル業務ノ範圍外ニ於ケル事業ヲ營ミタルトキ

第九十二條 第六條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第九十三條 本法ハ康德七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九十四條 主管部大臣ノ指定スル金融合作社及金融會ハ主管部大臣ノ指定スル合作社ノ成立ト同時ニ解散シ其ノ權利義務ハ清算ヲ爲サズシテ當該合作社ニ移轉ス

前項ノ場合ニ於テハ合作社ハ解散シタル金融合作社ノ社員又ハ金融會ノ會員ニ對シ遲滞ナク其ノ持分ヲ拂戻スベシ

第九十五條 金融合作社聯合會及金融會聯合會ハ中央會ノ成立ト同時ニ解散シ其ノ權利義務ハ清算ヲ爲サズシテ中央會ニ移轉ス

第九十六條 前二條ノ規定ニ依リ解散シタル金融合作社、金融會、金融合作社聯合會及金融會聯合會ノ解散ノ登記ハ經濟部大臣ノ通知ニ依リ登記處其ノ登記ヲ爲スベシ

第九十七條 主管部大臣ノ指定スル農事合作社又ハ省農事合作社聯合會ハ主管部大臣ノ指定スル合作社又ハ聯合會ノ成立ト同時ニ解散シ其ノ權利義務ハ清算ヲ爲サズシテ當該合作社又ハ聯合會ニ移轉ス

2. 朝鮮の庶民金融機關

1. 金融組合

朝鮮に於ける金融組合は「組合員ノ金融ヲ緩和シ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル」目的を以て、大正三年發布せられた「金融組合令」によつて設立された社團法人である。そしてその起源は遠く明治四十年である。時の韓國財政顧問目賀田種太郎男爵が、朝鮮農民の金融難に陥つて居る有様を救はんが爲に創案せられた小農金融機關に其の端を發したものであつて、明治四十年五月二十日「地方金融組合規則」の發布がその起りである。爾來數度の改正があつたが、大正七年の改正によつて略々現行法の形となつたのである。即ち此の改正によつて

- 1、法令の名稱も「金融組合令」となり
- 2、從來の農村の組合の外に市街地を區域とする都市金融組合を認めたこと
- 3、各道に始めて金融組合聯合會を設けたこと

であつたが、現行の改正は昭和八年八月の改正であつて、これによつて從來の各道の金融聯合會は廢止されて、組合は全部朝鮮金融組合聯合會と云ふ一つの中央機關の傘下に統轄されることとなつたのである。

以上に記述した通り朝鮮の金融組合には村落組合と、都市組合との二種あるのであるが、これは丁度日本の産業組合の、農村組合と市街地信用組合との區別に類したものであるが、朝鮮に於いては産業組合は別に存在するのであつて、村落、都市組合双方共單に金融事業を營むのであつて其の相違は左の通りである。

所在地	村落組合	都市組合
無擔保貸付	二〇〇圓限度	總督府指定の市街地に在るもの 一、〇〇〇圓限度
短期貸付期限	一ケ年	六ケ月
擔保貸付期限	二、〇〇〇圓限度 <small>(小商工業者を含む組合は特に三千圓とする事を得)</small>	六、〇〇〇圓限度
手形貸付	なし	六ケ月 出來る

村落組合、都市組合の相違は大體以上の通りであるが、その他に關しては大して相違した所なく、一般的に同様の取扱ひを受けるのである。

而して一口の出資金額は十圓以上五十圓以下とし、組合員の出資は百口を超えることを許されない。又組合員が組合に對する責任はこの出資額を限度とする有限責任であり、又組合員の決議權の行使は株式會社等と異り出資持口の如何に拘らず一人一票である。これ等は何れも日本内地の産業組合と同様であるが、茲に一つ内地の産業組合と異なる所は、その組合の業務執行者たる理事(組合によつては副理事の所もある)が朝鮮總督の任免するところであると云ふことである。勿論其の他の組合の役員、即ち組合長、評議員、監事等は、組合の意思表示機關たる總會又は總代會に於いて選舉さるゝ事は、内地の産業組合と何等變りはないのである。

而して此の理事の朝鮮總督よりの任免と云ふことは、理論的に云へば相互主義を理想とする組合本來の組織から云へば一寸矛盾のやうであるが、事實は決してさうではなく、内地の産業組合の組合長や理事の中には、從來政黨に關

係の深かつた人や、又營利主義の人や如何はしい人が居た爲、組合の發達が多少阻害されたことのあると云ふ點より考へて、理論的には勿論理事の官選と云ふことは筋道は通らないが、事實としては非常にいゝことであつて、朝鮮の金融組合は寧ろ此の一事によつて非常な發達をしたとも云はれて居る位である。

而して組合の業務は既記の通り、村落組合と都市組合とによつて多少異つて居るが、大體左の通りの業務を行つて居る。

- 一、預金
- 一、貸出
- 一、組合員の必需品の共同購入
- 一、生産品の共同販賣の斡旋
- 一、倉庫保管
- 一、銀行業務の代理

等である。そして昭和十四年度末現在に於ける金融組合数は總計七百二十三であつて、内村落組合六百五十九、都市組合六十四である。又組合員数は個人百九十六萬五千二百八十人、殖産契一萬六千七百三十四、合計百九十八萬二千二十二である。然らば右の組合員に算入されて居る殖産契とは一體どんなものであるかと云へば、從來朝鮮内に在つた契（日本の頼母子講又は無盡）の内産業に關係したものを、昭和十年八月總督府令第二十三號を以て法人化したものであつて、これは組合員の（一）生産品の販賣、（二）必需品の購買、（三）共同施設、（四）産業の指導、（五）共済事業等を營むものであつて、朝鮮内至る所に在る部落的殖産團體の法人であつて、此の殖産契は右の殖産契令によつ

て、五人以上の設立者が契の規約を作り、道知事の認可を得て設立するものであるが、これら殖産契は設立と同時に金融組合又は産業組合の何れかへ加入せねばならぬ事となつて居るのである。而して昭和十五年末に於けるこれら殖産契は合計一萬八千四百八十三であつて、内金融組合所屬のもの一萬七千四百十七、産業組合所屬のもの千六十六を數へて居る。又朝鮮金融組合聯合會は、丁度日本内地の産業組合中央金庫と、全購聯、全販聯及び産業組合中央會の四者をつにしたやうな機能を持つて居るものであつて、組合員の資金供給、預金の受入、必需品の購買及び生産品の販賣の斡旋、組合職員及び組合員の教育事業、共済事業、業務の指導等の仕事をして居るのである。朝鮮に於ける金融組合の事業關係を圖示すれば次頁の通りである。

金融組合令

圖スル社団法人トス

（大正三年五月二十二日）
（制令第二十二號）

第二條 金融組合ノ組合員ハ組合ノ區域内ニ於テ住所ヲ有スル者ニ限ル

改正 大正七年六月第一三號

第三條 金融組合ノ住所ハ主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

昭和三年一月第八號、四年四月第四號、六年六月第一二號、八年八月第八號

第四條 金融組合ノ名稱中ニハ金融組合ナル文字ヲ用フルコトヲ要ス

地方金融組合令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

金融組合ニ非ズシテ其ノ名稱中ニ金融組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

金融組合令

第一章 總 則

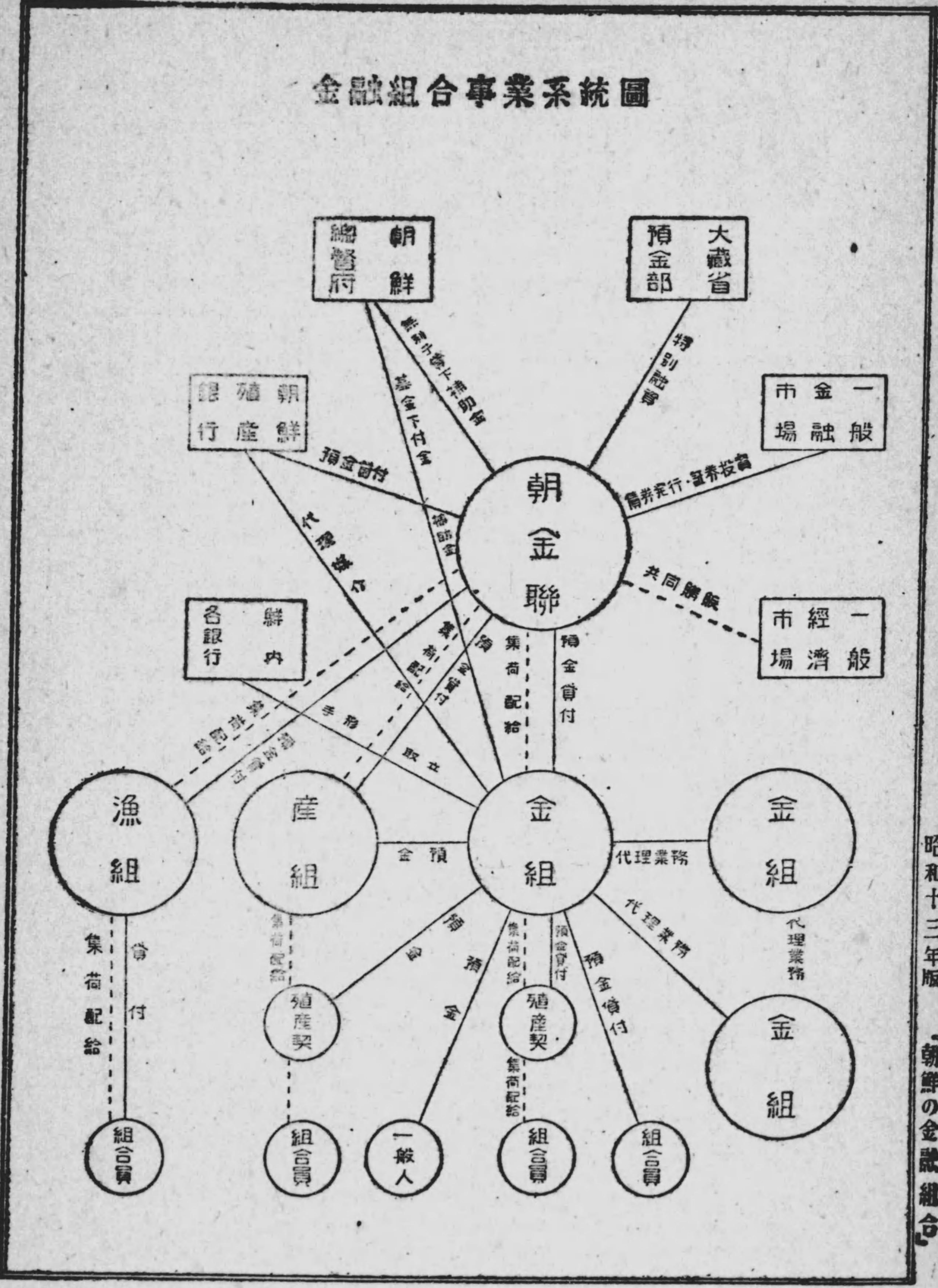
第五條 金融組合ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第一條 金融組合ハ組合員ノ金融ヲ緩和シ其ノ經濟ノ發達ヲ企

一 組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付スル

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

金融組合事業系統圖



コト

二 組合員ノ爲ニ預金ヲ受入レ又ハ期限ヲ定メテ一定金額ノ給付ヲ爲スコトヲ約シ定期ニ若ハ一定ノ期間内ニ於テ數回ニ金錢ヲ受入ルコト

府又ハ朝鮮總督ノ指定シタル市街地ノ組合ノ區域ニ屬スル金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ前項第一號ノ資金ノ爲手形ノ割引ヲ爲スコトヲ得

金融組合ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ組合員ノ爲ニ其ノ貨物ヲ倉庫ニ保管シ又ハ之ニ對シ倉荷證券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ倉荷證券ニハ商法中倉荷證券ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條 金融組合ハ組合員ニ非ザル者ノ爲ニ貯蓄銀行令第一條第一項若ハ第五條第一號ノ業務ヲ爲シ又ハ同令第五條第五號ノ業務ヲ爲スコトヲ得

金融組合ハ無盡會社又ハ無盡管理會社ヨリ預リ金ヲ爲スコトヲ得

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

第九條 業務上ノ餘裕金ハ朝鮮金融組合聯合會若ハ朝鮮總督ノ指定シタル銀行ニ預入シ、郵便貯金ト爲シ又ハ國債證券、地方債證券其ノ他朝鮮總督ノ認可シタル有價證券ヲ買入ルルノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十條 金融組合ハ業務ノ爲ニ必要ナル物件ヲ取得シ又ハ債務辨濟ノ爲物件ヲ引受クル場合ヲ除クノ外動産又ハ不動産ヲ所有スルコトヲ得ズ

第十一條 金融組合ハ本令ニ記載セザル業務ヲ行フコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ命令アリタルトキハ供託又ハ地方金融ノ調節ニ關スル業務ヲ行フコトヲ得

朝鮮總督ハ必要ト認ムルトキハ金融組合ノ業務ヲ制限スルコトヲ得

第十一條ノ二 金融組合ハ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタルトキ朝鮮金融組合聯合會ノ會員ト爲ルモノトス

第十一條ノ三 金融組合ニハ本令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外商法及商法施行法中商人ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條 本令ニ定ムルモノノ外金融組合ノ業務ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二章 設 立

第十三條 金融組合ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り朝鮮總督ノ許可ヲ受クベシ

第十四條 定款ニハ本令ニ規定アルモノノ外左ノ事項ヲ記載シ設立者之ニ署名捺印スベシ

一 目的

二 名稱

三 區域

四 事務所ノ所在地

五 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

六 第一回拂込ノ金額

七 準備金積立ノ方法

八 剩餘金ノ處分ニ關スル規定

九 組合員タル資格ニ關スル規定

十 組合員持分ノ計算方法ニ關スル規定

十一 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

十二 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

十三 業務ノ執行ニ關スル規定

第十五條 金融組合ノ設立ヲ許可スル爲必要アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ既設組合ノ區域及事務所所在地ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

ハ朝鮮總督ハ既設組合ノ區域及事務所所在地ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 金融組合ハ組合員ノ數ヲ限定スルコトヲ得ズ

第十七條 出資一口ノ金額八十圓以上五十圓以下トシ均一ニ之ヲ定ムベシ

第十八條 金融組合ガ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク各組合員ヲシテ第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第十九條 前條ノ拂込アリタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スベシ

一 第十四條第一號乃至第三號、第五號及第十二號ニ掲ゲタル事項

二 事務所

三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ總額

四 設立許可ノ年月日

五 組合長、理事、副理事及監事ノ氏名、住所

金融組合ノ設立ハ其ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十條 前條第一項ニ掲ゲタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スベシ、但

シ前條第一項第三號ノ事項ニ付テハ每事業年度末日ノ現在ニ依リ年度終了後一月内ニ登記ヲ爲スコトヲ得

前項ノ登記前ニ在リテハ登記事項ノ變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ズ

主タル事務所以外ノ事務所ノ所在地ニ於テ登記スベキ事項ヲ登記セザリシトキハ前項ノ規定ハ其ノ事務所ニ於テ爲シタル行爲ニ付テノミ之ヲ適用ス

第二十一條 行政區劃又ハ土地ノ名稱ニ變更アリタルトキハ登記簿ニ記載シタル其ノ名稱ハ當然之ヲ變更シタルモノト看做ス

前項ノ變更アリタルトキハ金融組合ハ遲滞ナク之ヲ登記所ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ登記所ハ登記簿ノ記載ヲ變更スベシ

第二十二條 民法第四十五條第三項、第四十七條及第四十八條ノ規定ハ金融組合ニ之ヲ準用ス、但シ期間ニ付一週間トアルハ二週間トス

第二十三條 組合員ハ出資一口以上ヲ有スベシ

第二十四條 組合員ノ有スベキ出資口數ハ百口ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十五條 組合員ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

第二十六條 組合員ハ拂込ムベキ出資ニ付相殺ヲ以テ組合ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十七條 組合員ハ組合ノ承諾アルニ非ザレバ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

組合員ニ非ザル者ニシテ持分ヲ讓受ケムトスルトキハ第五十七條第一項ノ例ニ依ルベシ

第二十八條 組合員ハ持分ヲ共有スルコトヲ得ズ

第二十九條 持分ノ讓受人ハ其ノ持分ニ付讓渡人ノ權利義務ヲ承繼ス

第三十條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人ハ第五十七條第一項ノ例ニ依リ被相續人ノ持分ヲ承繼スルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ持分ヲ承繼シタル相續人ニ付之ヲ準用ス

第三十一條 組合員ハ總組合員五分ノ一以上ノ同意ヲ得總會ノ

目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ組合長ニ請求スルコトヲ得
前項ノ請求アリタルトキハ組合長ハ二週間内ニ總會ヲ招集スベシ

第三十條 組合員總會ノ招集手續又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令又ハ定款ニ違反スト認ムルトキハ決議ノ日ヨリ一月内ニ其ノ決議ノ取消ヲ通知事ニ請求スルコトヲ得

第四章 管 理

第三十一條 金融組合ニ組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上ヲ置ク、但シ必要アル場合ニ於テハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ理事一人又ハ數人ヲ置クコトヲ得

組合長、監事及評議員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任シ理事及副理事ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

組合長ノ選任ハ通知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

組合設立當時ノ組合長及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第三十二條 監事ハ組合長、理事、副理事其ノ他組合ノ職員ヲ相兼ヌルコトヲ得ズ

第三十三條 組合長ノ任期ハ三年トス、但シ定款ヲ以テ任期中

ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ得

監事及評議員ノ任期ハ二年トス、但シ定款ヲ以テ別段ノ定マ爲スコトヲ得

第三十四條 組合長及監事ノ選任ハ總會組合員ノ半数以上出席シ其ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第三十五條 組合長ハ理事ト共同シテ金融組合ヲ代表ス、但シ組合ノ常務ニ付テハ理事單獨ニ之ヲ代表スルコトヲ得

組合長又ハ理事ニ對シテ爲シタル意思表示ハ組合ニ對シテ其ノ效力ヲ生ズ

組合長ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外總會及評議員會ノ議長ト爲ル、組合長事故アルトキハ理事之ヲ代理シ缺員ノ場合ハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ總會及評議員會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得
副理事ハ組合長及理事ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ理事ノ職務ヲ代理ス

第三十五條ノ二 副理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第三十六條 組合長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ金融組合ノ

業務ヲ執行ス

第三十七條 監事ハ金融組合ノ財産及業務執行ノ狀況ヲ監査ス
監事ハ組合ノ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不正ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ通知事ニ具申スベシ

第三十七條ノ二 金融組合ガ組合長、理事又ハ副理事ト契約ヲ爲ス場合ニ於テハ監事組合ヲ代表ス、組合ト組合長、理事又ハ副理事トノ間ニ於ケル訴訟ニ付亦同ジ

第三十七條ノ三 組合長及理事事故アルトキ又ハ缺員ノ場合ニ於テハ總會ノ招集ハ監事之ヲ行フ

組合長及理事ガ第二十九條第一項ノ規定ニ依ル請求アリタル日ヨリ二週間内ニ正當ノ事由ナクシテ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ監事ハ其ノ總會ヲ招集スベシ

第三十八條 評議員ハ評議員會ヲ組織ス
評議員會ハ組合長之ヲ招集ス

評議員會ハ本令、本令ニ基キテ發スル命令又ハ定款ニ定メタル事項ヲ決議ス、其ノ決議ノ方法ハ定款ノ定ムル所ニ依ル
評議員ハ組合ノ業務ニ關シ組合長ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第三十九條 定時總會ハ毎年一回定款ニ定メタル時期ニ於テ組

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

合長之ヲ招集ス

第四十條 臨時總會ハ必要アルトキ組合長之ヲ招集ス

第四十一條 總會ノ招集ハ少クトモ十日日前ニ其ノ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ各組合員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四十二條 總會ニ於テハ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノ決議ヲ爲スモノトス

第四十三條 總會ノ決議ハ本令又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル組合員ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第四十四條 組合員ノ議決權ハ平等トス

第四十五條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

代理人ハ組合員又ハ同居ノ戶主若ハ家族ナルコトヲ要ス
代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スベシ

第四十五條ノ二 金融組合ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ前條ノ規定ヲ除クノ外前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス、但シ總代會ニ於テハ解散及合併ノ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十五條ノ三 金融組合ト或ル組合員、評議員又ハ總代トノ

關係ニ付決議ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ組合員、評議員又ハ總代ハ議決權ヲ有セズ

第四十六條 組合長及理事ハ定時總會ノ會日ヨリ一週間前ニ財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フベシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲ゲタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第四十七條 組合長及理事ハ前條第一項ニ掲ゲタル書類及監事ノ意見書ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

組合長及理事ハ前項ノ承認ヲ得タルトキハ二週間内ニ其ノ書類ヲ道知事ニ提出シ且貸借對照表ヲ公告スベシ

第四十八條 定款ハ總會ノ決議ヲ經朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第三十四條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第四十九條 金融組合ハ定款ヲ各事務所ニ備ヘ置キ且組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備ヘ置クベシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲ゲタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第五十條ノ二 金融組合ガ其ノ組合員ニ對シテ爲ス通知又ハ

催告ハ組合員名簿ニ記載シタル組合員ノ住所又ハ其ノ者ガ組合ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第五十條 組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 各組合員ノ氏名、住所
- 二 各組合員ノ出資口數

三 出資各口ニ付拂込ミタル金額及其ノ拂込ノ年月日

四 出資各口ノ取得ノ年月日

第五十條ノ二 金融組合ガ出資一口ノ金額ノ減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及貸借對照表ヲ作ルベシ

組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アルトキハ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ定款ノ定ムル方法ニ從ヒテ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ、但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

第五十條ノ三 債權者ガ前條第二項ノ期間内ニ出資ノ減少ニ對シ異議ヲ述ベザリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者ガ異議ヲ述ベタルトキハ組合ハ之ニ辦濟ヲ爲シ又ハ相

當ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ出資ヲ減少スルコトヲ得ズ

第五十一條 金融組合ノ事業年度ハ一年トス

第五十二條 金融組合ハ損失ヲ補填シタル後ニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十三條 金融組合ハ定款ヲ以テ定メタル準備金ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツベシ

剩餘金ハ拂込出資額ニ應ジ年七分以下ノ割合ヲ以テ配當ヲ爲スコトヲ得、但シ組合員ガ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スベキ剩餘金ハ其ノ拂込ニ充ツルコトヲ要ス

第五十三條ノ二 前條第一項ノ準備金ハ左ノ場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

一 損失ノ補填ニ充ツルトキ

二 其ノ金融組合ノ區域ガ他ノ金融組合ノ區域ト爲リタル場合ニ於テ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ其ノ財産ノ一部ヲ他ノ金融組合ニ讓與スルトキ

第五十三條ノ三 金融組合ハ第六條ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ三分ノ一以上ノ金額ヲ左ノ方法ニ依リ管理スベシ

一 朝鮮金融組合聯合會若ハ朝鮮殖産銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

二 國債證券又ハ地方債證券ノ朝鮮金融組合聯合會又ハ朝鮮殖産銀行ヘノ保護預ケ

前項ノ受入金額ハ毎年三月及九月ノ各末日現在ニ依リ之ヲ定ム

第六條ノ規定ニ依ル預金者及給付金ノ債權者ハ其ノ預金及給付金ニ關シテハ第一項ノ規定ニ依リテ管理シタル預ケ金、國債證券及地方債證券ニ付他ノ債權者ニ先チ辦濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第五十四條 金融組合ハ組合員ノ持分ヲ取得スルコトヲ得ズ

第五十五條 組合長、理事又ハ副理事ハ定款又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレザルトキニ限り或ル種類又ハ特定ノ事項ニ付他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第五十六條 金融組合ハ組合長、理事、副理事又ハ前條ノ代理人ガ其ノ職務ヲ行フニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ズ

第五章 加入及脱退

第五十七條 組合員ノ加入ハ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス新ニ組合員ト爲リタル者ハ定款ノ定ムル所ニ依リ直ニ第一回ノ出資拂込ヲ爲スベシ

第五十八條 組合員ハ事業年度ノ終ニ於テ脱退ヲ爲スコトヲ得
但シ三月前ニ其ノ豫告ヲ爲スコトヲ要ス

第五十九條 組合員ハ左ノ事由ニ因リ脱退ス

一 組合員タル資格ノ喪失

二 死亡

三 破産

四 禁治産

五 除名

第六十條 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ

除名ハ評議員會ノ決議ニ依ル、但シ除名シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非ザレバ之ヲ以テ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六十一條 脱退シタル組合員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得、但シ第五十三條第一項ノ準備金ニ對スル持分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル拂戻ノ請求權ハ二年間之ヲ行ハザルニ因リテ消滅ス

第六十二條 持分ノ計算ヲ爲スニ當リ組合ノ財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルニ足ラザルトキハ脱退シタル組合員ハ出資額ヲ

限度トシ其ノ負擔ニ歸スベキ金額ヲ拂込ムベシ

第六十三條 脱退シタル組合員ガ組合ニ對スル債務ヲ完済スル迄ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第六章 監 督

第六十四條 金融組合ハ朝鮮總督及道知事之ヲ監督ス

第六十五條 監督官廳ハ何時ニテモ金融組合ヲシテ其ノ業務又ハ財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ之ヲ検査スルコトヲ得

第六十六條 監督官廳ハ金融組合ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ組合ニ對シ財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第六十七條 金融組合ガ定款、本令、本令ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害スル虞アルトキ又ハ組合ノ事業ノ繼續困難ナルトキハ監督官廳ハ總會若ハ評議員會ノ決議ヲ取消シ、組合長、監事若ハ評議員ノ改選ヲ命ジ又ハ組合ノ事業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ朝鮮總督ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第七章 解 散

第六十八條 金融組合ハ左ノ事由ニ因リ解散ス

一 定款ニ定メタル存立時期ノ滿了又ハ事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 合併

四 組合員ノ缺亡

五 破産

六 前條第二項ノ命令

第六十九條 第三十四條ノ規定ハ解散及合併ノ決議ニ之ヲ準用ス

前項ノ決議ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第七十條 金融組合令第六十八條第一號、第二號又ハ第四號ノ事由ニ因リ解散シタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ解散ノ登記ニ之ヲ準用ス

第七十一條 第五十條ノ二及第五十條ノ三ノ規定ハ金融組合ノ合併ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十二條 削除

第七十三條 金融組合ガ合併ヲ爲シタルトキハ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ合併後存続スル組合ニ在リテハ變更ノ登記ヲ爲ス

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

第六十三條 脱退シタル組合員ガ組合ニ對スル債務ヲ完済スル迄ハ組合ハ其ノ持分ノ拂戻ヲ停止スルコトヲ得

第六章 監 督

第六十四條 金融組合ハ朝鮮總督及道知事之ヲ監督ス

第六十五條 監督官廳ハ何時ニテモ金融組合ヲシテ其ノ業務又ハ財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ之ヲ検査スルコトヲ得

第六十六條 監督官廳ハ金融組合ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ組合ニ對シ財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第六十七條 金融組合ガ定款、本令、本令ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害スル虞アルトキ又ハ組合ノ事業ノ繼續困難ナルトキハ監督官廳ハ總會若ハ評議員會ノ決議ヲ取消シ、組合長、監事若ハ評議員ノ改選ヲ命ジ又ハ組合ノ事業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ朝鮮總督ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第七章 解 散

第六十八條 金融組合ハ左ノ事由ニ因リ解散ス

一 定款ニ定メタル存立時期ノ滿了又ハ事由ノ發生

記ヲ爲シ、合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ在リテハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併ニ因リテ設立シタル組合ニ在リテハ第十九條第一項ノ登記ヲ爲スベシ

第七十四條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第七十五條 金融組合ガ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザルニ至リタルトキハ裁判所ハ組合長及理事若ハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ組合長及理事ハ直ニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第七十六條 解散シタル金融組合債務ヲ完済シ殘餘ノ財産アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處分スルモノトス

第八章 清 算

第七十七條 金融組合解散シタルトキハ合併又ハ破産ノ場合ヲ除クノ外本章ノ規定ニ依リ清算ヲ爲スコトヲ要ス

第七十八條 金融組合ノ清算ハ朝鮮總督ノ監督ニ屬ス

朝鮮總督ハ清算事務及財産ノ狀況ヲ検査シ、財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他監督ニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 清算人ハ朝鮮總督之ヲ任免ス

第八十條 清算人ハ就職後二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ノ登記ヲ爲スベシ

前項ノ登記事項ニ變更アリタルトキハ清算人ハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十條第二項及第三項ノ規定ハ前二項ノ清算人ニ關スル登記ニ之ヲ準用ス

第八十一條 清算人ハ就職後遲滞ナク組合財産ノ狀況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ作り總會ヲ招集シ之ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第八十二條 清算人ハ組合ノ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非ザレバ組合ノ財産ヲ分配スルコトヲ得ズ

第八十三條 清算事務ガ終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り總會ヲ招集シ之ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第八十四條 清算ガ終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スベシ

清算人ハ清算ノ顛末ヲ朝鮮總督ニ報告スベシ

第八十五條 第四十三條乃至第四十五條及民法第七十三條第七十八條乃至第八十一條ノ規定ハ金融組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第九章 登記

第八十六條 金融組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ヲ管轄スル地方法院又ハ其ノ支廳若ハ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第八十七條 登記所ニ金融組合登記簿ヲ備フ

第八十八條 第十九條第一項ノ登記ノ申請書ニハ定款ヲ添附スベシ

第八十九條 事務所ノ移轉其ノ他登記事項變更ノ登記ノ申請書ニハ移轉其ノ他變更ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第八十九條メニ 出資一口ノ金額減少ノ登記ノ申請書ニハ其ノ事實ヲ證スル書面ノ外第五十條ノ二第二項ノ規定ニ依リ催告ヲ爲シタルコト若ハ異議ヲ述べタル債權者アルトキハ之ニ對シ辨濟ヲ爲シ又ハ擔保ヲ供シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第九十條 組合解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ且總會ノ決議又ハ合併ニ因リテ解散シタルトキハ總會ノ決議録ヲ添附スベシ

前條ノ規定ハ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十一條 金融組合ガ朝鮮總督ノ命令ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ其ノ屬託ニ因リテ登記ヲ爲スベシ

第九十二條 金融組合ニ關シ登記シタル事項ハ裁判所遲滞ナク

之ヲ公告スベシ

第九十三條 非訟事件手續法第四百一條乃至第四百十三條、

第四百七十七條乃至第四百九十九條、第五百十條ノ二乃至第五百一十一條ノ六、第五百五十四條乃至第五百七十七條及第七百七十五條乃至第八百八十八條ノ規定ハ金融組合ノ登記ニ之ヲ準用ス、但シ司法大臣トアルハ朝鮮總督、地方裁判所長トアルハ地方法院長トス

第十章 罰則

第九十四條 第四條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條 左ノ場合ニ於テハ金融組合ノ組合長、理事、副理事、監事又ハ清算人ヲ五百圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 監督官廳ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
- 二 登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
- 三 官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

四 第九條乃至第十一條、第十八條、第二十一條第二項、第二十九條第二項、第三十九條、第五十條ノ二、第五十條ノ

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

三第二項、第五十二條、第五十三條、第五十三條ノ三、第七十一條又ハ第七十五條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

五 第四十六條第一項若ハ第四十九條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ第四十六條第一項若ハ第四十九條第一項ニ掲ゲタル書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ、不正ノ記載ヲ爲シ若ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ閱覽セシメザルトキ

六 第四十七條、第六十五條又ハ第八十四條第二項ニ規定スル報告ヲ爲サズ又ハ書類ヲ提出セザルトキ

七 公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

八 清算ノ場合ニ於テ第八十一條乃至第八十三條、民法第七十九條若ハ第八十一條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ債權申出期間満了前ニ債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シタルトキ

九 監督官廳ノ檢査ヲ拒ミ、之ヲ妨ゲ若ハ忌避シ又ハ當該官吏ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキ

十 本令ニ基キテ發スル命令又ハ處分ニ從ハザルトキ

第九十六條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(大正三年朝鮮總督府令第二百二十號ヲ以テ大正三年九月一日ヨリ施行)

舊令ニ依リ設立シタル地方金融組合ハ本令ニ依リ設立シタルモノト看做ス

前項ノ地方金融組合ハ本令施行後三月以内ニ定款ヲ改正シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ第十八條及第十九條ノ規定ニ準ジ出資ノ拂込及登記ノ手續ヲ爲スベシ

裁判所前項ノ登記ヲ爲シタルトキハ従前ノ登記ヲ抹消スベシ

附 則 (大正七年制令第十三號)

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(大正七年朝鮮總督府令第八十七號ヲ以テ大正七年十月一日ヨリ施行)

従前ノ規定ニ依ル地方金融組合登記簿ハ本令ニ依ル金融組合登記簿ト看做シ其ノ登記簿中地方金融組合トアルハ金融組合ニ變更セラレタルモノト看做ス

附 則 (昭和四年制令第四號)

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(昭和四年朝鮮總督府令第三十七號ヲ以テ昭和四年五月一日ヨリ施行)

本令施行ノ際現ニ組合員ニ貸付スル資金ノ爲手形ノ割引ヲ爲シ又ハ組合員ノ爲ニ其ノ生産物ヲ倉庫ニ保管シ若ハ之ニ對シ倉荷

證券ヲ發行スル金融組合ハ別ニ第五條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル朝鮮總督ノ認可ヲ受ケズシテ其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得

本令施行ノ際現ニ存スル金融組合及金融組合聯合會ハ本令ノ施行ニ伴ヒ登記スベキ事項ヲ本令施行後三月内ニ第二十條第一項ノ規定ニ準ジ登記スベシ

本令施行ノ際現ニ組合員ノ有スル出資口數ガ百口ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ百口ヲ超ユル部分ニ付テハ第二十三條第二項ノ規定ヲ適用セズ

本令施行前金融組合ノ爲シタル契約ニシテ本令ニ依リ金融組合ノ爲スコトヲ得ザル業務ニ屬スルモノニ付テハ其ノ契約ノ完了スル迄仍ホ其ノ契約ニ關スル業務ニ限り之ヲ繼續スルコトヲ得本令施行ノ際現ニ在職スル理事ニシテ總會ニ於テ選任セラレタルモノハ第三十一條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ノ任命シタルモノト看做ス

附 則 (昭和三年制令第八號)

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(昭和四年朝鮮總督府令第四十三號ヲ以テ昭和四年七月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和六年制令第十二號)

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

(昭和六年朝鮮總督府令第一百四十四號ヲ以テ昭和六年十二月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和八年制令第八號)

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

2. 無盡會社

朝鮮に於ける無盡會社は、大正十一年四月制令の「朝鮮無盡業令」によつたものであつて、昭和十四年上期までは全道に於ける無盡會社の數は十六社を算して居たが、その後最近に至り全道十六社を合併して朝鮮中央無盡株式會社として一道に一支社を置きこれを統轄することとなつたのである。この新會社の資本金は八百八十四萬圓餘にして、昭和十六年末現在に於ける契約高は二億四百九萬圓餘、組數二千五十七、口數十二萬一千八百三十一である。

3. 契、講會

これは丁度日本の頼母子講、無盡講に相當するものであつて、この起りは高麗朝の末葉、戸布の負擔に應ずる爲即ち軍布契なる納稅團體として起つたのがその始まりである。大體、契又は稷と云ふ文字は、多數の人が集まつて酒宴をする場合を云ふのである。即ち此の納稅團體は李朝時代に入つては、資本生産力の尠い商工業が官府へ納入する貢物を作る爲の團體となり、又一轉して同業組合となり、又更らに轉じて地方自治體ともなつたのである。「六典條例」には「坊里ヲ分チテ、中部八坊九十一契、東部七坊五十三契、南部十一坊七十一契、西部九坊九十一契、北部十二坊

四十四契」となつて、行政の一單位即ち現在日本の隣組のやうなものとなつたのである。更らに契は左の如く各種の種類の團體となつたのである。

- 1、納税貢物の團體
- 2、自給團體
- 3、保險組合
- 4、公共事業組合
- 5、殖産業組合
- 6、相互扶助團體
- 7、金融貯蓄團體
- 8、娛樂團體（酒宴、詩賦、書畫、射的、遊山）
- 9、同業團體（裸負商）
- 10、富籤賭博團體

等であるが、併合以來、朝鮮總督府に於いては各地方廳をして監督に當らしめ、咸鏡北道の如きは早くも明治四十四年、道令を以て各郡に洞契の設立を命じ又手契、農事改良契の如きも獎勵したのである。其の後各道に於いても夫夫善良なる契は保護獎勵すると共に、一方契の取締の爲夫々道令を以て取締規則を出したのである。

契の種類は非常に多く大體左の種類となる。即ち

- a、公共事業を目的とするもの 六十三種
- b、相互扶助を目的とするもの 百七種
- c、産業を目的とするもの 五十八種

- d、金融を目的とするもの 三十二種
- e、其の他の種類に類するもの 四種

而して大正十五年の調査によると、全道を通じて各種の契の数は一萬九千六十七、加入者數八十一萬四千三百三十八人を算したのである。左に朝鮮總督府調査資料第十七輯「朝鮮の契」により、その種類の一覽表を掲げて置く。
而して右の内殖産に關する契は前記「殖産契令」の發布により急激に發達したのであるが、金融に關するもの、契は昭和二年の調査に於いて契の數一萬百四十八、給付契約高九千七百六十二萬三圓に上つて居るのである。又内地人朝鮮人の間に行はれて居る講會は同年に於いて講會數一千五十、給付契約高五千二百二十四萬圓と云はれて居る。

契の種類一覽

一 公共事業を目的とするもの

- 洞 契 洞里の部落住民を以て組織し、各自部落の土木、衛生、産業の助長、生活の向上を圖り、地方自治を行ふ
- 大洞契 同
- 大同契 同
- 里中契 同
- 中 契 同
- 共力契 同
- 部落契 同
- 洞中應役契 民風改善及び互助を行ふ

第五章 滿洲及び朝鮮の庶民金融機關

保安契 里内の保安を圖り、道路、橋梁の維持を行ふ

- 橋 梁 契 橋梁の維持又は新加設を行ふ
- 道 路 契 道路の維持及び修理を行ふ
- 道 契 同
- 社 契 貧民救済、古蹟保存等を行ふ
- 社 倉 契 同
- 均 賦 契 公共事業施行
- 船 舶 契 公共の利便を圖るため渡船を經營す
- 船 契 同
- 船 倉 契 同
- 佛 享 契 公共事業に對する寄附、佛前祭享等を行ふ

惡少年契 勤儉貯蓄の奨励(黄海道延白郡)
 成新契 民風刷新及び殖産興業を行ふ
 禁酒契 民風を革新し餘財を貯蓄す
 斷酒契 民風を革新し餘財を貯蓄す
 救済契 貧民救済
 振興契 弊風惡習の矯正、教育の奨励を行ふ
 興風契 地方改良に努む
 美風契 同
 奨善勸學契 面内有志を以て組織し、孝子、節婦、篤行者の表彰を行ひ優良生徒の褒賞を爲す(平安南道大同郡)
 揚善契 勸善懲惡を目的として組織さる
 一心契 後進人物の養成を行ひ並に相互親睦を圖る
 名勝保存契 名勝の保存を行ふ
 幼年學費契 幼年教育を目的とし契員子弟中の秀才を選抜し教育を受けしむ
 書堂契 書堂の經營管理を行ふ
 齊契 契員の子弟教育を圖る
 書齊契 同
 洪範契 同

教育契 同
 學契 同
 學文契 同
 獎學契 教育の奨励を行ふ
 論衿契 同
 同窓契 同
 幼學契 同
 學校契 學校創立のため組織す
 冊契 漢籍を購入し兒童に教授す
 硯池契 同
 夜學契 無智の農民に智識を授く
 補公契 同
 儒林契 儒學を興隆し先聖を尊奉し自修の規模を維持す
 文廟契 同
 百源契 同
 井戸契 出資金を相當利殖し其の利子を以て洞里の井戸修理に使用す
 修井契 同
 洪契 洪の維持及び修繕を行ふ

溜池契 溜池の維持管理を行ひ水利灌漑の利便を圖る
 堤堰契 堤堰の維持及び修繕等を行ふ
 戶稅契 戶稅納付の爲各契員相當の基金を積立て納稅す
 戶布契 一、納稅義務を勵行す
 二、畜田よりは小作料を徴し、山野よりは糞肥採取、枝打をなし、現金の貸付をなし、其の收入を契用に充つ
 納稅契 各種租稅納付をなす爲め月々若干宛の資財を貯蓄す
 市賦貯蓄契 市場稅納付を目的とし月々若干宛貯蓄す
 洞祭契 部落の災厄疾病等を拂ひ除くため祭事を行ふ
 洞山祭契 同
 山祭契 虎のため人畜の被害無きを山神に祈る契にして契員は當初若干の金圓を積立て資金の運用に依り其の利子にて祭祀を行ふ、之れ虎は山神の使にして山神の惡戯なりとの迷信より出たるものなり
 二、扶助を目的とするもの
 賻助契 冠婚葬祭の際相互扶助を行ふ
 四崇契 同
 供役契 同

連班契 同
 婚喪契 哀樂の情を共にし隣保互助を行ふ
 四寸契 同
 公助契 哀慶の場合に金品の贈與を行ふ
 爲親契 哀慶の場合に金品の贈與を行ふも主として父母の死亡又は還曆等の時に限らる
 冠婚契 冠婚葬祭に必要な器具の購入を爲す
 扶助契 冠婚葬祭用具を備へ契員には無償、契員外へは有料にて使用せしむ
 喪具契 同
 喪朝契 同
 章服契 同
 乘轎契 儀式用の轎を備へ使用せしむ
 轎子契 同
 遮日契 冠婚葬祭時に天幕の貸與を行ふ
 屏風契 隣保互助をなし契員の親喪時には特に金品勞力の提供を行ふ
 慎終契 同
 博義契 同

初喪契同
 喪補契同
 喪中契同
 喪助契同
 廣成契同
 喪葬契同
 畫採契同
 弔慰契同
 護喪花契同
 儀饌契同
 祭需契同
 喪契 喪事の際扶助す
 花契 同
 面人契 同
 坦軍契 葬式當日の夫賃補給を目的とす
 勸孝契 父母の葬喪に際し慰問相助す
 灰契 契員中死亡者あるときは石灰を一斗宛買入れ葬儀に從事す(黃海道松禾郡)

慰親契 父母の葬喪事に相互扶助す
 老人契 同
 報春契 同
 保佐契 同
 無憾契 同
 保信契 父母の葬喪事に相互扶助す
 相信契 契員に不幸ある場合に相互扶助す
 碑石契 契員の父母死亡の場合に燭箱等の使用を共同に
 てなす
 孝信契 指定せる尊族死亡の際一定の金員を贈り且つ互
 助す
 相信契 契員の家族に死亡者ある時は相當の金員を贈る
 互信契 父母喪事に相互扶助す
 信心契 同
 大米契 父母の喪事に互助し且つ米を購ひて贈與す
 白米契 喪費扶助
 酒契 葬祭費用に充つるため毎月若干の金穀を積立つ
 酒煙草契 同
 永興契 同

節酒契 同
 冠帶契 冠婚費用の補助
 婚契 婚姻の際扶助を行ふ
 婚姻契 契員の子弟婚姻の場合に慶賀をなす
 加冠契 冠禮の際互助す
 結義契 慶弔を慰問互助し且つ契員の親睦を圖る
 崇倫契 同
 金蘭契 同
 貽護契 同
 有物契 同
 守信契 同
 誠信契 同
 和親契 同
 賭儀契 同
 喪表契 同
 回甲契 同
 新舊任契 面内新舊區長を以て組織し相互親睦患難相救ふ
 (平安南道大同郡)
 補助契 基金利子を以て契員に事故ある時は相當補助す

親睦契 契員相互の親睦を圖り扶助を行ふ
 敬義契 同
 附近契 同
 蘭竹契 同
 樂友契 同
 誼契 同
 圓契 同
 五倫契 同
 永睦契 同
 補友契 同
 補與契 同
 尙德契 同
 共樂契 同
 御約契 同
 老人契 老者を尊び且つ相互親睦を圖る
 養老契 同
 老送契 同
 南極契 同
 追遠契 契員各自出資運用の上其の利子を祭需費に充つ

十二人契 同(平安南道平原郡)

九人契 同(同)

永慕契 祖宗の祭祀に用ふる器具を貸與す

祭祀契 祖先の祭祀を行ひ相互扶助を行ふ

追遠契 同

宗親契 同

香祀契 同

慕賢契 同

文學契 恩師を追慕し其の祭祀を行ふ

師學契 恩師を追慕し其の祭祀を行ふ

門契 同族者間に於て組織せられ先祖の香水祭を行ひ

且つ相互扶助を行ふ

宗契 同

宗親契 同

三、産業を目的とするもの

農務契 農事の改良並に農業者の相互扶助を行ふ

農民契 同

講農契 同

自治農契 同

農桑契 農事の改良及び協同作業を行ふ

農事改良契 種の改良及び一般農事の改良をなす

働友契 農事の改良及び副業の奨励を行ふ

石春契 同

土地契 農事の改良並に農業資金の貯蓄

小作契 共同にて他人の土地を小作す

振興契 殖産興業を行ふ

社契 同

種牛契 良牛の蕃殖を圖る

種牡牛契 種牡牛を備へ牛質の改良に努む

購牛契 牛の購入をなす

殖牛契 牛の増殖をなす

畜牛契 犢の買入畜牛改良を實行す

豚契 豚の共同飼育を行ふ

養蠶契 蠶の共同飼育、繭の共同販賣等をなす

養蜂契 蜜蜂の共同飼育等をなす

副業奨励契 副業を行ひ勤儉貯蓄をなし恒産を殖す

大木契 同

勸業契 同

博友契 同

勞働契 同

精農契 副業を行ひ勤儉貯蓄をなし恒産を殖す

副業契 同

興業契 契員集会所を定め、吠、器具等を造り資金の

融通をなす

製吠契 副業を行ふ

吠契 同

建織吠契 同

圓中契 同

草履契 同

私契 同

水砧契 精米及び其の他雜穀調製

打揚契 穀物調製

農夫契 同

大豆粒選記念 改良農具購入及び營農資金融通(黃海道新溪

農業資金契 郡)

貯蓄穀物契 穀物の貯蔵を行ふ

貯穀契 同

鐵店契 鐵物工場に於て作業をなす

漁業契 漁業の改良發達を圖る

殖林契 殖林を行ふ

禁松契 同

松禁契 同

植木契 同

松契 同

農林契 同

森林契 同

造林契 同

務本契 殖林及び農事奨励を行ふ

火禁契 山林へ火入を禁止す

養林契 殖林及び愛林思想の涵養に努む

林業契 山林の保護保育に努む

養松契 同

松林保護契 植樹の保護を行ひ且つ公共事業を行ふ

山林保護契 同

優良契 同

四、金融を目的とするもの

月收契 契員の出資金を利殖す
 金融契 貸付を行ひ契員の金融を緩和す
 勤孜契 同
 殖産契 同
 同一契 同
 關富契 同
 太契 同
 作百契 京城附近に行はるゝ取扱無盡に類したるもの
 項契 同
 利息契 基金の利殖を行ふ
 殖利契 同
 貯蓄契 貯蓄を主眼としつゝあり
 貯金契 同
 經濟契 殖利を圖る
 商業貯蓄契 同
 商務契 商人間に於て組織され商業資金の融通を行ひ且つ親睦を圖る
 興農契 低利融通をなす
 勤儉興農貯蓄契 興農貯蓄を行ふ

雜契 利殖を行ふ(黃海道延白郡)
 省耕契 貯蓄及び増殖を行ふ
 五穀契 勤儉貯蓄を行ふ
 牧畜契 同
 少年契 同
 永信契 同
 共益契 同
 三成契 同
 花石契 共同殖産利殖を圖る
 御成婚紀念貯蓄契 今上陛下の御成婚奉祝紀念のため組織され基金は利殖す
 水害紀念農業資金契 大正十一年八月及び九月木道水害救済のため寄贈を受けたる義捐金を以て利殖す(黃海道新溪郡)
 篤契 金融を目的とす、中には富籤類似のものもあり
 作罷契 同
 十層契 高利貸的のものにして加入者一名より若干圓宛出資し、月收、半年收、年收等にて何人にも貸付利得金は各醸出者に分配す
 五、娛樂を目的とするもの

詩契 同志の親睦を計り月數回宛會合し作詩をなす
 詩傳契 同
 射亭契 射亭を設け弓術を試む
 弓術契 同志相集りて弓術を競ふ
 甲契 同年の老人會合し若干の飲食物を準備し年二三回宛愉快に樂しむ
 同甲契 同
 音樂契 音樂の研究を行ふ
 山遊契 春秋の佳節を擇びて山遊を行ふ
 遊山契 同
 永明契 同

4. 個人金融業者

朝鮮總督府財務局理財課昭和十三年の調査によると、朝鮮に於ける個人金融業者の數は左の通りである。

貸金業者 狀況 (昭和十三年九月)	
業者數	貸付口數
内地、人	二、〇四七
朝鮮、人	七、〇九〇
業者數	一五〇、五八一
貸付口數	二七六、七五三
貸付金高	三一、八六八千圓
	三六、六七一

昇平契 別名花柳契と稱し陰曆四月十月二回に分ち財産の利子を以て宴會を開き古來の音樂を演奏す(忠清北道堤川郡)
 殖牛契 鬪牛を目的とし殖牛を行ふ(慶尙南道晉州郡)
 綠舟契 繪畫の會を開き同志の親睦を圖る
 六、其他
 墓地契 墳墓の保護を行ふ
 建築契 子弟分家するとき家屋の建築費用を補助す
 狐網契 狐を捕獲し、其を賣りて利殖す(平安南道)
 祈禱契 祈禱を爲すを目的として組織せらる

外 國 人	七	一八二	一三
合 計	九、一四四	四二七、五一六	六八、五五〇

即ち貸付業者數九千百餘人でその貸付高は六千八百萬圓、貸付口數は四十二萬口で、一口當り平均貸付額は百六十圓餘である。

又金利に關しては左表の「朝鮮總督府統計年報」に就いてその状態を知ることが出来る。しかし市場貸に於ける金利はこれより更に高いものである。

貸金業者平均金利（月利）

内地人間	明治四十四年			昭和十三年		
	最 低	普 通	最 高	最 低	普 通	最 高
内地人間	二二	三一	四八厘	一三	二〇	二分九厘
朝鮮人間	明治四十四年			昭和十三年		
	最 低	普 通	最 高	最 低	普 通	最 高
朝鮮人間	二五	三八	六〇	一六	二五	三六
内 鮮 人 間	明治四十四年			昭和十三年		
	最 低	普 通	最 高	最 低	普 通	最 高
内 鮮 人 間	二八	三七	五六	一五	二三	三三

5. 質屋、當舖

昭和十三年の調査によれば朝鮮に於ける質屋は合計一、二六三で、内、内地人四八一、朝鮮人七八五である。貸付口數は二、七三二、二七一〇であつて、貸付高は一千四百五十六萬三千圓であり、一口當り平均貸付金額は五圓三十三錢である。金利は左表の通りである。

質屋金利（月利）

質屋種類	内地人		朝鮮人	
	最 高	最 低	最 高	最 低
一圓未滿	七分〇	四、六	七、〇	四、七
五圓同	六、〇	四、三	六、〇	四、三
十圓同	五、〇	三、八	五、〇	三、八
五十圓同	四、〇	二、九	四、〇	二、九
五十圓以上	三、一	二、四	二、八	二、四

又公益質屋は昭和十一年末に於いて全道合計十七ヶ所であり、貸出口數一四九、六四五、貸付金額九十六萬二千六百八十八圓と云ふ少額であつて、大した働きをして居ない。

参考文献

一、一般参考書

- 大南洋園
- 大東亞共榮圏の通貨工作
- 南方經濟の指標
- 南方園要覽
- 南洋と華僑
- 南洋の新知識
- 南方經濟の進路
- 大東亞經濟の理論
- 南方共榮圏經濟研究
- 南方園建設の構想
- 南洋經濟論
- 南方讀本
- 大南洋
- 南洋文獻目錄

- 南方經濟研究
- 南方物價對策の諸問題(第二卷、第三號)
- 東南アジアの民族と文化
- 各國協同組合運動
- 南洋の華僑
- 華僑の經濟的地位(東印度)
- 南支南洋の金融
- 各國植民地金融制度
- 蘭印の庶民金融(南洋二六卷、二號)
- 淺香末起著
- 谷口吉彦著
- ハイネ・ゲルデルン著
- 小畑甚二譯
- 三宅亮三編
- 南洋協會編
- 成田節男、吉村泰明譯
- 臺灣總督府財務局
- 東亞經濟調查局
- 南洋協會

二、支那

- 北支の農村
- 南支經濟論
- 支那農村經濟概論
- 近世支那社會經濟史
- 支那農業經濟論(中)
- 支那中央銀行論
- 滿洲及支那の組合制度
- 支那庶民金融論
- 水野 薫著
- 河合俊三著
- 薛暮俊著
- 米澤秀夫譯著
- 岡田巧著
- 天野元之助著
- 德永清行著
- 高田源清著
- 井關孝雄著

三、滿洲

- 滿洲國統制經濟論
- 金融合作社七年史
- 滿洲及支那の組合制度
- 滿洲の農業機構
- 滿洲農村合作運動論叢(上卷)
- 、、、(中卷)
- 、、、(下卷)
- 興農合作社關係法規及定款
- 滿洲合作運動の發展と交易場の歸趨(第一卷、第四號)
- 滿洲當鋪概覽(その二)
- 滿洲當鋪概覽(その一)
- 當鋪に就いて
- 滿洲農村の貸借制度(滿鐵調査月報十三卷、第一號)
- 滿洲に於ける庶民金融(銀行論叢第二七卷、第六號)
- 滿洲事務案内所
- 藤、原 泰著
- 金融合作社聯合會編
- 高田源清著
- 鈴木小兵衛著
- 濱江省興農合作社聯合會刊
- 岡倉伯士論文
- 大興公司營業部調査係
- 大興股份有限公司業務課
- 大興股份有限公司
- 天野元之助論文

四、朝鮮

- 滿洲に於ける特産と當鋪とに就て
- 滿洲帝國經濟總攬(第四金融篇)
- 朝鮮金融論十講
- 近代朝鮮經濟史
- 朝鮮の金融組合
- 金融組合(雜誌) 第二百二十號
- 金融組合令精義
- 金融組合令要義
- 販賣事業並殖産契實務講義要稿
- 金融組合關係法規
- 金融組合貸付實務講義要稿
- 朝鮮農村團體史
- 滿洲中央銀行調査課刊
- 青木 實
- 鈴木武雄著
- 崔 虎 鎮著
- 朝鮮金融組合聯合會編
- 青山政雄著
- 齋藤清治著
- 藤井 實著
- 朝鮮金融組合聯合會刊
- 文 定 昌著

五、舊蘭領印度

- インドネシア點描ジャバ編
- 東印度の文化
- インドネシア經濟の理論的分析
- 高橋和世著
- 齋藤正雄著
- イェ・ファン・ヘルデレン著
- 岩 岡 博譯

華僑の経済的地位 II 東印度

蘭印統計書

蘭印経済史

蘭印の資本と民族経済

蘭印経済概論

蘭・佛印植民司政

蘭領印度農業経済

蘭領東印度篇(南洋叢書第一卷)

蘭領印度に於ける金融状況

Economisch weekblad for the Netherland's Indies, Jaarverzicht

1940, 30 May 1941, No.21/22

J. Vanzunnelegt, P. Joh. Betlink, Beknopt leer-eclesbook

Der economic

ケ田、吉村 譯
成田、日本協會編
國際日本協會編
フアニザアル著
南太平洋研究會譯
濱田、恒一 著

南洋協會編
南、洋、協、會、編
ヘスケス・ベル原著
羽、保、郁 譯
ノ、レ、ツ、ア、原、著

東亞經濟調查局
臺灣總督府調查課
佛領印度支那の農業金融施設(海外經濟事情第四卷第八號)

佛領印度支那の金融事情
佛領印度支那の農業經濟
佛領印度支那篇(南洋叢書第二卷)

佛領印度支那金融事情
佛領印度支那の農業經濟
佛領印度支那篇(南洋叢書第二卷)

泰國資源經濟論
タイ國(南進叢書)
泰國の產業貿易事情
躍進泰國の全貌
泰國農村經濟論
泰國統計書
泰國の通貨と金融機關(南洋第二十六卷第十二號)

泰國資源經濟論
タイ國(南進叢書)
泰國の產業貿易事情
躍進泰國の全貌
泰國農村經濟論
泰國統計書
泰國の通貨と金融機關(南洋第二十六卷第十二號)

泰國資源經濟論
タイ國(南進叢書)
泰國の產業貿易事情
躍進泰國の全貌
泰國農村經濟論
泰國統計書
泰國の通貨と金融機關(南洋第二十六卷第十二號)

泰國資源經濟論
タイ國(南進叢書)
泰國の產業貿易事情
躍進泰國の全貌
泰國農村經濟論
泰國統計書
泰國の通貨と金融機關(南洋第二十六卷第十二號)

泰國資源經濟論
タイ國(南進叢書)
泰國の產業貿易事情
躍進泰國の全貌
泰國農村經濟論
泰國統計書
泰國の通貨と金融機關(南洋第二十六卷第十二號)

華僑の経済的地位 II 東印度

蘭印統計書

蘭印経済史

蘭印の資本と民族経済

蘭印経済概論

蘭・佛印植民司政

蘭領印度農業経済

蘭領東印度篇(南洋叢書第一卷)

蘭領印度に於ける金融状況

Economisch weekblad for the Netherland's Indies, Jaarverzicht

1940, 30 May 1941, No.21/22

J. Vanzunnelegt, P. Joh. Betlink, Beknopt leer-eclesbook

Der economic

六、佛領印度支那

魁生佛印の全貌

佛領印度支那(政治・經濟)

佛領印度支那經濟發達史

佛印に於ける協同組合について(東西經濟論叢(第二卷第三號))

金子鷹之助監修

太平洋協會編

外務省南洋局監修

浦部清治譯

松岡孝兒著

松岡孝兒論文

ヘスケス・ベル原著

羽、出、季、和、太、郎、編

安、井、太、郎、編

外務省

臺灣總督府

イブル・アンリ原著

東亞研究所譯

東亞經濟調查局

吉田榮太郎著

南進社刊

日本貿易振興會刊

宮原武雄著

明石二郎共著

三井、タ、イ、室

シヤム篇(南洋叢書第四卷)

南洋協會
東亞經濟調查局

八、馬來

マレーの研究

馬來統計書

新嘉坡に於ける當舖

英領馬來の金融事情(南洋第二十六卷第十三號)

英領マレー篇(南洋叢書第三卷)

内藤英雄著

國際日本協會編

臺灣銀行調查課

南洋協會

東亞經濟調查局

九、フィリッピン

比律賓の全貌

フィリッピン農業史

比律賓統計書

比島に於ける農村金融組合の組織(南支那及南洋情報第七卷第二十二號)

比律賓篇(南洋叢書第五卷)

影山知二著

シ、ラ、三、郎、譯

法、貴、三、郎、編

神宮寺、編

臺灣南方協會

東亞經濟調查局

一〇、ビルマ

ビルマの現實

ビルマ(南進叢書)

緬甸の經濟

ビルマ統計書

一一、印度

白日の印度

現代印度論

インドの經濟と政治

印度の農事産業組合

印度經濟の研究

印度統計書

印度金融機構の性格(經濟學雜誌第十一卷第六號)

東印度

齋藤博厚著

南進社刊

フアニザアル著

東西研究所刊

日本ビルマ協會編

シ、エ、ル、ヴ、ア、ン、カ、著

江、口、芳、樹、譯

伊、東、敬、著

世界經濟調查會刊

産業組合中央會刊

マ、ン、ス、テ、イ、著

末、高、信、譯

脇山康之助編

小泉弘太郎

ヴ、ア、ン、デ、ン、ボ、ッ、シ、ユ、著

大、江、專、一、譯

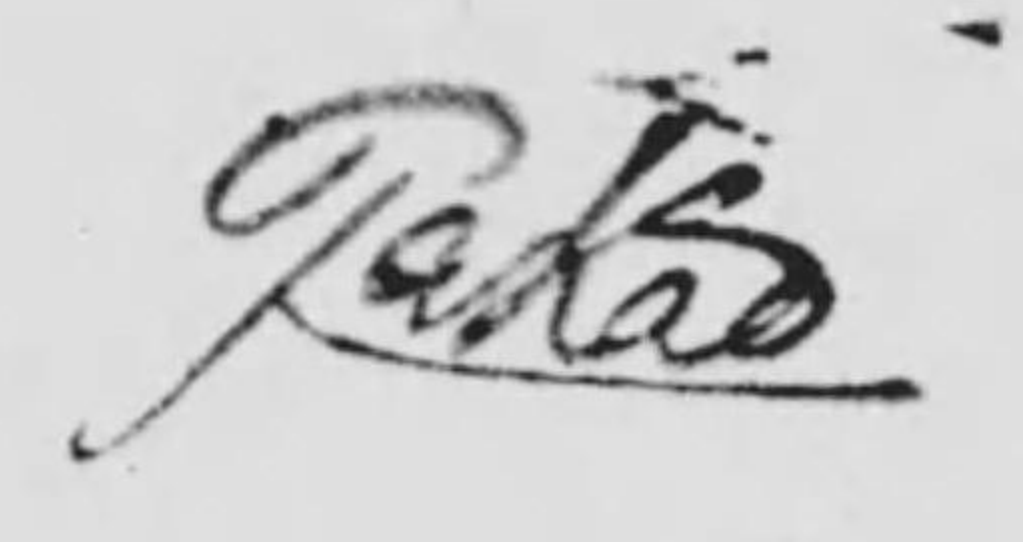
Dr. A. Truin Popular and Rural Credit the Indies (Bulletin of the colonial Institute of Amsterdam vol. I, No. 2, 8, 1933)

井關孝雄主要著作年表

農業金融論	昭和二年	二松堂
産業組合の新指導原理	五年	芝蘭書院
労働銀行	六年	先進社
庶民金融の實際知識	七年	春陽堂
庶民銀行	七年	先進社
金融の常識	七年	千倉書房
小額金融制度論	九年	東京書房
小貸金融機關に就て	十一年	商工省商務課
中小商工業・庶民金融論	十一年	改造社
商店金融の知識	十一年	同文館
中小商工金融論	十二年	同文館
中小商工金融實務誌	十三年	銀行問題研究会
庶民金庫の解説	十三年	帖書房
商店金融概説	十四年	同文館
無盡金融論	十五年	無盡の研究社
支那庶民金融論	十七年	學藝社

昭和十八年六月十五日印刷
 昭和十八年六月二十日發行(初版二、〇〇〇部)

大東亞國庶民金融論
 (出版會承認)
 (出版會承認)
 (い170071號)



著者略歴——大正七年日本大學政経學部卒業、同
 十年四月獨逸留學、同十三年歸朝、日本大學講
 師となり、昭和二年より庶民金融研究所主宰、
 同十二年庶民金庫設立と同時に同金庫に入り現
 在庶民金庫理事。

定價 四圓五十錢
 特別行爲稅相當額十八錢
 實價四圓六十八錢

著者 井關孝雄
 發行者 野口保元
 印刷者 守安 巖
 印刷所 大 同 印刷所
 配給元 日本出版配給株式會社
 東京市神田區淡路町二ノ九
 發行所 東京講演會出版部
 東京市日本橋區通一ノ四
 電話日本橋(24)〇〇〇八番
 振替東京一五二五番

(製本 石黒製本所)

東京商科 金子鷹之助著

南方資源と日本經濟

附 Japan's advance and Great Britain

B 6 四八頁 上製 定價三・五〇(十二〇)

日本製鐵株式會社勞務課長 鈴木舜一編

今日の勤勞問題

B 6 二七〇頁 上製 定價二・三〇(十一五)

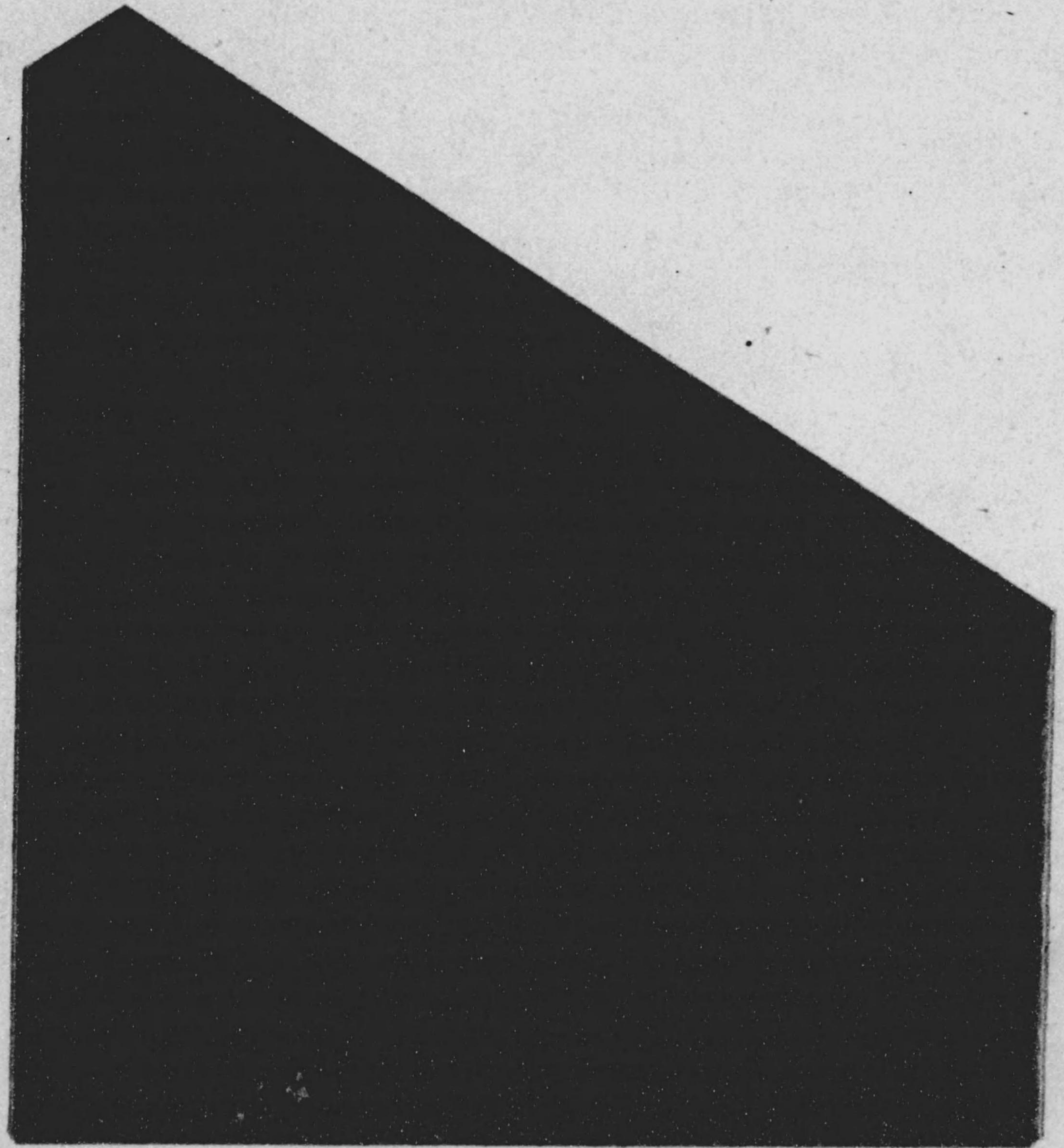
同盟通信社 根津知好著

統制會と中小工業の行方

B 6 一四二頁 定價〇・七〇(十四)

(圖書目錄進呈)

東京講演會出版部刊



3111.30

